

IP通信網サービス契約約款（平成12年西企営第41号）

実施 平成12年7月7日

目次

第1章 総則	4
第1条 約款の適用	4
第2条 約款の変更	4
第3条 用語の定義	4
第2章 IP通信網サービスの種類等	7
第4条 IP通信網サービスの種類	7
第5条 IP通信網サービスの品目等	7
第3章 IP通信網サービスの提供区域	7
第6条 IP通信網サービスの提供区域	7
第4章 契約	7
第7条 契約の種別	7
第8条 契約の単位	7
第9条 契約者回線の終端	7
第10条 IP通信網サービス区域	7
第11条 収容IP通信網サービス取扱所	8
第11条の2 接続契約者回線の収容	8
第12条 契約申込の方法等	8
第13条 契約申込の承諾	8
第14条 基本契約期間	9
第15条 契約者回線等番号	9
第16条 品目等の変更	9
第16条の2 削除	
第17条 契約者回線の移転	9
第17条の2 削除	
第18条 契約者回線の異経路	10
第19条 その他の契約内容の変更	10
第20条 IP通信網サービスの利用の一時中断	10
第21条 削除	
第22条 IP通信網サービス利用権の譲渡	10
第22条の2 IP通信網サービスの転用	11
第22条の3 IP通信網サービスの事業者変更	12
第23条 IP通信網契約者が行うIP通信網契約の解除	13
第23条の2 IP通信網契約者が行う初期契約解除	13
第24条 当社が行うIP通信網契約の解除	13
第25条 その他の提供条件	14
第5章 付加機能	14
第26条 付加機能の提供	14
第27条 付加機能の利用の一時中断	15
第28条 利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加機能	15
第6章 端末設備の提供等	15
第29条 端末設備の提供	15

第30条	端末設備の移転	15
第31条	端末設備の利用の一時中断	15
第7章	回線相互接続	15
第32条	回線相互接続	15
第8章	利用中止等	16
第33条	利用中止	16
第34条	利用停止	16
第9章	通信	17
第35条	発信者番号通知	17
第36条	通信利用の制限等	18
第36条の2	削除	
第10章	料金等	18
第1節	料金及び工事に関する費用	18
第37条	料金及び工事に関する費用	18
第2節	料金等の支払義務等	19
第38条	利用料金の支払義務	19
第39条	手続きに関する料金の支払義務	20
第40条	削除	
第41条	工事費の支払義務	20
第42条	線路設置費の支払義務	20
第42条の2	初期契約解除に係る取扱い	21
第3節	料金の計算等	21
第43条	料金の計算等	21
第4節	割増金及び延滞利息	21
第44条	割増金	21
第45条	延滞利息	21
第5節	協定事業者に係る債権の譲受等	22
第46条	協定事業者に係る債権の譲受等	22
第47条	協定事業者が定める料金等の滞納通知	22
第6節	債権の譲渡	22
第47条の2	債権の譲渡	22
第11章	保守	22
第48条	I P 通信網契約者の維持責任	22
第49条	I P 通信網契約者の切分責任	22
第50条	修理又は復旧の順位	22
第12章	損害賠償	23
第51条	責任の制限	23
第52条	免責	24
第13章	雑則	24
第53条	承諾の限界	24
第54条	利用に係る I P 通信網契約者の義務	24
第55条	I P 通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等	24
第56条	I P 通信網サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧	24
第57条	I P 通信網契約者の氏名の通知等	24
第58条	協定事業者等からの通知	25
第59条	協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行	25

第60条 協定事業者による I P 通信網サービスに関する料金 等の回収代行	25
第61条 法令に規定する事項	26
第62条 閲覧	26
第14章 附帯サービス	26
第63条 附帯サービス	26
別記	
1 I P 通信網サービスの提供区域等	27
2 I P 通信網契約者の地位の承継	27
3 I P 通信網契約者の氏名等の変更の届出	27
4 I P 通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等	28
5 自営端末設備の接続等	28
6 自営端末設備に異常がある場合等の検査	28
7 自営電気通信設備の接続	29
8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	29
9 当社の維持責任	29
9の2 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の 額よりも過小であった場合の取扱い	29
10 利用権に関する事項の証明	30
10の2 適格請求書の発行	30
11 支払証明書の発行	30
12 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行	30
13 サービス料金回収代行等	30
14 サービス料金回収代行等に係る免責	31
15 削除	
16 削除	
16の2 削除	
17 新聞社等の基準	31
料金表	
通則	32
第1表 料金	33
第1類 I P 通信網サービスに関する利用料金	33
第2類 手続きに関する料金	98
第2表 工事に関する費用	100
第1 削除	
第2 工事費	100
第3 線路設置費	122
第3表 附帯サービスに関する料金等	124
第1 証明手数料	124
第1の2 適格請求書の発行手数料	124
第2 支払証明書の発行手数料	124
第3 削除	
第4 削除	
料金表別表1 削除	
料金表別表2 削除	
料金表別表3 学校に限定した利用料金及び工事費の割引の適用	125
料金表別表4 削除	
附則	128
基本的な技術的事項	383

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このIP通信網サービス契約約款（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第20条第1項の規定に基づき定めるものを含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりIP通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

ただし、別段の合意（事業法第20条第5項の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

なお、当社が別段の合意により締結する「光コラボレーションモデルに関する契約」におけるIP通信網サービスに係る料金その他の提供条件は、各IP通信網契約者に対して同一のものとします。

(注) 本条のほか、当社は、IP通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、法令の規定に従い、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、前項の変更を行う場合は、この約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びに効力発生時期を、IP通信網契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

3 IP通信網契約者は、前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づくIP通信網契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 IP通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 IP通信網サービス	IP通信網を使用して行う電気通信サービス
5 契約約款等	契約約款又は電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
6 IP通信網サービス取扱所	(1) IP通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりIP通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7 所属IP通信網サービス取扱所	そのIP通信網サービスの契約事務を行うIP通信網サービス取扱所

8 取扱所交換設備	I P通信網サービス取扱所に設置される交換設備
9 I P通信網契約	当社から I P通信網サービスの提供を受けるための契約（臨時 I P通信網契約を除きます。）
10 臨時 I P通信網契約	30日以内の利用期間を指定して当社から I P通信網サービスの提供を受けるための契約
11 特定事業者	当社が別に定める者
12 特定電気通信サービス	特定事業者が提供する電気通信サービス（当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）
13 I P通信網契約者	当社と I P通信網契約を締結している者
14 臨時 I P通信網契約者	当社と臨時 I P通信網契約を締結している者
15 利用回線	<p>(1) 電話サービス契約約款に規定する電話サービス（加入電話契約又は臨時加入電話契約に係るものに限ります。）の契約者回線又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第 1 種総合デジタル通信サービス若しくは第 2 種総合デジタル通信サービスの契約者回線であって、I P通信網契約に係るもの</p> <p>(2) この約款に規定するメニュー 1、メニュー 4 又はメニュー 5（メニュー 5 - 1 の 10Gb/s のもの及びメニュー 5 - 2 の 10Gb/s のものを除きます。）に係る契約者回線（メニュー 1 又はメニュー 4 の利用回線型サービスに係る電気通信回線を含みます。）であって、メニュー 8 に係る I P通信網契約に係るもの</p> <p>(3) メニュー 5（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものに限ります。）に係る契約者回線であって、メニュー 5 - 4 に係る I P通信網契約に係るもの</p>
16 契約者回線	I P通信網契約又は臨時 I P通信網契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
16の 2 接続契約者回線	I P通信網と相互に接続する電気通信回線（当社が別に定めるものに限ります。）であって、メニュー 8 に係る契約者回線型サービスの利用のために設置されるもの
16の 3 回線収容部	接続契約者回線を収容するために当社が設置する電気通信設備
17 契約者回線等	<p>(1) 利用回線</p> <p>(2) 契約者回線</p> <p>(3) 回線収容部</p> <p>(4) 当社が必要により設置する電気通信設備</p>
18 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第 16 条第 1 項の届出をした者又は事業法第 9 条の登録を受けた者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結し

	<p>た協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点（当社が協定事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この欄において同じとします。）へ提供している都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。）をまたがる伝送に関する卸電気通信役務（事業法第29条第10項に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る区間との分界点を含みます。）</p>
19 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
20 収容 I P 通信網サービス取扱所	その契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されている I P 通信網サービス取扱所
21 D S L 方式	契約者回線等において変復調装置を用いて高速の符号伝送を可能とする通信の伝送方式であって、22欄に規定する D S L 方式に起因する事象となる場合があるもの
22 D S L 方式に起因する事象	電気通信回線設備の回線距離若しくは設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信回線等からの信号の漏えい又は電気通信回線設備の終端に接続される電気通信設備の態様等により、その電気通信回線設備による通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）
23 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）
24 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
25 自営端末設備	I P 通信網契約者又は臨時 I P 通信網契約者が設置する端末設備
26 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
27 加入電話等契約者	<p>(1) 加入電話契約者若しくは臨時加入電話契約者、総合デジタル通信サービスに係る第1種契約者、臨時第1種契約者、第2種契約者又は臨時第2種契約者</p> <p>(2) 15欄の(2)に係る I P 通信網契約者</p> <p>(3) メニュー5 - 4に係る I P 通信網サービスの利用回線となるメニュー5に係る I P 通信網契約者</p>
28 加入電話等に関する権利	<p>(1) 電話加入権、総合デジタル通信サービスに係る第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約に基づいて総合デジタル通信サービスの提供を受ける権利</p> <p>(2) 15欄の(2)に係る I P 通信網サービス利用権（ I P 通信網契約者が I P 通信網契約に基づいて I P 通信網サービスの</p>

	提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。 (3) メニュー5-4に係るIP通信網サービスの利用回線となるメニュー5に係るIP通信網サービス利用権
29 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 IP通信網サービスの種類等

(IP通信網サービスの種類)

第4条 IP通信網サービスには、次の種類があります。

種類	内容
利用回線型サービス	利用回線(その加入電話等契約者がIP通信網契約者又は臨時IP通信網契約者と同一の者(その利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その加入電話等契約者が指定する者としてします。)となるものに限ります。)を使用して提供するIP通信網サービス
契約者回線型サービス	契約者回線又は回線収容部を設置して提供するIP通信網サービス

(IP通信網サービスの品目等)

第5条 IP通信網サービスには、料金表に規定する品目及び通信又は保守の態様による細目(以下「細目」といいます。)等があります。

第3章 IP通信網サービスの提供区域

(IP通信網サービスの提供区域)

第6条 当社のIP通信網サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

第4章 契約

(契約の種類)

第7条 IP通信網サービスに係る契約には、次の種別があります。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- (1) IP通信網契約
- (2) 臨時IP通信網契約

(契約の単位)

第8条 当社は、契約者回線等1回線ごとに1のIP通信網契約(臨時IP通信網契約を含みます。以下同じとします。)を締結します。

2 IP通信網契約者(臨時IP通信網契約者を含みます。以下同じとします。)は、1のIP通信網契約につき1人に限ります。

(契約者回線の終端)

第9条 当社は、IP通信網契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点(その地点が当社のIP通信網サービス取扱所内となる場合を除きます。)を定めるときは、IP通信網契約者と協議します。

(IP通信網サービス区域)

第10条 当社は、料金表第1表(料金)に定めるところによりIP通信網サービス区域

を設定します。

- 2 当社は、I P通信網サービス区域を表示する図表をそのI P通信網サービス区域内の契約事務を行うI P通信網サービス取扱所において閲覧に供します。
(収容I P通信網サービス取扱所)

第11条 契約者回線等は、それぞれ次のI P通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に収容します。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区 別	収容I P通信網サービス取扱所
1 契約者回線等の終端のある場所がI P通信網サービス区域内となるもの	そのI P通信網サービス区域内のI P通信網サービス取扱所であって、当社が指定するもの
2 契約者回線等の終端のある場所がI P通信網サービス区域外となるもの	その契約者回線等の終端のある場所の近隣のI P通信網サービス取扱所であって、当社が指定するもの

- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、収容I P通信網サービス取扱所を変更することがあります。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第50条(修理又は復旧の順位)の規定による場合は、収容I P通信網サービス取扱所を変更することがあります。

(接続契約者回線の収容)

第11条の2 当社は、当社が指定するI P通信網サービス取扱所の1の回線収容部に1の接続契約者回線を収容します。

- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他のI P通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第50条(修理又は復旧の順位)の規定による場合は、他のI P通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

(契約申込の方法等)

第12条 I P通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うI P通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) I P通信網サービスの品目又は細目
- (2) 利用回線型サービスについては、利用回線に係る契約者回線番号又は契約者回線等番号
- (3) 契約者回線型サービスについては、契約者回線の終端の場所
- (4) その他申込みの内容を特定するための事項

- 2 前項の規定にかかわらず、メニュー1、メニュー4及び回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスに係るI P通信網契約は新たに申込むことができません。

(契約申込の承諾)

第13条 当社は、I P通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、臨時I P通信網契約に係る契約申込があった場合は、申込みのあったI P通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その契約申込を承諾します。

3 削除

- 4 当社は、前3項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

有していたIP通信網サービスに係る一切の権利及び義務（第46条（協定事業者に係る債権の譲受等）の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務及び第47条の2（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みます。以下この条において同じとします。）を承継します。

（注1）本条第3項第2号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。

- (1) IP通信網サービス利用権の譲渡が、その利用回線（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）に係る加入電話等に関する権利の譲渡に伴うものでないとき。
- (2) IP通信網サービス利用権を譲り受けようとする者がそのIP通信網契約に係る加入電話等に関する権利を譲り受けようとする者（その利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その加入電話等契約者が指定する者とします。）と同一の者でないとき。

（注2）本条第3項第3号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。

- (1) IP通信網サービス利用権の譲渡が、その閉域グループ内回線に係るIP通信網サービス利用権の譲渡に伴うものでないとき。
- (2) IP通信網サービス利用権を譲り受けようとする者がその閉域グループ内回線に係るIP通信網サービス利用権を譲り受けようとする者（その閉域グループ内回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その閉域グループ内回線の契約を締結している者が指定する者とします。）と同一でないとき。

（注3）本条第3項第4号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。

- (1) 回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスに係るIP通信網サービス利用権を譲り受けようとする者がそのIP通信網契約に係る接続契約者回線の契約を締結している者と同一の者でないとき。
- (2) 契約者回線型サービスに係るIP通信網サービス利用権を譲り受けようとする者が他のメニュー8に係るIP通信網契約を締結している者（その契約者回線型サービスに係るVPNグループに属するクラス1に係る者に限り）と同一の者でないとき。

（IP通信網サービスの転用）

第22条の2 IP通信網契約者（メニュー5（メニュー5-1又はメニュー5-2のものの場合、光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。メニュー5-4のものの場合、当社が別に定めるものに限り）に係るものに限り）は、IP通信網サービスの転用（IP通信網契約者が現に利用しているIP通信網サービスから光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者がメニュー5を用いて提供する電気通信サービスに移行することをいい、以下同じとします。）を請求（第22条の3に規定するIP通信網サービスの事業者変更の請求があった場合を除きます。）することができます。

2 当社は、前項の規定によりそのIP通信網サービスの転用の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

- (1) 第13条（契約申込の承諾）第4項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 光コラボレーションモデルに関する契約を締結している転用先の電気通信事業者が承諾しないとき。
- (3) そのIP通信網サービスがメニュー5-1の1Gb/sのプラン2である場合は、転用先の電気通信事業者が、当社にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s、1Gb/sのプラン3若しくは10Gb/s又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3-1、200Mb/s、1Gb/s若しくは10Gb/sのものに係るIP通信網サービスへの品目等の

ら事業者変更の請求の取消しがあったとき。

4 当社は、前3項の規定により、そのIP通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめIP通信網契約者にそのことを通知します。

ただし、メニュー5-4、メニュー7-5又はメニュー8（当社が別に定めるものに限ります。）に係るIP通信網契約については、この限りではありません。

（注1）本条第3項第1号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。

- (1) 利用回線について、加入電話等契約の解除（メニュー8（当社が別に定めるものに限ります。）に係るIP通信網契約については、利用回線に係るIP通信網サービスの移転、転用及び事業者変更に伴うものを除きます。）があったとき。
- (2) 利用回線について、加入電話等に関する権利の譲渡があった場合であって、IP通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求がないとき。
- (3) 利用回線について、利用休止があったとき。
- (4) 利用回線が、移転等によりIP通信網サービスの提供区域外となったとき。
- (5) メニュー1及びメニュー4に係る利用回線について、移転があったとき。

（注2）本条第3項第2号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。

- (1) 閉域グループ内回線について、IP通信網契約の解除（移転、転用及び事業者変更に伴うものを除きます。）があったとき。
- (2) 閉域グループ内回線について、IP通信網サービス利用権の譲渡があった場合であって、IP通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求がないとき。
- (3) 閉域グループ内回線が、移転等によりIP通信網サービスの提供区域外となったとき。

（注3）本条第3項第3号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。

- (1) 回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスについて、移転等によりその回線収容部に接続契約者回線を収容しないこととなったとき。
- (2) 回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスについて、そのIP通信網契約者がそのIP通信網契約に係る接続契約者回線の契約を締結している者同一の者でないとき。
- (3) 契約者回線型サービスについて、そのIP通信網契約者が当社と締結している他のメニュー8に係るIP通信網契約（その契約者回線型サービスに係るVPNグループに属するクラス1のものに限ります。）の解除があったとき。
- (4) 契約者回線型サービスについて、そのIP通信網契約者がメニュー8に係るIP通信網契約者（その契約者回線型サービスに係るVPNグループに属するクラス1に係る者に限ります。）と同一の者でないとき。
- (5) クラス2に係る利用回線型サービスについて、その利用回線型サービスに係るVPNグループの廃止があったとき。

（その他の提供条件）

第25条 IP通信網契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第5章 付加機能

（付加機能の提供）

第26条 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、料金表第1表（料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

3 IP通信網契約者は、その接続について、第1項の規定により所属IP通信網サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。

4 IP通信網契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により所属IP通信網サービス取扱所に通知していただきます。

第8章 利用中止等

(利用中止)

第33条 当社は、次の場合には、IP通信網サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき（相互接続協定に基づき協定事業者から請求があったものを含みます。）

(2) 第36条（通信利用の制限等）の規定により、IP通信網サービスの利用を中止するとき。

(3) 利用回線型サービスについて、利用回線に係る電話サービス、総合デジタル通信サービス又はIP通信網サービスの利用中止を行ったとき。

(4) メニュー7-5に係るIP通信網サービスについて、閉域グループ内回線の利用中止を行ったとき。

(5) 当社が別に定める契約者回線等について回線収容替え工事を行うとき。

2 当社は、前項の規定によりIP通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをIP通信網契約者に当社が別に定める方法によりお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合又は相互接続協定に基づく協定事業者からの請求によるものである場合は、この限りではありません。

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める方法は、次のとおりとします。

ただし、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、この限りではありません。

(1) 本条第1項第1号及び第2号に該当するときは、当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめIP通信網契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は当社が指定するホームページによる周知を行います。

(2) 本条第1項第3号、第4号及び第5号に該当するときは、当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめIP通信網契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は電話又は書面等による通知を行います。

(利用停止)

第34条 当社は、IP通信網契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのIP通信網サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったIP通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのIP通信網サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第47条の2（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）

(2) IP通信網契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のIP通信網

第2節 料金等の支払義務等

(利用料金の支払義務)

第38条 I P通信網契約者は、その契約に基づいて、当社がI P通信網サービスの提供を開始した日(付加機能又は端末設備についてはその提供を開始した日)から起算して、I P通信網契約の解除があった日(廃止される契約者回線、付加機能又は端末設備についてはその廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定する利用料金(第4項及び第5項に規定するものを除きます。以下、第3項まで同じとします。)の支払いを要します。

ただし、付加機能を利用して行った通信に関する利用料金について、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりI P通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、I P通信網契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (3) I P通信網契約者は、次の事由等により、相互に接続する協定事業者の電気通信設備を利用することができなくなった場合であっても、そのI P通信網契約に係る利用料金の支払いを要します。
 - (ア) 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止、相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止
 - (イ) 相互に接続する協定事業者の電気通信設備の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その電気通信設備を利用する契約を締結する者に帰する事由
- (4) 前3号の規定によるほか、I P通信網契約者は、次の場合を除き、I P通信網サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 I P通信網契約者の責めによらない理由により、そのI P通信網サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(2欄に該当する場合、3欄に該当する場合又はDSL方式を利用したI P通信網サービスにおいてDSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。)にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのI P通信網サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりそのI P通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのI P通信網サービスについての料金

請求しない場合があります。

第5節 協定事業者に係る債権の譲受等

(協定事業者に係る債権の譲受等)

第46条 協定事業者(当社が別に定める者に限ります。以下この条において同じとします。)と電気通信サービスに係る契約を締結しているIP通信網契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び協定事業者は、IP通信網契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するIP通信網サービスの料金とみなして取り扱います。

(協定事業者が定める料金等の滞納通知)

第47条 IP通信網契約者は、IP通信網契約者が前条の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を当社が定める支払期日までに支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第47条の2(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。))は、当社がその料金の支払いがない旨等を協定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

第6節 債権の譲渡

(債権の譲渡)

第47条の2 IP通信網契約者は、当社が、この約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権(第46条(協定事業者に係る債権の譲受等)の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を支払う義務を含みます。))を、当社が別に定める事業者(以下「請求事業者」といいます。))に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、IP通信網契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第11章 保守

(IP通信網契約者の維持責任)

第48条 IP通信網契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

(IP通信網契約者の切分責任)

第49条 IP通信網契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、IP通信網契約者から要請があったときは、当社は、IP通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果をIP通信網契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、IP通信網契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、IP通信網契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結しているIP通信網契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第50条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第36条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信

プラン 2	プラン 1 以外のもの
-------	-------------

C 通信が可能な契約者回線等による細目

品 目	内 容
グレード 1	その契約者回線に係る通信について、メニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 5 - 1 若しくは 200Mb/s 又はメニュー 5 - 2 の 100Mb/s の カテゴリー 3 - 1 若しくは 200Mb/s のものに係る契約者回線との間の通信のみが可能なもの
グレード 2	グレード 1 以外のもの

(オ) メニュー 2 - 2 - 1 における 1 Gb/s のものには、次表のとおりその他の細目があります。

A 伝送速度に関する細目

細 目	内 容
100Mb/s	100Mbit/s の符号伝送が可能なもの
200Mb/s	200Mbit/s の符号伝送が可能なもの
300Mb/s	300Mbit/s の符号伝送が可能なもの
400Mb/s	400Mbit/s の符号伝送が可能なもの
500Mb/s	500Mbit/s の符号伝送が可能なもの
600Mb/s	600Mbit/s の符号伝送が可能なもの
700Mb/s	700Mbit/s の符号伝送が可能なもの
800Mb/s	800Mbit/s の符号伝送が可能なもの
900Mb/s	900Mbit/s の符号伝送が可能なもの
1 Gb/s	1 Gbit/s の符号伝送が可能なもの

B 保守の態様による細目

細 目	内 容	
クラス 1	クラス 2 以外のもの	
クラス 2	クラス 2 - 1	契約者回線が二重化されているものであって、クラス 2 - 2 以外のもの
	クラス 2 - 2	契約者回線が二重化されているものであって、その両方を収容 I P 通信網サービス取扱所から契約者回線の終端への伝送方向についての通信において、同時に利用することが可能なもの

(注) 保守の態様による細目にかかわらず、符号伝送に係る伝送速度については、A (伝送速度に関する細目)

す。

品 目	内 容
100Mb/s	最大100.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
200Mb/s (フレッツ 光 ネクスト ファ ミリー・ハイス ピードタイプ)	同時に通信が可能な1の着信先ごとに最大200.0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
1Gb/s	最大概ね1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
10Gb/s (フレッツ 光 クロス ファミ リータイプ)	最大概ね10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

1 当社は、メニュー5 - 1の1Gb/s及び10Gb/sの品目について、IPv6通信相手先拡張機能に相当する機能が利用できる状態で提供します。

2 前項に規定するIPv6通信相手先拡張機能に相当する機能については、料金表第1表第1類第1の2(料金額)の2 - 9(付加機能利用料)の規定に準じて取り扱います。

(注)200Mb/sのものは、当社が別に定める電気通信設備との間における通信であって、収容IP通信網サービス取扱所から契約者回線の終端への伝送方向に係る伝送速度は、最大概ね1Gbit/sまでとなります。

(エ) メニュー5 - 1には、次表のとおり細目があります。

A 100Mb/sの品目における通信の態様による細目

区 別	内 容
プラン5 - 1(フ レッツ 光ネク スト ファ ミリータ イプ)	IP通信網内において、付加機能を利用することなくIPv6による通信を行うことができるものであって、帯域確保機能を利用した通信を行うことが可能なもの

B 1Gb/sの品目における通信の態様による細目

区 別	内 容
プラン2(フレ ッツ 光ネク	帯域確保機能を利用した通信を行うことが可能なものであって、同時に

場合には、保守グループ代表者は、その契約者グループの代表者（A（B）（契約者グループの態様による区別）の表に規定する者とし、ます。）としていただきます。

6 1の保守グループに属する契約者回線が8を下回った場合であって、その状態がそのことを当社がIP通信網契約者に通知した日の翌日から起算して3ヶ月連続したときのタイプ2のものに係る加算料は、その保守グループに属する契約者数が8を下回っている期間に限り、2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線をタイプ2 - 1のものに係る契約者回線とみなして適用します。

7 前項の規定にかかわらず、A（B）（契約者グループの態様による区別）の表中備考の4の規定に該当する場合のタイプ2の加算額は、2（料金額）の規定にかかわらず、その契約者回線をメニュー5 - 1における品目が100Mb/sのもののうちプラン2のものとみなして適用します。

8 IP通信網契約者は、そのIP通信網契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更（その細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。）の請求を行うことはできません。

9 タイプ1 - 2のものは、メニュー5 - 2の1Gb/s及び10Gb/sの品目のものに提供します。

(キ) メニュー5 - 4に係るIP通信網契約者は、メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン5 - 1、200Mb/s、1Gb/sのプラン3若しくは10Gb/sのもの又はメニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリ - 3 - 1、200Mb/s、1Gb/s若しくは10Gb/sのものに係る付加機能及び端末設備（当社が別に定めるものを除きます。）を利用することができます。

(ク) メニュー5 - 4には、次表のとおり利用回線における保守の態様による細目があります。

区 別	内 容
タイプ 1 - 1	午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、そのIP通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとし、ます。）においてその修理又は復旧を行うもの
タイプ 1 - 2	そのIP通信網契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前7時から午後10時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとし、ます。）においてその修理又は復旧を行うもの

タイプ2 | タイプ1 - 1 及びタイプ1 - 2 以外のもの

備考 タイプ1 - 2 及びタイプ2 のものに係る利用料金は、1 の利用回線ごとに算定するものとし、その利用回線が相当する提供の形態による区別に応じて、それぞれ料金表第1 表第1 類第1 の2 (料金額) の2 - 5 - 1 (利用料) (②) に規定する額を適用します。

(ケ) メニュー5 (メニュー5 - 4 のものを除きます。) に係る通信は、I P 通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー2、メニュー5 若しくはメニュー7 に係る契約者回線 (当社が別に定める場合を除きます。) との間において行うことができます。

(コ) 削除

カ 削除

キ メニュー7

(I P v 6 による通信のみ行うことが可能なもの)

(ア) メニュー7 は、契約者回線型サービスのみ提供します。

(イ) メニュー7 には、次表のとおり通信の態様による細目があります。

区 別	内 容
メニュー7 - 2 (フレッツ・キャスト)	メニュー5 - 1 の100Mb/s のプラン5、200Mb/s、1 Gb/s のプラン2 若しくはプラン3 若しくは10Gb/s 又はメニュー5 - 2 の100Mb/s のカテゴリ- 3、200Mb/s、1 Gb/s 若しくは10Gb/s に係る契約者回線との間においてのみ通信を行うことが可能なものであって、メニュー7 - 4、メニュー7 - 5 及びメニュー7 - 6 以外のもの
メニュー7 - 4 (フレッツ・ジョイント)	メニュー5 - 1 の100Mb/s のプラン5、200Mb/s、1 Gb/s のプラン2 若しくはプラン3 若しくは10Gb/s 又はメニュー5 - 2 の100Mb/s のカテゴリ- 3、200Mb/s、1 Gb/s 若しくは10Gb/s に係る契約者回線との間においてのみ通信を行うことが可能なものであって、当社がサーバ装置を設置して提供するもの
メニュー7 - 5 (フレッツ・V P N プライオ)	I P 通信網契約者がメニュー5 - 1 の100Mb/s のプラン5 - 1、200Mb/s 若しくは1 Gb/s のプラン2 若しくはプラン3 又はメニュー5 - 2 の100Mb/s のカテゴリ- 3 - 1、

線同時利用プラン1	利用プラン1-1	利用契約者回線グループにおいて、契約者回線毎に(イ)又は(ウ)に規定する額を適用するもの
	複数回線同時利用プラン1-2	3の契約者回線からなる同時利用契約者回線グループにおいて、契約者回線毎に(イ)又は(ウ)に規定する額を適用するもの
複数回線同時利用プラン2	複数回線同時利用プラン2-1	2の契約者回線からなる同時利用契約者回線グループにおいて、代表契約者回線(代表IP通信網契約者に係る契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。)に限り、(イ)又は(ウ)に規定する額を適用するもの
	複数回線同時利用プラン2-2	3の契約者回線からなる同時利用契約者回線グループにおいて、代表契約者回線に限り、(イ)又は(ウ)に規定する額を適用するもの

(イ) メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3又はメニュー5-2のものに係る複数回線同時利用申出の場合の利用料の減額

区 分	単 位	利用料(基本料)の減額(月額)
複数回線同時利用プラン1	1契約者回線ごとに	300円 (税込価格 330円)
複数回線同時利用プラン2-1	1代表契約者回線ごとに	600円 (税込価格 660円)
複数回線同時利用プラン2-2	1代表契約者回線ごとに	900円 (税込価格 990円)

イ 当社は、1料金月における複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用の区分については、その料金月の末日にて適用しているプランを適用することとし、そのプランを適用する期間については、その同時利用契約者回線グループにおいて、複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を受けている期間とします。

ウ 1の同時利用契約者回線グループにおいて、代表IP通信網契約者を変更する場合は、その同時利用契約者回線グループに係る全てのIP通信網契約者の同意に基づくものとします。

エ 複数回線同時利用プラン1-2又はプラン2-2に係

調機能・ルータ機能付 IP 電話対応装置及び無線 LAN 対応型ルータ機能付 IP 電話対応装置については、当社が別に定める電気通信事業者が提供する IP 電話サービスの利用が可能なものとした。

3 当社は、無線 LAN 対応型変復調機能・ルータ機能付 IP 電話対応装置、無線 LAN 対応型ルータ機能付 IP 電話対応装置及び無線 LAN 対応装置については、基本装置を利用する IP 通信網契約者に限り増設装置を提供します。

4 無線 LAN 対応型変復調機能・ルータ機能付 IP 電話対応装置、無線 LAN 対応型ルータ機能付 IP 電話対応装置又は無線 LAN 対応装置を用いた通信については、その一部区間において無線方式（当社が別に定めるものとした。）により符号伝送を行うものであり、障害物等により通信の伝送速度が著しく低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態となる場合があります。

(イ) タイプ2のものに係る加算料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
契約者回線型サービス	500円(税込価格 550円)

2 - 7 メニュー 7 に関する利用料金

(1) メニュー 7 - 2 に係るもの

利用料

1 契約者回線ごとに月額

	区 分	料 金 額
メニュー 7 - 2 に係るもの	100Mb/sのもの	800,000円 (税込価格 880,000円)
	200Mb/sのもの	1,600,000円 (税込価格 1,760,000円)
	300Mb/sのもの	2,400,000円 (税込価格 2,640,000円)
	400Mb/sのもの	3,200,000円 (税込価格 3,520,000円)
	600Mb/sのもの	4,800,000円 (税込価格 5,280,000円)
	1 Gb/sのもの	2,800,000円 (税込価格 3,080,000円)
	2 Gb/sのもの	5,600,000円 (税込価格 6,160,000円)

(2) メニュー 7 - 4 に係るもの

ア 基本料

1 契約者回線ごとに月額

	区 分	料 金 額
	5 MBのもの	10,000円 (税込価格 11,000円)
	10MBのもの	20,000円 (税込価格 22,000円)
	15MBのもの	30,000円 (税込価格 33,000円)
	20MBのもの	40,000円 (税込価格 44,000円)
	25MBのもの	50,000円 (税込価格 55,000円)

	グレード2のもの	985,000円 (税込価格 1,083,500円)
--	----------	-------------------------------

2 - 8 - 2 加算額

(1) 契約者回線が異経路によるものであるとき

1 契約者回線ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
異経路の線路	100Mb/sのものにおけるタイプ2のもの（その契約者回線の終端の場所をIP通信網サービス取扱所内とするものを除きます。）	その契約者回線をメニュー5に係る契約者回線とみなした場合に適用される利用料金の加算額（その契約者回線が異経路によるものとなる場合の加算額に限ります。）と同額

(2) 当社が提供する配線設備を利用しているとき

屋内配線利用料

1 配線ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
配線	100Mb/sのものにおけるタイプ2用のもの	2,000円 (税込価格 2,200円)
備考 屋内配線は、100Mb/sのものであってタイプ2のものに限り提供します。		

(3) 端末設備に係るもの

当社が提供する宅内機器を利用しているとき。

機器利用料

1 装置ごとに月額

区 分			料 金 額
回線接続装置	VPN対応ルータ装置	エントリータイプ	3,200円 (税込価格 3,520円)
		スタンダードタイプ	5,000円 (税込価格 5,500円)
		ハイグレードタイプ	16,000円 (税込価格 17,600円)
備考			
1 VPN対応ルータ装置は利用回線型サービスにおいてのみ提供いたします。			
2 VPN対応ルータ装置の区分は、それぞれ当社が別に定めるものによります。			
3 IP通信網契約者は上記の区分の変更を行うことができます。			
4 IP通信網契約者は、VPN対応ルータ装置の提供を開始した日から起算して2年以内にVPN対応ルータ装置の廃止（区分の変更に伴うものを除きます。）があった場合は、その残余の期間に対応する利用料金に相当する額を当社が別に定めるところにより一括して支払っていただきます。			

セキュリティファイル供給先追加機能	メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン 2 若しくはプラン 3 又はメニュー 5 - 2 の100Mb/sの 카테고리 3、200Mb/s若しくは1Gb/sに係る契約者回線について、1を超える端末設備においてセキュリティファイル供給を受けることを可能とする機能	基本額		1 契約者回線ごとに	380円 (税込価格 418円)
		加算額	基本料	1 契約者回線ごとに	380円 (税込価格 418円)
			加算料	追加可能数が4を超える1の追加可能数ごとに	190円 (税込価格 209円)
	備考	1 削除 2 基本額に係る追加可能数は2とします。 3 基本額に係る追加可能数と加算額の基本料に係る追加可能数とを合わせた数は4とします。 4 追加可能数は49までとします。 5 削除 6 削除			
IPv6通信相手先拡張機能(フレッツ・v6オプション)	メニュー 5 の契約者回線について、この機能を利用する他の契約者回線又は当社が別に定める相互接続点に係る通信の相手先との間におけるIPv6による通信を可能とする機能		1 契約者回線ごとに		
	備考	1 当社は、メニュー 5 (メニュー 5 - 1 の1Gb/sのプラン 3のもの及び10Gb/sのもの並びにメニュー 5 - 2 の1Gb/sのもの及び10Gb/sのものを除きます。)のものに係るIP通信網契約者から請求があったときに限り、本機能を提供します。 ただし、メニュー 5 (メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 5 - 1、200Mb/s及び1Gb/sのプラン 2 並びにメニュー 5 - 2 の100Mb/sの 카테고리 3 - 1 及び200Mb/sのものに限ります。)に係る場合であって、IP通信網契約者から特段の申出がないときには、IP通信網契約者から提供の請求があったものとみなして取り扱います。 2 当社は、1の契約者回線ごとに1の通信相手先識別符号(通信相手先識別符号追加機能により追加されるものを除きます。)を付与します。 3 この機能を利用した通信の相手先となる相互接続点は1の協定事業者に係るものに限るものとし、IP通信網契約者はその協定事業者をあらかじめ指定していただきます。 4 メニュー 5 の200Mb/sのものに係るこの機能を利用した通信については、契約者回線等との間における通信であって、収容IP通信網サービス取扱所から契約者回線の終端への伝送方向に係る伝送速度は、最大概ね1Gbit/sまでとなります。 5 削除 6 当社は、技術上若しくは業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、通信相手先識別符号を変更又は廃止することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。			

	備考	<p>(注1) IP通信網契約者は、この欄の規定等により通知を受けた発信者番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。</p> <p>(注2) この機能を利用する契約者回線は、メニュー1に係るIP通信網契約者から行う通信により通知されるその利用回線の契約者回線番号及びメニュー5に係るIP通信網契約者から行う通信(帯域確保機能を利用したものに限ります。)により通知されるその契約者回線を利用回線とする音声利用IP通信網サービスに係る契約者回線番号を受信することができません。</p>		
帯域確保機能		この機能を利用したメニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン2若しくはプラン3若しくは10Gb/s又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3、200Mb/s、1Gb/s若しくは10Gb/sに係る通信について、その通信の都度、契約者回線の終端と取扱所交換設備との間の伝送帯域を確保することを可能とする機能	1契約者回線ごとに	200円 (税込価格 220円)
	備考	<p>1 この機能を利用した通信については、通信の相手先となる契約者回線がメニュー7-2に係るもの(当社が別に定めるものに限ります。)である場合に限り通信を行うことができます。</p> <p>2 通信がふくそうしている場合等通信の状況によっては、この機能を用いた通信を利用できないことがあります。</p> <p>(注1) IP通信網契約者は、その契約者回線について、音声利用IP通信網サービス契約約款に定める第2種サービス(タイプ2のものであってメニュー1に係るものに限ります。)に係る契約(以下この欄において「音声利用IP通信網契約」といいます。)を当社と締結し、音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能を利用している場合に限り、この機能を利用することができます。</p> <p>(注2) IP通信網契約者は、その契約者回線において、この機能を利用した通信を行っているときは、音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能を利用した通信を行うことができません。</p> <p>(注3) 当社は、この機能を利用するIP通信網契約者が、次の各号に該当する場合には、この機能を廃止します。</p> <p>(1) 音声利用IP通信網契約の解除があったとき。</p> <p>(2) 音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能の廃止があったとき。</p> <p>(注4) 当社は、この機能を利用するIP通信網契約者が、次の各号に該当する場合には、この機能の利用の一時中断を行います。</p> <p>(1) 音声利用IP通信網契約の利用の一時中断があったとき。</p> <p>(2) 音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能の利用の一時中断があったとき。</p> <p>(注5) 当社は、音声利用IP通信網契約に係る電気通信サービス(この機能を利用するIP通信網契約者に係るものに限ります。)の利用停止を行ったときは、この機能の利用を停止することがあります。</p> <p>(注6) 当社は、この機能に係る付加機能利用料について、当分の間、適用しません。</p>		

(注7)当社は、当分の間、メニュー5 - 1の1Gb/sのプラン2及び10Gb/sのものについて、帯域確保機能を提供しません。

VPN相互接続通信機能	この機能を利用するメニュー7 - 5に係る閉域グループ内回線又はメニュー8に係る契約者回線等について、そのIP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点(当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。)との間の通信を行うことを可能とする機能	メニュー7 - 5に係るもの		1閉域グループ内回線ごとに	1,000円 (税込価格1,100円)
		メニュー8に係るもの	そのVPNグループに属する利用回線の数の上限が10のもの	1VPNグループごとに	30,000円 (税込価格33,000円)
			そのVPNグループに属する利用回線の数の上限が30のもの	1VPNグループごとに	90,000円 (税込価格99,000円)
			そのVPNグループに属する利用回線の数の上限が100のもの	1VPNグループごとに	300,000円 (税込価格330,000円)
			そのVPNグループに属する利用回線の数の上限が300のもの	1VPNグループごとに	900,000円 (税込価格990,000円)
			そのVPNグループに属する利用回線の数の上限が1,000のもの	1VPNグループごとに	3,000,000円 (税込価格3,300,000円)

- 備考
- メニュー7 - 5又はメニュー8におけるクラス1に係るIP通信網契約者は、その閉域グループ又はVPNグループに属する他のIP通信網契約者に代って、この機能の利用の開始又は廃止等当社への請求及びその他の諸手続き等(修理又は復旧に係るものを除きます。)を行っていただきます。この場合、メニュー7 - 5又はメニュー8におけるクラス1に係るIP通信網契約者は、その閉域グループ又はVPNグループに属するすべてのIP通信網契約者の同意を事前に得ていただきます。
 - 当社は、メニュー7 - 5又はメニュー8におけるクラス1に係るVPN相互接続通信機能の廃止があった場合は、その閉域グループ又はVPNグループに属するすべてのIP通信網契約者に係るVPN相互接続通信機能を廃止します。
 - この機能を利用した通信については、1(適用)の規定にかかわらず、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点との間の通信(以下この欄において「VPN相互接続通信」といいます。)を行うことができます。
 - IP通信網契約者がこの機能を利用して行うVPN相互接続通信及びVPN他社相互接続通信(当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に係るこの機能を利用して行う通信をいいます。以下この欄において同じとします。)に係る料金については、当社が設定するものとし、この表に規定する料金額を適用します。

(2) 利用の都度意思表示を行うことにより利用するもの

区 分	単 位	料金額
セッション解除機能 I P 通信網契約の契約者回線（メニュー 2 に係るものに限ります。）と接続している契約者回線等（メニュー 1、メニュー 4 及びメニュー 5 に係るものに限ります。）との通信について、I P 通信網契約者（メニュー 2 に係る者に限ります。）からの申出により、その通信に係るセッションを解除する機能		
備考	当社は、この機能においてセッションを解除することに伴い発生する損害については、責任を負いません。	

第2 臨時 I P 通信網契約に関するもの

利用料、回線利用料、付加機能利用料、屋内配線利用料又は機器利用料

日額

その I P 通信網サービスを、臨時 I P 通信網契約以外の契約に係るものとみなした場合に適用される料金額の10分の1
--

備考 臨時 I P 通信網契約は、メニュー 2 に限り締結します。

第2類 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容								
(1) 手続きに関する料金の適用	<p>手続きに関する料金は、次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="595 459 1265 1218"> <thead> <tr> <th data-bbox="595 459 727 515">種 別</th> <th data-bbox="727 459 1265 515">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="595 515 727 739">契約料</td> <td data-bbox="727 515 1265 739">I P通信網契約（メニュー5（メニュー5-4に係るもの並びにI P通信網サービスの移転及び事業者変更を伴うものを除きます。）に係るものに限りします。）の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="595 739 727 862">譲渡承認手数料</td> <td data-bbox="727 739 1265 862">I P通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="595 862 727 1218">事業者変更手数料</td> <td data-bbox="727 862 1265 1218">I P通信網契約の申込み（そのI P通信網サービスの事業者変更（光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者がメニュー5を用いて提供する電気通信サービスに移行する場合及びメニュー5に係るI P通信網サービス（当社が別に定めるものに限りします。）に移行する場合を除きます。）を伴うものに限りします。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	契約料	I P通信網契約（メニュー5（メニュー5-4に係るもの並びにI P通信網サービスの移転及び事業者変更を伴うものを除きます。）に係るものに限りします。）の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	譲渡承認手数料	I P通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	事業者変更手数料	I P通信網契約の申込み（そのI P通信網サービスの事業者変更（光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者がメニュー5を用いて提供する電気通信サービスに移行する場合及びメニュー5に係るI P通信網サービス（当社が別に定めるものに限りします。）に移行する場合を除きます。）を伴うものに限りします。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
種 別	内 容								
契約料	I P通信網契約（メニュー5（メニュー5-4に係るもの並びにI P通信網サービスの移転及び事業者変更を伴うものを除きます。）に係るものに限りします。）の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金								
譲渡承認手数料	I P通信網サービス利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金								
事業者変更手数料	I P通信網契約の申込み（そのI P通信網サービスの事業者変更（光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者がメニュー5を用いて提供する電気通信サービスに移行する場合及びメニュー5に係るI P通信網サービス（当社が別に定めるものに限りします。）に移行する場合を除きます。）を伴うものに限りします。）をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金								
(2) 契約料の適用に関する特例	<p>1 削除</p> <p>2 音声利用I P通信網サービス契約約款における第1種サービスの解除の通知と同時にメニュー5に係るI P通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、2（料金額）の規定にかかわらず、契約料は適用しません。</p> <p>3 音声利用I P通信網サービス契約約款における第2種サービス（プラン2のタイプ2のメニュー1に係るものうち、当社が別に定める提供区域で利用しているものに限りします）に係る契約者から第2種契約の解除の通知と同時に、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のものに係るI P通信網サービスの申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限りします。）は、2（料金額）の規定にかかわらず、契約料は適用しません。</p>								
(3) メニュー5-4に係る譲渡承認手数料の適用除外	<p>2（料金額）の規定にかかわらず、メニュー5-4に係る譲渡承認手数料は適用しません。</p>								

(4) メニュー 8 に係る譲渡承認手数料の適用に関する特例	当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、メニュー 8 に係る手続きの態様等を勘案して、譲渡承認手数料を適用しないことがあります。
(5) 事業者変更手数料の適用	I P 通信網サービスの事業者変更の実施の際現に、同時に 2 以上の事業者変更（当社が別に定めるものに限ります。）を行う場合は、それらの事業者変更を 1 の事業者変更とみなして、事業者変更手数料を適用します。

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
契約料	1 契約ごとに	800円(税込価格 880円)
譲渡承認手数料	1 契約ごとに	800円(税込価格 880円)
事業者変更手数料	1 契約ごとに	1,800円(税込価格 1,980円)

第2表 工事に関する費用

- 第1 削除
第2 工事費
1 適用

区 分	内 容								
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、回線調整工事費、契約者回線等変更工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費、工事の着手等に関する工事費及び契約申込の承諾の日等を行う工事費を合計して算定します。								
(2) 基本工事費の適用	<p>ア 基本工事費について、契約者回線等変更工事、回線調整（保安器の変更（契約者回線等の終端に設置される保安器を変更することをいいます。以下同じとします。）に係るものに限ります。）回線終端装置工事、配線工事（配線経路構築工事及び配線保護工事は含みません。）機器工事及び工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）に関する工事費の額の合計額が29,000円（税込価格 31,900円）までの場合は基本額のみを適用し、29,000円（税込価格 31,900円）を超える場合は29,000円（税込価格 31,900円）までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ 基本工事費について、回線調整を行う場合（保安器の変更のみを行う場合を除きます。）は基本額に回線調整に関する加算額を加算して適用します。</p> <p>ウ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合（当社が別に定める場合を除きます。以下この欄において同じとします。）は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費（回線調整に関する加算額を除きます。以下この欄において同じとします。）を適用します。この場合において、それらの工事に係る基本工事費の額が異なるときは、基本工事費の額が大きいものを適用します。</p>								
(3) 交換機等工事費、回線収容部工事費、契約者回線等変更工事費、回線調整工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費の適用	<p>ア 交換機等工事費、回線収容部工事費、契約者回線等変更工事費、回線調整工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、時刻指定工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 交換機等工事費</td> <td>IP通信網サービス取扱所の交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(イ) 回線収容部工事費</td> <td>回線収容部において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 契約者回線等変更工事費</td> <td>メニュー4に係る契約者回線等の設置に伴い、当社が別に定めるところにより契約者回線等に係る設備を変更する工事を</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	(ア) 交換機等工事費	IP通信網サービス取扱所の交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。	(イ) 回線収容部工事費	回線収容部において工事を要する場合に適用します。	(ウ) 契約者回線等変更工事費	メニュー4に係る契約者回線等の設置に伴い、当社が別に定めるところにより契約者回線等に係る設備を変更する工事を
	区 分	交換機等工事費等の適用							
	(ア) 交換機等工事費	IP通信網サービス取扱所の交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。							
	(イ) 回線収容部工事費	回線収容部において工事を要する場合に適用します。							
(ウ) 契約者回線等変更工事費	メニュー4に係る契約者回線等の設置に伴い、当社が別に定めるところにより契約者回線等に係る設備を変更する工事を								

		要する場合に適用します。
(工) 回線調整工事費		メニュー 4 に係る契約者回線等について、当社が別に定めるところにより回線調整（回線収容替え（ウの場合を除きます）ブリッジタップはずし（契約者回線等に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下同じとします。）又は保安器の変更等を行うことをいいます。以下同じとします。）を行った場合に適用します。
(オ) 回線終端装置工事費		回線終端装置の工事を要する場合に適用します。
(カ) 屋内配線工事費		次の配線の工事を要する場合に適用します。 (ア) 契約者回線の一端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されない場合は宅内機器とします。以下この欄において同じとします。）までの間の配線 (イ) 1 のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線
(キ) 機器工事費		当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。
(ク) 時刻指定工事費		メニュー 5 に係る契約者回線について、IP 通信網契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件にその IP 通信網契約者が指定する時刻（当社が別に定める時刻に限り、以下、「指定時刻」といいます。）に当社が工事（回線終端装置工事、機器工事、配線経路構築工事、配線保護工事、工事の着手等に関する工事（配線経路の調査に係るもの）に限り、以下、「指定時刻」といいます。）に当社が工事（回線終端装置工事、機器工事、配線経路構築工事、配線保護工事、工事の着手等に関する工事（配線経路の調査に係るもの）に限り、以下、「指定時刻」といいます。）を行う旨の請求があった場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき（その契約者の責めに帰すべき理由により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。）に適用します。ただし、当社の責めに帰すべき理由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りで

	ありません						
(ケ) 配線経路構築工事費	メニュー 5 に係る契約者回線の設置若しくは移転又は品目若しくは細目の変更に伴い、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事を要する場合に適用します。						
(コ) 配線保護工事費	メニュー 5 に係る契約者回線の設置若しくは移転又は品目若しくは細目の変更に伴い、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線保護の工事を要する場合に適用します。						
	イ 1 の者からの請求により同時に 2 以上の工事を施工する場合は、それらの工事を 1 の工事とみなして、時刻指定工事費を適用します。						
(4) 移転の場合の工事費の適用	移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。						
(5) 別棟配線等の場合の屋内配線工事費の適用	次の工事をを行った場合の屋内配線工事費の額については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、別に算定する実費とします。 ア 別棟との間の配線工事 イ 臨時 I P 通信網契約に係る配線工事						
(6) 割増工事費の適用	ア 次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費（時刻指定工事費及びウに規定する加算額を除きます。）は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。 (ア) (イ)、(ウ)及び(エ)以外のもの						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th> <th>割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後 5 時から午後 10 時まで（1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日にあっては、午前 8 時 30 分から午後 10 時までとします。）</td> <td>その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）を含みます。）から 1,000 円（税込価格 1,100 円）を差し引いて 1.3 倍を乗じた額に 1,000 円（税込価格 1,100 円）を加算した額</td> </tr> <tr> <td>午後 10 時から翌日の午前 8 時 30 分まで</td> <td>その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）を含みます。）から 1,000 円（税込価格 1,100 円）を差し引いて 1.6 倍を乗じ</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後 5 時から午後 10 時まで（1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日にあっては、午前 8 時 30 分から午後 10 時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）を含みます。）から 1,000 円（税込価格 1,100 円）を差し引いて 1.3 倍を乗じた額に 1,000 円（税込価格 1,100 円）を加算した額	午後 10 時から翌日の午前 8 時 30 分まで	その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）を含みます。）から 1,000 円（税込価格 1,100 円）を差し引いて 1.6 倍を乗じ
工事を施工する時間帯	割増工事費の額						
午後 5 時から午後 10 時まで（1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日にあっては、午前 8 時 30 分から午後 10 時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）を含みます。）から 1,000 円（税込価格 1,100 円）を差し引いて 1.3 倍を乗じた額に 1,000 円（税込価格 1,100 円）を加算した額						
午後 10 時から翌日の午前 8 時 30 分まで	その工事に関する工事費の合計額（工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）を含みます。）から 1,000 円（税込価格 1,100 円）を差し引いて 1.6 倍を乗じ						

た額に1,000円(税込価格
1,100円)を加算した額

(イ) 配線経路構築工事に係るもの

工事を施工する時間帯	割増工事費の額
午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。)	配線経路構築工事費に1.3を乗じた額
午後10時から翌日の午前8時30分まで	配線経路構築工事費に1.6を乗じた額

(ウ) 配線保護工事に係るもの

工事を施工する時間帯	割増工事費の額
午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。)	配線保護工事費に1.3を乗じた額
午後10時から翌日の午前8時30分まで	配線保護工事費に1.6を乗じた額

(エ) 配線経路の調査に係るもの

工事を施工する時間帯	割増工事費の額
午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。)	工事の着手等に関する工事費(配線経路の調査に係るものに限ります。)に1.3を乗じた額
午後10時から翌日の午前8時30分まで	工事の着手等に関する工事費(配線経路の調査に係るものに限ります。)に1.6を乗じた額

イ 次表に規定する時間帯における指定時刻を指定する請求があつた場合の時刻工事費の額は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。

指定時刻の時間帯	割増工事費の額
午後5時から午後9時まで	20,000円

		(税込価格 22,000円)																
	午後10時から翌日の午前8時まで	30,000円 (税込価格 33,000円)																
	<p>ウ 当社は、メニュー5に係るIP通信網契約者からその契約者回線の設置若しくは移転又は品目若しくは細目の変更に関する工事（その契約者回線の工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が3,000円(税込価格 3,300円)であるものを除きます。）又は工事の着手等に関する工事（配線経路の調査に係るものに限ります。）を土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）に行つてほしい旨の申出があった場合であつて、当社がその申出を承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに3,000円（税込価格 3,300円）を加算して適用します。</p>																	
(6)の2 工事の着手等に関する工事費の適用	<p>メニュー5（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）の契約者回線の設置若しくは移転又は品目若しくは細目の変更に係る工事の着手等に関する工事を行うときには、次表に規定する額を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>工事費の適用</th> <th>単 位</th> <th>工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ア 配線経路の調査に係るもの</td> <td rowspan="2">契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域を含みます。）又は建物内において、配線経路の調査を行う場合に適用します。</td> <td>基本額（1の工事ごとに）</td> <td>13,000円 (税込価格 14,300円)</td> </tr> <tr> <td>配線経路における通線の確認に関する加算額（1の工事ごとに）</td> <td>3,000円 (税込価格 3,300円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">イ 工事の結果の報告に係るもの</td> <td rowspan="2">当社からそのIP通信網契約者が指定する者へ工事の結果の報告を行う場合に適用します。</td> <td>基本額（1の契約者回線の終端の場所等（1の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数は3までとします。）ごとに）</td> <td>6,000円 (税込価格 6,600円)</td> </tr> <tr> <td>加算額（1の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数が3を超える1</td> <td>1,800円 (税込価格 1,980円)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	工事費の適用	単 位	工事費の額	ア 配線経路の調査に係るもの	契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域を含みます。）又は建物内において、配線経路の調査を行う場合に適用します。	基本額（1の工事ごとに）	13,000円 (税込価格 14,300円)	配線経路における通線の確認に関する加算額（1の工事ごとに）	3,000円 (税込価格 3,300円)	イ 工事の結果の報告に係るもの	当社からそのIP通信網契約者が指定する者へ工事の結果の報告を行う場合に適用します。	基本額（1の契約者回線の終端の場所等（1の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数は3までとします。）ごとに）	6,000円 (税込価格 6,600円)	加算額（1の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数が3を超える1	1,800円 (税込価格 1,980円)
区分	工事費の適用	単 位	工事費の額															
ア 配線経路の調査に係るもの	契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域を含みます。）又は建物内において、配線経路の調査を行う場合に適用します。	基本額（1の工事ごとに）	13,000円 (税込価格 14,300円)															
		配線経路における通線の確認に関する加算額（1の工事ごとに）	3,000円 (税込価格 3,300円)															
イ 工事の結果の報告に係るもの	当社からそのIP通信網契約者が指定する者へ工事の結果の報告を行う場合に適用します。	基本額（1の契約者回線の終端の場所等（1の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数は3までとします。）ごとに）	6,000円 (税込価格 6,600円)															
		加算額（1の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数が3を超える1	1,800円 (税込価格 1,980円)															

			契約者回線ごとに)	
	ウ 工事の施工日の調整及び管理に係るもの	2を超える契約者回線の終端の場所等に係る工事の施工日の調整及び管理を行う場合に適用します。	(ア) (イ) 以外の場合	基本額 (1の契約者回線の終端の場所等 (1の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数に3までとします。) ごとに 6,000円 (税込価格6,600円)
			(イ) 工事の施工日の変更を行う場合	加算額 (1の契約者回線の終端の場所等における契約者回線の数に3を超える1契約者回線ごとに) 1,800円 (税込価格1,980円) 1契約者回線ごとに 700円 (税込価格770円)
(6)の3 契約申込の承諾の日等を行う工事費の適用	<p>ア メニュー5 (メニュー5 - 1における1Gb/sのプラン2及び当社が別に定めるものを除きます。) に係る契約者回線について、IP通信網契約者から契約申込又は工事を要する請求にあたって、その承諾を受ける日又はその翌日に工事 (交換機等工事のみの場合の工事、時刻指定工事費を適用する場合の工事又は(6)欄のアに規定する場合の工事を除きます。) を行ってほしい旨の申出があった場合であって、その申出を当社が承諾したときは、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに20,000円 (税込価格22,000円) を加算して適用します。</p> <p>イ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、契約申込の承諾の日等を行う工事費を適用します。</p> <p>ウ 当社は、アに規定する工事を行わなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>			
(7) 学校に限定した工事費の割引の適用	当社は、料金表別表3に規定するところにより、学校に限定した工事費の割引を適用します。			
(8) 工事費の分割支払いの適用	ア 当社は、メニュー5に係るIP通信網契約者から請求があった場合は、その契約者回線の設置に係る工事に関する費用から次表に定める額を減じた費用及びその契約者回線の移転に係る工事に関する費用 (以下「分割対象費用」と			

いいます。)について、23回に分割した費用(以下「分割支払金」といいます。)を適用(以下「分割支払い」といいます。)します。

ただし、その契約者回線の設置又は移転に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が3,000円(税込価格 3,300円)である場合及び当社が別に定める場合はこの限りではありません。

なお、分割対象費用は、基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費、配線設備多重装置の設置又は移転に係る機器工事費、配線経路構築工事費及び工事の着手等に関する工事費(工事の結果の報告に係るものに限ります。)に限ります(料金表第2表第2の1(6)ウに規定する加算額は除きます。)

区 分		支払額
及び 以外の 場合	下記以外の場合	3,000円 (税込価格 3,300円)
	配線経路構築の工 事がある場合	6,000円 (税込価格 6,600円)
料金表第2表第 2の1(6)アに規定 する(ア) 又は (イ) に係る割増 工事費の適用を受 ける場合	下記以外の場合	3,900円 (税込価格 4,290円)
	配線経路構築の工 事がある場合	7,800円 (税込価格 8,580円)
料金表第2表第 2の1(6)アに規定 する(ア) 又は (イ) に係る割増 工事費の適用を受 ける場合	下記以外の場合	4,800円 (税込価格 5,280円)
	配線経路構築の工 事がある場合	9,600円 (税込価格 10,560円)

(ア) 分割支払いの期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日又はそのIP通信網サービスに係る契約者回線の移転があった日を含む料金月以降であって当社が指定した料金月から起算して、その料金月から22ヶ月後の料金月までとします。

(イ) 分割支払いの期間において、そのIP通信網契約者から請求があった場合は、分割支払金の適用を廃止します。この場合において、IP通信網契約者は分割対象費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

(注) アに規定する分割対象費用は、税込価格の合計額とします。

(注) 分割支払金及び分割対象費用とならなかった費用の支

	<p>払い方法については、料金表通則第 6 項及び第 7 項に準じて取り扱います。</p> <p>イ 前項の規定にかかわらず、次の場合には、分割支払いを承諾しないことがあります。</p> <p>(ア) 分割支払いの請求をした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(イ) 分割支払いの請求をした者がその I P 通信網サービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなった I P 通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(ウ) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p> <p>(エ) その他当社が不相当と判断したとき。</p> <p>ウ 当社は、分割支払金の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り下げます。この場合において、当社がその I P 通信網契約者へ 23 回目に請求する分割支払金は、分割対象費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額とします。</p> <p>エ 分割支払いに係る I P 通信網契約者は、次のいずれかに該当するときは、当然に分割支払いに関する債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとし、分割対象費用から既に当社に支払われたその契約者回線に係る分割支払金の合計額を控除した費用を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。</p> <p>(ア) 分割支払いに係る契約者回線について、その I P 通信網契約の解除(移転を伴うものを除きます。)があったとき。</p> <p>(イ) 次のいずれかに該当する場合であって、I P 通信網契約者が分割支払金の支払いを怠るおそれがあると当社が認めるとき。</p> <p>自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。</p> <p>差押、仮差押、保差押、仮処分申し立て又は滞納処分を受けたとき。</p> <p>破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の破産処理手続きの申し立てを受けたとき又は自らこれらの申し立てをしたとき。</p>
(9) 工事費の減額適用	<p>当社は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>
(10) 工事費の適用除外	<p>次の工事については、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事費は適用しません。</p> <p>ア 削除</p> <p>イ I P v 6 通信相手先拡張機能の利用の開始に係る工事であって、その契約者回線に関する工事と同時に施工するもの</p> <p>ウ メニュー 5 - 4 に係る一時中断又は再利用に係る工事</p> <p>エ 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスに係る契約者</p>

	<p>(ルータ機能付回線接続装置の 型又は無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置の 型相当の端末設備を提供されているものに限ります。)から、その特定地域向け音声利用IP通信網契約の解除の通知と同時にIP通信網契約(ルータ機能付回線接続装置の 型若しくは 型若しくは無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置の 型若しくは 型の提供又は音声利用IP通信網サービスの提供を行うものに限ります。)の申込があり、当社がその請求を承諾した場合は、その端末設備の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費(回線終端装置の部分に係るものに限ります。)及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)については適用しません。</p>
<p>(11) 初期契約解除に係る工事のために通常要する費用の額の算定</p>	<p>IP通信網契約者(メニュー5(メニュー5-4に係るものを除きます。)に係る者に限ります。)が第23条の2に規定する初期契約解除を行った場合において、第42条の2に規定するIP通信網契約者が支払うべき金額のうち、電気通信役務の提供に必要な工事のために通常要する費用の額については、事業法第26条の3第3項ただし書に係る総務省令に定める金額を限度とします。</p>

2 工事費の額

2 - 1 メニュー 1 に関するもの

利用の一時中断又は再利用に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
(1) 基本工事費	1 の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
(2) 交換機等工事費	I P 通信網サービスを利用する1のBチャンネルごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)

2 - 2 メニュー 2 に関するもの

- (1) 契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、端末設備の設置若しくは移転、グループ設定機能の利用開始、区分の変更若しくは契約者回線番号の追加登録、発信者識別符号認証代行機能の利用開始若しくは区分の変更、発信契約者回線等番号受信機能の利用開始、セッション解除機能の利用、回線相互接続に関する工事又はその他契約内容の登録若しくは変更に関する工事

区 分	単 位	工事費の額	
ア 基本工事費	(ア) (イ)以外の場合	1 の工事ごとに 基本額 7,500円 (税込価格 8,250円) 加算額 3,500円 (税込価格 3,850円)	
	(イ) 交換機等工事のみの場合	1 の工事ごとに 2,000円 (税込価格 2,200円)	
イ 交換機等工事費	(ア) 契約者回線(メニュー2-1-1又はメニュー2-1-3のものであってその終端の場所をI P通信網サービス取扱所(その契約者回線の終端に対向する装置が設置されるI P通信網サービス取扱所に限ります。)内とするものを除きます。)に関する工事	引込線1回線ごとに 1,000円 (税込価格 1,100円)	
	(イ) 付加機能に関する工事	グループ設定機能に関する工事の場合	当社が別に定める実費
		発信者識別符号認証代行機能に関する工事の場合	当社が別に定める実費

		発信契約者回線等番号機能に関する工事の場合	当社が別に定める実費	
		セッション解除機能に関する工事の場合	当社が別に定める実費	
	(ウ) 取扱所交換設備に関する工事((イ)の場合を除きます。)		当社が別に定める実費	
ウ 回線終端装置工事費			別に算定する実費	
工 屋 内配 線工 事費	(ア) 既設配線を利用しない場合	ケーブル配線以外の配線	1 配線ごとに	4,800円 (税込価格 5,280円)
		ケーブル配線	1 配線ごとに	16,300円 (税込価格 17,930円)
	(イ) 既設配線を利用する場合	ケーブル配線以外の配線	1 配線ごとに	2,400円 (税込価格 2,640円)
		ケーブル配線	1 配線ごとに	9,600円 (税込価格 10,560円)
オ 機 器工 事費	回線接続装置			別に算定する実費

(2) 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額		
ア 利 用の 一時 中断 の工 事	(ア) 基本工事費	1の工事ご とに	2,000円 (税込価格 2,200円)		
	(イ) 交換 機等工事 費	以外の工事	1契約者回 線ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
		契約者回線(その終端の場 所をIP通信網サービス取扱 所(その契約者回線の終端に 対向する装置が設置されるIP 通信網サービス取扱所に限 ります。)内とするものを除き ます。)に関する工事	引込線1回 線ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
イ 再 利用 の工 事	(ア) (イ)以外の工事		(1)の工事費 の額と同額		
	(イ) 契約者回線(その 終端の場所をIP通信 網サービス取扱所(そ の契約者回線の終端に 対向する装置が設置さ れるIP通信網サービ ス取扱所に限ります。) 内とするもの又はメニ ュー2-1-3におけ る1Gb/sの品目に係る ものに限ります。)及び 付加機能(セッション 解除機能を除きます。) に関する工事	基本工事費	1の工事ご とに	2,000円 (税込価格 2,200円)	
		交 換機 等工 事費	下記以外 のもの	1契約者回 線ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
			メニュー 2-1- 3におけ る1Gb/s の品目の クラス2 に係るも の	1契約者回 線ごとに	2,000円 (税込価格 2,200円)

2 - 3 削除

2 - 4 メニュー 4 に関するもの

- (1) 契約者回線等の変更、回線調整、端末設備の設置若しくは移転、若しくは利用の一時中断若しくは再利用、同時通信可能着信先数追加機能の同時に通信用を行うことが可能な着信先の数の変更、回線相互接続に関する工事又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額	
ア 基本 工事費	(ア) (イ)以外の場合	1の工事ごとに 基本額	4,500円 (税込価格 4,950円)	
		加算額	3,500円 (税込価格 3,850円)	
		回線調整に 関する加算 額	6,900円 (税込価格 7,590円)	
	(イ) 交換機等工事のみの場合	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
イ 交換 機等工 事費	(ア) (イ) 及び(ウ) 以外の工 事	以外の場合	1契約者回 線等ごとに	1,200円 (税込価格 1,320円)
		利用回線型サービスに係 るもの	1契約者回 線等ごとに	2,050円 (税込価格 2,255円)
	(イ) 削除	削除	削除	
	(ウ) 同時通信可能着信先数追加機能に関 する工事	1契約者回 線等ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
ウ 契約者回線等変更工事費		1の工事ご とに	4,600円 (税込価格 5,060円)	
エ 回線 調整工 事費	(ア) 回線収容替えを行う場合	1の工事ご とに	9,600円 (税込価格 10,560円)	
	(イ)ブリッジタップはずしを行う場合	1の工事ご とに	10,800円 (税込価格 11,880円)	
	(ウ) 保安器の変更を行う場合	1の工事ご とに	2,800円 (税込価格 3,080円)	

オ 屋内 配線工 事費	(ア) 既設配線を利用しない場合	1 配線ごと に	4,800円 (税込価格 5,280円)
	(イ) 既設配線を利用する場合	1 配線ごと に	2,400円 (税込価格 2,640円)
カ 機器 工事費	回線接続装置	1 装置ごと に	別に算定す る実費
備考			
<p>1 当社は、回線調整（保安器の変更を除きます。）の結果を、そのIP通信網契約者に通知します。</p> <p>2 当社は、回線調整について、その実施によりDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。</p> <p>3 回線調整の結果、契約者回線等の通信の状態に全く改善が見られなかった場合、基本工事費及び回線調整工事費は適用しません（保安器の変更に係るものを除きます。）。</p>			

(2) 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 利用 の一時 中断の 工事	(ア) 基本工事費	1 の工事ご とに	1,000円 (税込価格 1,100円)
	(イ) 交換機等工事費	1 契約者回 線等ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
イ 再利用の工事			(1)の工事費 の額と同額

2 - 5 メニュー 5 に関するもの

- (1) 契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、端末設備の設置若しくは移転、若しくは利用の一時中断若しくは再利用、同時通信可能着信先数追加機能の利用開始若しくは同時に通信を行うことが可能な着信先の数の変更、I P v 6 通信機能の利用の開始、通信相手先識別符号追加機能の利用の開始若しくは通信相手先識別符号の追加、I P v 6 通信相手先拡張機能の利用の開始、帯域確保機能の利用の開始、回線相互接続又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 基本 工事費	(ア) (イ)以外の場合	1 の工事ご とに 基本額	7,500円 (税込価格 8,250円)
		加算額	3,500円 (税込価格 3,850円)
	(イ) 交換機等工事のみの場合	1 の工事ご とに	2,000円 (税込価格 2,200円)
イ 交換 機等工 事費	(ア) (イ)及び(ウ)以外の工事	1 契約者回 線ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
	(イ) 削除	削除	削除
	(ウ) 同時通信可能着信先数追加機能、I P v 6 通信機能、通信相手先識別符号追 加機能、I P v 6 通信相手先拡張機能又 は帯域確保機能に関する工事	1 契約者回 線ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
ウ 回線終端装置工事費			別に算定す る実費
エ 機器 工事費	回線接続装置		別に算定す る実費
オ 時刻指定工事費		1 の指定す る時刻ごと に	11,000円 (税込価格 12,100円)
カ 配線 経路構 築工事 費	(ア) (イ)以外の場合	1 の工事ご とに	14,000円 (税込価格 15,400円)
	(イ) I P 通信網契約者の申込み又は請求 により、ウの工事と別日に施工する場合	1 の工事ご とに	27,000円 (税込価格 29,700円)
キ 配線保護工事			別に算定す る実費

備考 当社は、当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

(2) 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 利用 の一時 中断の 工事	(ア) 基本工事費	1の工事ごとに	2,000円 (税込価格 2,200円)
	(イ) 交換機等工事費	1契約者回線ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
イ 再利用の工事			(1)の工事費の額と同額

2 - 6 削除

2 - 7 メニュー7に関するもの

- (1) 契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、閉域グループの設定若しくは閉域グループ内回線の追加、同報通信機能の利用開始、契約者回線等番号受信機能の利用開始又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 基 本工 事費	(ア) (イ)以外の場合		1の工事ごとに 2,000円 (税込価格 2,200円)
	(イ) メ ニュー 7 - 5 に係る もの	以外の場合	1の工事ごとに基本額 7,500円 (税込価格 8,250円)
		交換機等工事のみの場合	1の工事ごとに基本額 2,000円 (税込価格 2,200円)
イ 交 換機 等工 事費	(ア) メ ニュー 7 - 2 に関する 工事	契約者回線の設置又は移転に関する工事 100Mb/s、200Mb/s(クラス1のものに限ります。)、300Mb/s又は1Gb/sの品目に係るものの場合	1契約者回線ごとに 6,000円 (税込価格 6,600円)
		200Mb/s(クラス2のものに限ります。)、400Mb/s、600Mb/s又は2Gb/sの品目に係るものの場合	1契約者回線ごとに 12,000円 (税込価格 13,200円)
	品目又は細目の変更に関する工事	下記以外の場合	1契約者回線ごとに 6,000円 (税込価格 6,600円)
		100Mb/s、200Mb/s(クラス1のものに限ります。)、300Mb/s又は1Gb/sの品目相互間の変更に係るものの場合	1契約者回線ごとに 3,000円 (税込価格 3,300円)
		100Mb/s、200Mb/s(クラス1のものに限ります。)、300Mb/s又は1Gb/sのものから200Mb/s(クラス2のものに限ります。)、400Mb/s、600Mb/s又は2Gb/sのものへの変更に係るものの場合	1契約者回線ごとに 12,000円 (税込価格 13,200円)

		同報通信機能の利用開始に関する工事	100Mb/s、200Mb/s(クラス1のものに限ります。)\ 300Mb/s又は1Gb/sの品目に係るものの場合	1契約者回線ごとに	9,500円 (税込価格 10,450円)
			200Mb/s(クラス2のものに限ります。)\ 400Mb/s、600Mb/s又は2Gb/sの品目に係るものの場合	1契約者回線ごとに	12,000円 (税込価格 13,200円)
		契約者回線等番号受信機能に関する工事の場合	利用の開始又は通知先識別子の追加に関する工事	1契約者回線につき1の通知先識別子ごとに	19,000円 (税込価格 20,900円)
			通知先識別子の変更に 関する工事	変更する1の通知先識別子ごとに	5,000円 (税込価格 5,500円)
			IP通信網契約者が契約者回線等番号等を受信するために使用するIPアドレスの変更に 関する工事	IPアドレスの変更に 係る1の通知先識別子 ごとに	10,000円 (税込価格 11,000円)
		その他契約内容の変更に 関する工事			
	(イ) メニュー7-4に係るもの	契約者回線の設置に関する工事の場合		1の契約者回線ごとに	25,000円 (税込価格 27,500円)
		品目又は細目の変更の工事の場合		1の契約者回線ごとに	23,000円 (税込価格 25,300円)
		その他契約内容の変更に 関する工事の場合		1の契約者回線ごとに	4,000円 (税込価格 4,400円)
	(ウ) メニュー7-5に係るもの	及び 以外の場合		当社が別に定める実費	
利用の開始又は閉域グループ内回線の追加に関する工事の場合		1閉域グループ内回線ごとに	5,500円 (税込価格 6,050円)		
VPN相互接続通信機能に関する工事の場合		1閉域グループ内回線ごとに	2,000円 (税込価格 2,200円)		
ウ 機器工事費	回線接続装置		別に算定する実費		

(2) 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額	
ア 利 用の 一時 中断 の工 事	(ア) 基本工事費	1の工事ご とに	2,000円 (税込価格 2,200円)	
	(イ) 交 換機等 工事費	及び 以外の場合	1契約者回 線ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
		契約者回線等番号受信機能に 関する工事の場合	1の通知先 識別子ごと に	1,000円 (税込価格 1,100円)
		メニュー7 - 5に関する工事 の場合	1の工事ご とに	1,500円 (税込価格 1,650円)
イ 再利用の工事			アの工事費 と同額	

2 - 8 メニュー 8 に関するもの

- (1) メニュー 8 の提供の開始、品目若しくは細目の変更、契約者回線の移転、接続契約者回線の収容、端末設備の設置若しくは移転、VPNグループに係る区分の変更、VPN相互接続通信機能の利用開始、携帯・自動車電話事業者網相互接続通信機能の利用開始又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額			
ア 基本工事費	(ア) (イ)以外の場合	1の工事ごとに 基本額	7,500円 (税込価格 8,250円)			
		加算額	3,500円 (税込価格 3,850円)			
	(イ) 交換機等工事のみの場合	1の工事ごとに	2,000円 (税込価格 2,200円)			
イ 交換機等工事費	(ア) VPNグループに関する工事	以外の場合		1のVPNグループごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
		区分の変更の場合	契約者回線型サービスが提供されていない場合	VPN相互接続通信機能が提供されていない場合	1のVPNグループごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
				上記以外の場合	1のVPNグループごとに	4,000円 (税込価格 4,400円)
				VPN相互接続通信機能が提供されていない場合	1のVPNグループごとに	6,000円 (税込価格 6,600円)
			上記以外の場合	1のVPNグループごとに	9,000円 (税込価格 9,900円)	
	(イ) 利用回線型サービスに関する工事	1の利用回線につき1のVPNグループ利用者識別符号ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)			
	(ウ) 契約者回線型サービス	そのVPNグループについてVPN相互接	下記以外のとき	1の契約者回線又は1の回線収容部ごとに	5,000円 (税込価格 5,500円)	

	に関する工事 (（オ） の場合 を除き ます。)	続通信機能 が提供され ていない場 合	その契約者回線の 終端の場所がIP 通信網サービス取 扱所外となるとき	1の契約者 回線ごとに	6,000円 (税込価格 6,600円)
		以外 の場合	下記以外 のとき	1の契約者 回線又は1 の回線収容 部ごとに	8,000円 (税込価格 8,800円)
			その契約者回線の 終端の場所がIP 通信網サービス取 扱所外となるとき	1の契約者 回線ごとに	9,000円 (税込価格 9,900円)
(工) VPN相互接続通信機能の利用の開始 に関する工事			1のVPN グループ番 号ごとに	3,000円 (税込価格 3,300円)	
(オ) その他契約内容に関する工事				当社が別に 定める実費	
(カ) 携 帯・自 動車電 話事業 者網相 互接続 通信機 能に関 する工 事	利用の開 始に関す る工事 の場合	VPN相互接続通 信機能が提供され ていない場合	1のVPN グループご とに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
		上記以外 の場合	1のVPN グループご とに	4,000円 (税込価格 4,400円)	
	以外 の場合		1のVPN グループご とに	当社が別に 定める実費	
ウ 回線収容部工事費			1回線収容 部ごとに	5,300円 (税込価格 5,830円)	
工 屋 内配 線工 事費	(ア) 既設配線を利用しない場合		1配線ご とに	16,300円 (税込価格 17,930円)	
	(イ) 既設配線を利用する場合		1配線ご とに	9,600円 (税込価格 10,560円)	
オ 機 器工 事費	回線接続装置		1装置ご とに	別に算定す る実費	
備考 VPN対応ルータ装置の新たな提供を行う場合は、基本工事費を適用しませ せん。					

(2) 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
ア 利 用の 一時 中断 の工 事	(ア) 基本工事費	1の工事ご とに	2,000円 (税込価格 2,200円)
	(イ) 交換機等工事費	1の工事ご とに	1,000円 (税込価格 1,100円)
イ 再利用の工事			アの工事費 と同額

第3 線路設置費

1 適用

区 分	内 容
(1) 線路設置費の差額負担	<p>ア 現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに契約を締結してその場所でIP通信網サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">線路設置費の額（残額があるときに限ります。）</div> <div style="font-size: 2em;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">新たに提供を受けるIP通信網サービスの線路設置費の額</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額</div> </div> <p>イ アの規定は、契約者回線が異経路となる場合には適用しません。</p>
(2) 移転前の区域外線路の一部を使用する場合の線路設置費の適用	<p>移転後の契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外となる場合（契約者回線が異経路となる場合を除きます。）であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路に限り線路設置費を適用します。</p>
(3) 契約者回線が異経路となる場合の線路設置費の額の適用	<p>契約者回線が異経路となる場合の線路設置費は、契約者回線のうち、次の部分について適用します。</p> <p>ア 契約者回線がその収容IP通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合</p> <p>(ア) その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域（その電話加入区域に収容区域が定められているときは、その最後に経由する電話サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。）内において新設した線路</p> <p>(イ) その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域を超える地点から引込柱までの線路</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア) その収容IP通信網サービス取扱所が所在するIP通信網サービス区域（そのIP通信網サービス区域に対応する電話加入区域に収容区域が設定されているときはその収容IP通信網サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。）内において新設した線路</p> <p>(イ) その収容IP通信網サービス取扱所から所在するIP通信網サービス区域を超える地点から引込柱までの線路</p>

2 線路設置費の額
契約者回線が異経路となる場合

1 契約者回線ごとに

区 分	線路設置費の額
メニュー 4 に係るもの	別に算定する実費
メニュー 5 に係るもの	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する IP 通信網サービス取扱所において閲覧に供します。	

第3表 附帯サービスに関する料金等

第1 証明手数料

1 契約ごとに 300円(税込価格 330円)

第1の2 適格請求書の発行手数料

1 請求ごとに 400円(税込価格 440円)

(注)適格請求書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料その他経費(実費)が必要な場合があります。

第2 支払証明書の発行手数料

支払証明書1枚ごとに 400円(税込価格 440円)

(注)支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

第3 削除

第4 削除

料金表別表 1 削除

料金表別表 2 削除

料金表別表 3 学校に限定した利用料金及び工事費の割引の適用

1 当社は、IP通信網契約者（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、大学、幼稚園若しくはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所（以下「学校」といいます。）の設置者であるIP通信網契約者に限ります。）から、そのIP通信網契約に係る契約者回線等（メニュー4又はメニュー5（メニュー5-1における200Mb/s又は1Gb/sのプラン2若しくはプラン3に係るものに限ります。）に係るものであって、その終端が学校の構内又は建物内に終端するもの（メニュー4に係る契約者回線等については、その終端の場所において、当社がメニュー5に係るIP通信網サービスを提供することが可能な場合を除くものとします。）に限ります。）について、学校に限定した利用料金の割引（以下この表において「学校限定割引」といいます。）の申出があった場合には、その利用料金（利用料（基本料に係る部分に限ります。）屋内配線利用料及び機器利用料に限ります。以下この表において同じとします。）については、それぞれ第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2-4（メニュー4に関する利用料金）又は2-5（メニュー5に関する利用料金）に規定する額に代えて、割引後の利用料金として契約者回線等1回線ごとに次表の(1)又(2)の額を適用します。

この場合において、メニュー4に係る契約者回線等については、学校限定割引を適用する期間は、その割引の適用を開始した日から、その契約者回線等の終端の場所において、当社がメニュー5-1の200Mb/sに係るIP通信網サービスの提供を行うことが可能になった日を含む年度（4月1日から翌年の3月31日までの間とします。以下同じとします。）の翌々年度の末日までの間とします。

(1) メニュー4に関する利用料金

ア 利用料

1 契約者回線又は1利用回線ごとに月額

区 分	料 金 額
利用回線型サービス に係るもの	1.5Mb/sのもの 2,030円(税込価格 2,233円)
	8 Mb/sのもの 2,080円(税込価格 2,288円)
	12Mb/sのもの 2,130円(税込価格 2,343円)
	24Mb/sのもの 2,180円(税込価格 2,398円)
	40Mb/sのもの 2,200円(税込価格 2,420円)
	47Mb/sのもの 2,200円(税込価格 2,420円)
契約者回線型サービス に係るもの	1.5Mb/sのもの 2,850円(税込価格 3,135円)
	8 Mb/sのもの 2,950円(税込価格 3,245円)
	12Mb/sのもの 3,050円(税込価格 3,355円)
	24Mb/sのもの 3,120円(税込価格 3,432円)
	40Mb/sのもの 3,150円(税込価格 3,465円)

	47Mb/sのもの	3,150円(税込価格 3,465円)
--	-----------	---------------------

イ 加算額

(ア) 屋内配線利用料 1 配線ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
配線	30円(税込価格 33円)

(イ) 機器利用料 1 装置ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額	
回線接続装置	変復調装置(DSLモデム)	220円(税込価格 242円)
	帯域分離多重装置(スプリッタ)	20円(税込価格 22円)

(2) メニュー5に関する利用料金
利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
メニュー5 - 1の200Mb/sのもの	3,600円(税込価格 3,960円)	
メニュー5 - 1の1Gb/sのもの	プラン2に係るもの	28,800円(税込価格 31,680円)
	プラン3に係るもの	3,600円(税込価格 3,960円)

備考 学校限定割引を受けている契約者回線については、第1表第1類第1(臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの)2-5-2(2)に規定する加算額は適用しません。

- 2 当社は、メニュー5 - 1のものに係るIP通信網契約者(学校限定割引を適用されている者を含みます。)からメニュー5 - 1の200Mb/s又は1Gb/sのプラン2若しくはプラン3のものに係るIP通信網サービスへの品目又は細目の変更の請求(そのIP通信網サービスの品目又は細目の変更と同時に学校限定割引の適用があるものに限り)があり、当社がその請求を承諾した場合は、その品目又は細目の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限り)及び交換機等工事費については適用しません。
- 3 当社は、メニュー4のものに係るIP通信網契約者(学校限定割引を適用されている者を含みます。)からIP通信網契約の解除の通知と同時に、メニュー5 - 1の200Mb/s又は1Gb/sのプラン2若しくはプラン3のものに係るIP通信網契約の申込み(そのIP通信網サービスの申込みと同時に学校限定割引の適用があるものに限り)があり、当社がその申込みを承諾した場合は、その申込みに係る基本工事費(基本額の部分に限り)及び交換機等工事費については適用しません。
- 4 当社は、この学校限定割引を受けているIP通信網契約について、次のいずれかに該当する場合には、学校限定割引を廃止します。
 - (1) IP通信網契約者が学校の設置者でなくなったとき(③に該当する場合を除きます)。
 - (2) 移転等により、その契約者回線等の終端が学校の構内又は建物内でなくなったとき。
 - (3) IP通信網サービス利用権の譲渡があったとき。
 ただし、譲受人が学校の設置者である場合で、譲渡人の同意を得て、この

学校限定割引の適用の継続を申し出たときは、この限りではありません。

料金表別表 4 削除

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成12年7月7日から実施します。
(契約に関する経過措置)
- 2 この約款実施の際現に、当社の「IP通信網サービス」の試験サービスに関する契約約款の規定により当社とタイプ1のIP通信網契約を締結している者は、この約款実施の日において、当社とこの約款に規定するIP通信網契約を締結したものとみなします。

附 則(平成12年9月26日西企営第73号)

この改正規定は、平成12年9月26日から実施します。

附 則(平成12年12月12日西企営第118号)

この改正規定は、平成12年12月12日から実施します。

附 則(平成12年12月15日西企営第115号)

(実施期日)

- 第1条 この改正規定は、平成12年12月26日から実施します。
(契約に関する経過措置)
- 第2条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

第1種IP通信網契約	メニュー1に係るIP通信網契約
------------	-----------------

- 2 この改正規定実施の際現に、当社の着信用IP通信網サービス契約約款(平成12年西企営第42号。以下「旧約款」といいます。)の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

第2種IP通信網契約	メニュー2に係るIP通信網契約
第3種IP通信網契約	メニュー3に係るIP通信網契約

- 3 前項の場合において、移行後の契約に係る品目及び細目等については、移行前の契約に係る品目及び細目等に相当するものとします。

(付加機能に関する経過措置)

- 第3条 この改正規定実施の際現に、当社が旧約款及び料金表の規定により提供している付加機能は、この改正規定実施の日において、附則第2条(契約に関する経過措置)の規定により、この改正規定の規定により当社が提供する付加機能に移行したものとします。

(端末設備に関する経過措置)

- 第4条 この改正規定実施の際現に、当社が旧約款及び料金表の規定により提供している端末設備は、この改正規定実施の日において、附則第2条(契約に関する経過措置)の規定により、この改正規定の規定により当社が提供する端末設備に移行したものとします。

(基本契約期間に関する経過措置)

- 第5条 附則第2条(契約に関する移行措置)の規定により、旧約款及び料金表に規定する第2種IP通信網サービス又は第3種IP通信網サービスに係る契約(以下、この条において「旧約款による契約」といいます。)から移行したIP通信網契約の基本契約期間は、この約款の規定にかかわらず、改正前の約款による契約によりサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

(料金等の支払い等に関する経過措置)

- 第6条 この改正規定実施前に、IP通信網サービス契約約款又は旧約款の規定により

支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(損害賠償に関する経過措置)

第7条 この改正規定実施前に、IP通信網サービス契約約款又は旧約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(この改正規定実施前に行った手続きの効力等)

第8条 この改正規定実施前に、旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、この約款中これに相当する規定があるときは、この改正規定に基づいて行ったものとみなします。

2 この改正規定実施の際現に、旧約款の規定により提供している電気通信サービスは、この改正規定中これに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附 則(平成12年12月18日西企管第124号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年1月1日から実施します。

2 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成13年1月19日西企管第137号)

この改正規定は、平成13年1月19日から実施し、改正後の規定は、平成13年1月6日から適用します。

附 則(平成13年1月30日西企管第136号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年2月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、メニュー1に関する利用料金に関する部分については平成13年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により回線終端装置を設置しているメニュー4に係る契約者回線等については、この改正規定実施の日に、改正後の規定による回線接続装置を設置している契約者回線等に移行したものとみなします。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成13年2月22日西企管第150号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成13年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

メニュー2に係る IP通信網契約	メニュー2におけるATM方式以外のもの に係る IP通信網契約
---------------------	---------------------------------------

附 則（平成13年3月23日西企管第156号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年6月25日西企管第30号）

この改正規定は、平成13年7月2日から実施します。

附 則（平成13年6月28日西企管第34号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年8月1日から実施します。
ただし、メニュー1に関する利用料金及びメニュー4に関する利用料金に関する部分については、平成13年7月16日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の日の前日に、「光・IP通信網サービス」の試験サービス（以下「試験サービス」といいます。）に関する契約約款（以下「試験約款」といいます。）に規定するプラン1（タイプ2に係るものを除きます。）に係る契約者であった者が平成13年8月31日までにメニュー5-1に係るIP通信網契約の申込みを行った場合（契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り、）又は試験約款に規定するプラン2に係る契約者であった者が平成13年8月31日までにメニュー5-2に係るIP通信網契約の申込みを行った場合（契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り、）は、料金表の規定にかかわらず、当該申込みの承諾を受けたときに支払いを要することとなる契約料は適用しません。
- 4 この改正規定実施の日の前日に、試験約款に規定するプラン1（タイプ2に係るものを除きます。）に係る契約者であった者が平成13年8月31日までにメニュー5-1に係るIP通信網契約の申込みを行った場合（契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り、）又は試験約款に規定するプラン2に係る契約者であった者が平成13年8月31日までにメニュー5-2に係るIP通信網契約の申込みを行った場合（契約者回線の終端の場所が試験サービスに係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り、）は、料金表の規定にかかわらず、当該申込みの承諾を受けたときに支払いを要することとなる工事費は適用しません。

附 則（平成13年8月9日西企管第55号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年8月20日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成13年9月3日西企管第67号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。
ただし、料金表第1表第1類第1の2（料金額）の2-5-1の備考の規定については、平成13年9月10日から実施します。
この場合において、平成13年9月10日から平成13年10月31日の間については、メニ

メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものにおけるプラン 2 に係るものについては、メニュー 5 - 1 の100Mb/sのもののみならず適用します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものに係る I P 通信網契約	メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものにおけるプラン 2 に係る I P 通信網契約
-------------------------------------	---

- 3 平成13年 9 月10日までにメニュー 5 に係る契約の申込みを行った者については、この改正規定中料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 (料金額) の 2 - 5 - 1 の備考の規定について、平成13年10月31日までは適用しません。

附 則 (平成13年 9 月17日西企管第70号)

この改正規定は、平成13年 9 月17日から実施します。

附 則 (平成13年 9 月17日西企管第63号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年10月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成13年 9 月17日西企管第21号)

この改正規定は、平成13年10月 1 日から実施します。

附 則 (平成13年11月 7 日西企管第95号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年11月14日から実施します。

ただし、別記13に係る部分については平成13年11月26日、メニュー 4 に係る部分については、平成13年12月25日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

メニュー 2 における A T M 方式以外のものに係る I P 通信網契約	メニュー 2 におけるメニュー 2 - 1 に係る I P 通信網契約
メニュー 2 における A T M 方式のものに係る I P 通信網契約	メニュー 2 におけるメニュー 2 - 2 に係る I P 通信網契約
メニュー 3 に係る I P 通信網契約	メニュー 2 におけるメニュー 2 - 3 に係る I P 通信網契約
メニュー 4 に係る I P 通信網契約	メニュー 4 における品目が1.5Mb/sのものに係る I P 通信網契約

附 則 (平成13年10月25日西企管第87号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成13年12月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と右欄の契約を締結し

たものとみなします。

メニュー 5 - 2 に係る I P 通信網契約	メニュー 5 - 2 の 100Mb/s のものにおけるプラン 1 のものに係る I P 通信網契約
--------------------------	--

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定の実施の際現に、改正前の規定によりメニュー 5 - 2 に係る I P 通信網契約を締結している者は、この改正規定実施の日までに、その I P 通信網契約者の属する契約者グループに係る代表者を指定していただきます。

附 則（平成13年12月18日西企営第109号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年 1 月 1 日から実施します。
ただし、メニュー 2 - 3 における 1 Gb/s の品目に係る部分については平成14年 1 月 7 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則（平成14年 2 月20日西企営第126号）

この改正規定は、平成14年 3 月 1 日から実施します。

附 則（平成14年 3 月25日西企営第145号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年 4 月 1 日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により、メニュー 5 - 2 の 100Mb/s の品目のプラン 1 のものに係る契約者グループにおいて代表者であった者は、この改正規定実施の日において代表者でなくなるものとします。

附 則（平成14年 4 月 9 日西企営第 5 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年 4 月16日より実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年 4 月24日西企営第10号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年 6 月 1 日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー 5 の配線設備多重装置	メニュー 5 の配線設備多重装置のうち型のもの
------------------	-------------------------

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成14年 5 月14日西企営第13号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成14年 9 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成14年6月13日西企営第22号)

この改正規定は、平成14年7月1日から実施します。

附 則(平成14年6月20日西企営第24号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施の際現に、2以上の契約者回線(メニュー3の同一の品目及び細目に係るものであって、その終端の場所が同一であるもの)に限ります。以下この項において「当該契約者回線」といいます。)に係るIP通信網契約を締結しているIP通信網契約者が、それぞれの当該契約者回線について、品目の変更及びIP通信網契約の解除の請求を同時に行い、当社がその請求を承諾した場合であって、その変更後の契約者回線の品目に係る符号の容量がその変更前の当該契約者回線の品目に係る符号の容量の合計以上となる場合の利用料金については、第1表第1類第1の1(適用)の③の規定は適用しません。

附 則(平成14年6月21日西企営第27号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成14年7月22日西企営第37号)

この改正規定は、平成14年8月1日から実施します。

附 則(平成14年8月22日西企営第46号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年9月2日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

- 3 この改正規定実施前に、メニュー4に係るIP通信網契約の申込み、契約者回線等の移転又は品目の変更の請求があった場合は、そのIP通信網契約の申込み、契約者回線等の移転又は品目の変更に係る料金その他の債務の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則(平成14年9月9日西企営第53号)

この改正規定は、平成14年11月1日から実施します。

附 則(平成14年9月24日西企営第60号)

この改正規定は、平成14年10月1日から実施します。

附 則(平成14年10月24日西企営第77号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成14年11月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 平成14年11月1日から平成15年1月31日までの間にメニュー4(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。)に係るIP通

信網契約の申込み又はメニュー４（品目が12Mb/sのものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約者からメニュー４の品目が12Mb/sのものへの品目の変更の請求があり、当社がそれぞれその申込み又は請求を承諾した場合であって、平成15年４月30日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、提供を開始した日から平成15年４月30日までの間のそのＩＰ通信網サービスの利用料について、料金表第１表第１類第１の２（料金額）２－４－１（利用料）に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約がこの料金額の適用を受けている期間は、料金表別表１の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

利用料

１ 契約者回線又は１利用回線ごとに月額

区 分	料 金 額	
利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	2,300円
	8 Mb/sのもの	2,300円
	12Mb/sのもの	2,000円
契約者回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	3,950円
	8 Mb/sのもの	3,950円
	12Mb/sのもの	3,650円

附 則（平成14年12月25日西企営第96号）

この改正規定は、平成14年12月26日から実施します。

附 則（平成14年12月17日西企営第91号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年１月１日から実施します。
- （その他）
- 2 西企営第77号（平成14年10月24日）の附則の３（経過措置）中「平成14年11月１日から平成14年12月31日までの間に」を「平成14年11月１日から平成15年１月31日までの間に」に、同項中「平成15年３月31日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、提供を開始した日から平成15年３月31日までの間の」を「平成15年４月30日までに当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、提供を開始した日から平成15年４月30日までの間の」に改めます。

附 則（平成15年１月17日西企営第104号）

この改正規定は、平成15年１月24日から実施します。

附 則（平成15年１月31日西企営第111号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年３月１日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 削除
- （その他）
- 4 西企営第124号（平成12年12月18日）の附則第２条（学校に限定した利用料の割引に関する経過措置）を「２ 削除」に改めます。

附 則（平成15年２月４日西企営第116号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年３月１日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成15年2月20日西企管第120号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成15年2月21日西企管第119号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成15年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成15年3月1日から平成15年5月31日までの間にメニュー4(利用回線型サービスに係るものに限ります。)に係るIP通信網契約(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年10月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月(暦月とします。以下この附則において同じとします。)の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料については適用しません。

- 3 前項の規定の適用を受けている期間は、料金表別表1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

- 4 平成15年5月31日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン2及びプラン3に係るもの並びにメニュー5-2に係るものに限ります。以下この項において同じとします。)に係るIP通信網契約(料金表第1表第1類第1の1(10)に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。以下この項において同じとします。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年3月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(利用料)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき事由により平成15年11月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区		分	料 金 額
メニュー5-1に係るもの	100Mb/sのもの	プラン2に係るもの	6,000円
		プラン3に係るもの	1,300円
メニュー5-2に係るもの	100Mb/sのもの	プラン1に係るもの	500円
		プラン2に係るもの	0円

- 5 平成15年3月1日から平成15年5月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成15年10月31日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日からその翌々月の末日までのその付加機能利用料については適用しません。

- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年2月25日西企営第117号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成15年3月4日から実施します。
ただし、閉域グループ内通信機能に係る部分については平成15年3月6日から、メニュー3に係る部分については平成15年3月7日から実施します。
（経過措置）

- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のサービスを提供されているものとみなして取扱います。

メニュー2に係るIP通信網サービス	メニュー2のプラン1のものに係るIP通信網サービス
メニュー3に係るIP通信網サービス	メニュー3のプラン1のものに係るIP通信網サービス

- この改正規定実施の日から平成15年12月31日までの間に、当社が別に定める区域においてメニュー3のプラン1のものに係るIP通信網契約の解除があった場合であって、その解除の日において、そのIP通信網契約者がメニュー3のプラン2のものに係るIP通信網サービス（そのIP通信網サービスの品目に係る符号の容量が、その解除があったIP通信網サービスの品目に係る符号の容量を超えるもの又はその解除があったIP通信網サービスの品目に係る符号の容量と同一であるものに限り。）を提供されている場合（その解除に係るIP通信網契約がメニュー3のタイプ2のものであって、提供されているそのIP通信網サービスがメニュー3のタイプ1のものである場合を除きます。）の利用料金については、料金表第1表第1類第1の1（適用）の③の規定は適用しません。
- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 削除

附 則（平成15年3月11日西企営第128号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成15年3月19日から実施します。
ただし、簡易ルータ機能付IP電話対応装置に関する部分については、平成15年3月24日から実施します。
（経過措置）

- 西企営第111号（平成15年1月31日）の附則第3項（経過措置）中「料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」を「料金のうち端末設備に係るものは次表に定める額とし、その他の料金及びその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」に改め、同附則第3項に次の表を加えます。

機器利用料

1 装置ごとに月額

区 分		料 金 額
回線接続装置	ルータ機能付IP電話対応装置(IP電話対応ブロードバンドルータ)	380円 (税込価格 399円)
	簡易ルータ機能付IP電話対応装置(IP電話対応電話機アダプタ)	380円 (税込価格 399円)
備考 ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置については、当社が別に定める電気通信事業者が提供するIP電話サービスの利用が可能なものとして。		

附 則（平成15年4月17日西企営第6号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年4月24日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー3に係るIP通信網サービス	メニュー3-1に係るIP通信網サービス
-------------------	---------------------

附 則（平成15年4月21日西企営第11号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年4月30日から実施します。
（その他）
- 2 西企営第119号（平成15年2月21日）の附則の2（経過措置）中「平成15年3月1日から平成15年4月30日までの間に」を「平成15年3月1日から平成15年5月31日までの間に」に、同附則の4（経過措置）中「平成15年4月30日までの間に」を「平成15年5月31日までの間に」に、同附則の5（経過措置）中「平成15年3月1日から平成15年4月30日までの間に」を「平成15年3月1日から平成15年5月31日までの間に」に改めます。

附 則（平成15年4月24日西企営第14号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年5月1日より実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年5月23日西企営第22号）

（実施期日）

- 第1条 この改正規定は、平成15年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 第2条 平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間にメニュー4（利用回線型サービスに係るもの）に限ります。以下この条及び第3条において同じとします。）に係るIP通信網契約（料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年12月28日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月（暦月とします。以下この附則において同じとします。）の末日までのそのIP通信網サービスに係る利用料（料金表第1表第1類第1の2-4-1に規定する額とします。）については適用しません。
- 第3条 平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間にメニュー4の1.5Mb/s又は8Mb/sの品目に係るIP通信網契約者から12Mb/sの品目のもの（料金表第1表第1類第1の1(10)に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成15年12月28日までに当社がその品目の変更を行った場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌月（暦月とします。）の末日までのそのIP通信網サービスに係る利用料（料金表第1表第1類第1の2-4-1に規定する額とします。）については適用しません。
- 第4条 第2条及び第3条の規定の適用を受けている期間は、料金表別表1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

第5条 平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間にメニュー5（メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン2及びプラン3に係るもの並びにメニュー5-2に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）に係るIP通信網契約（料金表別表1に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。以下この条において同じとします。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成15年12月29日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合又はこの附則の第6条の規定に該当する場合は、この限りではありません。

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー5-1 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン2に係るもの	6,000円 (税込価格 6,300円)
		プラン3に係るもの	1,300円 (税込価格 1,365円)
メニュー5-2 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン1に係るもの	0円
		プラン2に係るもの	0円

第6条 平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間に、メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン3に係るもの（料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。以下この条において同じとします。）に係る3以上のIP通信網契約（それらのIP通信網契約に係るIP通信網契約者となる者がすべて異なる場合であって、それらのIP通信網契約に係る契約者回線の設置場所がすべて異なる場合に限ります。以下この条において「IP通信網契約グループ」といいます。）の申込みを代表者（そのIP通信網契約グループに係るすべてのIP通信網契約者となる者の同意に基づき、そのIP通信網契約グループに係るすべてのIP通信網契約の申込みを代表して行う者とします。）が行い、当社がそのIP通信網契約グループに係るすべての申込みを承諾した場合は、この附則の第5条の規定にかかわらず、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5-1（利用料）に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、当社が平成15年12月28日までにそのIP通信網契約グループにおいて設置した契約者回線の数（そのIP通信網契約グループにおけるIP通信網契約者の責めによらない理由により当社が平成15年12月28日までに設置することができなかった契約者回線の数を含みます。）が3以上とならなかった場合又はそのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成15年12月29日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー5-1 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン3に係るもの	500円 (税込価格 525円)

第7条 平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間にIP通信網契約者から請求

があり、平成15年12月28日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日からその翌々月の末日までのその付加機能利用料については適用しません。

第8条 平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成15年12月28日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日からその翌々月の末日までのその付加機能利用料については適用しません。

第9条 第7条又は第8条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係る契約者回線等の設置の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第10条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年6月4日西企営第27号）

この改正規定は、平成15年6月5日から実施します。

附 則（平成15年6月5日西企営第28号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年6月12日から実施します。
ただし、別記1に係る部分については、平成15年6月23日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー3 - 1のプラン2のものに係るIP通信網サービス	メニュー3 - 1のものに係るIP通信網サービス
-------------------------------	--------------------------

- 3 削除
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 5 西企営第117号（平成15年2月25日）の附則の5（経過措置）を削除します。
附 則（平成15年7月3日西企営第35号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年7月11日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー4に係るIP通信網サービス	メニュー4のタイプ1のものに係るIP通信網サービス
メニュー5 - 1に係るIP通信網サービス	メニュー5 - 1のタイプ1のものに係るIP通信網サービス

（その他）

- 3 西企営第22号（平成15年5月23日）の附則第5条（経過措置）中「そのIP通信網契約に係る利用料について、料金表第1表第1類第1の2 - 5 - 1（利用料）に規定する額に代えて、」を「そのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）について、料金表第1表第1類第1の2 - 5 - 1(1)に規定する額に代えて、」に

改めます。

附 則（平成15年7月15日西企営第41号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年7月15日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成15年7月15日から平成15年9月30日までの間にメニュー4の24Mb/sの品目のもの（利用回線型サービスに係るものに限り、この項及び次項において同じとします。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年12月28日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月（暦月とします。以下この附則において同じとします。）の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料（料金表第1表第1類第1の2-4-1に規定する額とします。）については適用しません。
- 3 平成15年7月15日から平成15年9月30日までの間にメニュー4の1.5Mb/s、8Mb/sの品目又は12Mb/sの品目に係るIP通信網契約者から24Mb/sの品目のものへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成15年12月28日までに当社がその品目の変更を行った場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその翌々月（暦月とします。）の末日までのそのIP通信網サービスに係る利用料（料金表第1表第1類第1の2-4-1に規定する額とします。）については適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成15年7月24日西企営第46号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年7月31日から実施します。
（その他）
- 2 西企営第22号（平成15年5月23日）の附則第2条（経過措置）中「平成15年6月1日から平成15年7月31日までの間に」を「平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間に」に、同条中「平成15年10月31日までに」を「平成15年12月28日までに」に、同附則第3条（経過措置）中「平成15年6月1日から平成15年7月31日までの間に」を「平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間に」に、同条中「平成15年10月31日までに」を「平成15年12月28日までに」に、同条中「そのIP通信網契約に係る利用料」を「そのIP通信網サービスに係る利用料」に、同附則第5条（経過措置）中「平成15年6月1日から平成15年7月31日までの間に」を「平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間に」に、同条中「平成15年11月1日以降の日」を「平成15年12月29日以降の日」に、同附則第6条（経過措置）中「平成15年6月1日から平成15年7月31日までの間に」を「平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間に」に、同条中「平成15年10月31日までにそのIP通信網契約グループにおいて」を「平成15年12月28日までにそのIP通信網契約グループにおいて」に、同条中「平成15年10月31日までに設置することができなかった」を「平成15年12月28日までに設置することができなかった」に、同条中「平成15年11月1日以降の日」を「平成15年12月29日以降の日」に、同附則第7条（経過措置）中「平成15年6月1日から平成15年7月31日までの間に」を「平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間に」に、同条中「平成15年10月31日までに」を「平成15年12月28日までに」に、同附則第8条（経過措置）中「平成15年6月1日から平成15年7月31日までの間に」を「平成15年6月1日から平成15年9月30日までの間に」に、同条中「平成15年10月31日までに」を「平成15年12月28日までに」に改めます。
- 3 西企営第41号（平成15年7月15日）の附則の2（経過措置）中「平成15年7月15日から平成15年7月31日までの間に」を「平成15年7月15日から平成15年9月30日までの間に」に、同項中「平成15年10月31日までに」を「平成15年12月28日までに」に、

附 則（平成15年10月22日西企営第76号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年11月4日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成15年11月4日から平成15年12月31日までの間にメニュー6に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（料金表第1表第1類第1の2-6に規定する額とします。）については適用しません。

附 則（平成15年11月4日西企営第79号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年11月26日から実施します。
（経過措置）
- 2 西企営第62号（平成15年9月24日）の附則第7条（経過措置）の表中「メニュー5-2に係るもの」の欄の右欄「100Mb/sのもの」を「100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの」に改めます。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則（平成15年11月21日西企営第87号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成15年11月30日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 3 西企営第65号（平成15年9月25日）の附則の2（経過措置）のただし書き中「又は同附則第8条の規定を適用することとなる場合」を「、同附則第8条の規定を適用することとなる場合又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引若しくは料金表別表4に規定する多回線長期継続利用型割引を適用することとなる場合」に、同附則の3（経過措置）のただし書き中「又は同附則第8条の規定を適用することとなる場合」を「、同附則第8条の規定を適用することとなる場合又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引若しくは料金表別表4に規定する多回線長期継続利用型割引を適用することとなる場合」に改めます。

附 則（平成15年12月16日西企営91号）

（実施期日）

- 第1条 この改正規定は、平成16年1月1日から実施します。
ただし、メニュー4の40Mb/sの品目に係る部分については平成16年1月7日から、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)（基本料）の表中24Mb/sの品目に係る部分については平成16年2月1日から実施します。
（経過措置）

- 第2条 平成16年1月1日から平成16年3月31日までの間にメニュー4（契約者回線型サービスに係るもの、品目が1.5Mb/sのもの又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年9月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して3ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

第5条 第2条の場合又は平成16年4月1日から平成16年8月31日までの間に西企営第116号(平成16年2月9日)の附則第2条の適用を受けた場合において、平成16年4月1日から平成16年8月31日までの間にメニュー4の40Mb/s若しくは47Mb/sの品目以外の品目に係るIP通信網契約者から40Mb/s若しくは47Mb/sの品目への品目の変更又は40Mb/sの品目から47Mb/sの品目への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成16年12月31日までに当社がその品目の変更を行った場合は、その品目の変更があった日から起算して1ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。この場合において、第2条の規定による利用料の適用を受けている期間内にその品目の変更を行った場合は、第2条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

利用料(基本料) 1 利用回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー4に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	40Mb/s又は47Mb/sのもの	0円

第6条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間における機器利用料(1利用回線につき1装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び1装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料(基本料) 1 装置ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
回線接続装置	変復調装置(ADSLモデム)	0円
	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置(IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ)	0円
	帯域分離多重装置(スプリッタ)	0円

第7条 第5条の規定による利用料の適用を受けている期間内に品目の変更があった場合は、前2条に規定する利用料を適用する期間は、その変更前の品目のものの利用を開始した日からその品目の変更があった日の前日までの間とします。

第8条 前6条の規定の適用を受けている期間は、料金表別表1に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

第9条 平成16年4月1日から平成16年8月31日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン3に係るもの又はメニュー5-2に係るもの)であって、料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この条において同じとします。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、提供開始日から起算して1ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成17年1月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

料(料金表第1表第1類第1の2-6に規定する額とします。)については適用しません。

第15条 平成16年4月1日から平成16年7月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成16年10月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して3ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

第16条 平成16年4月1日から平成16年7月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成16年10月31日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して3ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。

第17条 前2条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、その付加機能に係るメニュー1、メニュー4又はメニュー5の利用の開始の工事の工事と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第18条 当社は、この附則の第2条、第5条若しくは第9条の規定、西企営第77号(平成14年10月24日)の附則の3の規定、西企営第119号(平成15年2月21日)の附則の2若しくは4の規定、西企営第22号(平成15年5月23日)の附則第2条、第3条、第5条若しくは第6条の規定、西企営第41号(平成15年7月15日)の附則の2若しくは3の規定、西企営第62号(平成15年9月24日)の附則第2条、第4条若しくは第7条の規定、西企営第91号(平成15年12月16日)の附則第2条、第4条、第5条若しくは第8条の規定又は西企営第116号(平成16年2月9日)の附則第2条の適用を受けた者が、メニュー4又はメニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った後に、その解除を行ったメニューと同一のメニューに係るIP通信網契約の申込みを平成16年4月1日から平成16年7月31日までの間に行った場合(その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の第2条、第5条、第9条及び第11条の規定を適用しません。

第19条 西企営第116号(平成16年2月9日)の附則第3条を次のように改めます。

附 則(平成16年2月9日西企営第116号)

第3条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間(変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置については平成16年4月1日以降の前条に規定する利用料を適用する期間とします。)における機器利用料(1利用回線につき1装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び1装置の帯域分離多重装置に係るものに限り)については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料(基本料)

1装置ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
回線接続装置	変復調装置(ADSLモデム)	0円
	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置(IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ)	0円
	帯域分離多重装置(スプリッタ)	0円

第20条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

成16年8月31日までの間に」に、同附則中「平成16年10月31日までに」を「平成16年12月31日までに」に、同附則第5条中「第2条の場合において」を「第2条の場合又は平成16年4月1日から平成16年8月31日までの間に西企営第116号(平成16年2月9日)の附則第2条の適用を受けた場合において」に、同附則第9条中「平成16年11月1日以降の日」を「平成17年1月1日以降の日」に改めます。

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成16年7月30日西企営第36号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年8月5日から実施します。

(経過措置)

- 2 メニュー4であって品目が47Mb/sのものに係るIP通信網サービスの伝送速度については、料金表第1表第1類第1の1(2)の規定にかかわらず、収容IP通信網サービス取扱所から契約者回線等の端末への伝送方向に係る伝送速度にあっては当社が別に定める区域において当分の間最大概ね44Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの、他の伝送方向に係る伝送速度にあっては当社が別に定める区域において当分の間最大概ね3Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なものとします。

- 3 西企営第141号(平成16年3月25日)の附則第5条中「平成16年8月31日までの間にメニュー4の40Mb/sの品目以外の品目に係るIP通信網契約者から40Mb/sの品目への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成16年12月31日までに当社がその品目の変更を行った場合」を「平成16年8月31日までの間にメニュー4の40Mb/s若しくは47Mb/sの品目以外の品目に係るIP通信網契約者から40Mb/s若しくは47Mb/sの品目への品目の変更又は40Mb/sの品目から47Mb/sの品目への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成16年12月31日までに当社がその品目の変更を行った場合」に、同条の表中「40Mb/sのもの」を「40Mb/s又は47Mb/sのもの」に改めます。

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成16年8月24日西企営第40号)

(実施期日)

- 第1条 この改正規定は、平成16年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 第2条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5の配線設備多重装置のうち、下りに係る伝送速度が最大概ね50Mbit/sまでのもの	メニュー5の配線設備多重装置のうち50Mb/sタイプのもの
メニュー5の配線設備多重装置のうち、下りに係る伝送速度が最大概ね70Mbit/sまでのもの	メニュー5の配線設備多重装置のうち70Mb/sタイプのもの
メニュー5の配線設備多重装置のうち、下りに係る伝送速度が最大概ね100Mbit/sまでのもの	メニュー5の配線設備多重装置のうち100Mb/sタイプのもの

(経過措置)

- 第3条 平成16年9月1日から平成16年12月31日までの間にメニュー4(契約者回線型サービスに係るもの、品目が1.5Mb/sのもの又は料金表別表3に規定する学校に限定し

調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置」を「1 利用回線につき 1 装置の変復調装置、変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置若しくは無線 L A N 対応型変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置の基本装置」に改め、同条の表を次表に改めます。

機器利用料（基本料）

1 装置ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
回線接続装置	変復調装置（ A D S L モデム）	0 円
	変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置（ I P 電話対応 A D S L モデム内蔵ルータ）	0 円
	無線 L A N 対応型変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置（無線 L A N 機能付き I P 電話サービス対応 A D S L モデム内蔵ルータ）	基本装置 0 円
	帯域分離多重装置（スプリッタ）	0 円

附 則（平成16年10月29日西企営第66号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成16年11月8日から実施します。
（その他）
- 西企営第40号（平成16年8月24日）の附則第10条中「メニュー5 - 1の100Mb/sのものにおけるプラン3に係るもの」を「メニュー5 - 1の100Mb/sのものにおけるプラン3に係るもの、メニュー5 - 1の46Mb/sのもの」に、同条の表を次表に、同附則第11条中「細目」を「品目又は細目」に改めます。

利用料（基本料）

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー5 - 1 に係るもの	100Mb/sのもの プラン3に係るもの	0 円
	46Mb/sのもの	0 円
メニュー5 - 2 に係るもの	100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの	0 円

附 則（平成16年11月29日西企営第75号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成16年12月2日から実施します。
（経過措置）
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー2 - 2に係る I P 通信網サービス	メニュー2 - 2の契約者回線型サービスに係る I P 通信網サービス
--------------------------	-------------------------------------

附 則（平成16年12月22日西企営第86号）

（実施期日）

- 第1条 この改正規定は、平成16年12月24日から実施します。
ただし、メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4に係る部分については、平成17年3月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 平成17年1月1日から平成19年1月31日までの間にメニュー4(契約者回線型サービスに係るもの又は料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年4月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日(以下この附則において「提供開始日」といいます。)から、その提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

利用料(基本料)

1 利用回線ごとに月額

区 分		料 金 額	
メニュー4 に係るもの	利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	1,590円(税込価格 1,669.5円)
		8 Mb/sのもの	1,640円 (税込価格 1,722円)
		12Mb/sのもの	1,690円(税込価格 1,774.5円)
		24Mb/sのもの	1,720円 (税込価格 1,806円)
		40Mb/sのもの	1,730円(税込価格 1,816.5円)
		47Mb/sのもの	1,730円(税込価格 1,816.5円)

第3条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間において、当社が提供する宅内機器のうち変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び帯域分離多重装置を利用している場合は、前条に規定する利用料を適用する期間における機器利用料(1利用回線につき1装置の変復調装置若しくは変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び1装置の帯域分離多重装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(2)イ(ア)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料(基本料)

1 装置ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
回線 接続 装置	変復調装置(ADSLモデム)	0円
	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置(IP電話対応ADSLモデム内蔵ルータ)	0円
	帯域分離多重装置(スプリッタ)	0円

第4条 この附則の第2条の規定の適用を受けている期間は、料金表別表1に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。

第5条 平成17年1月1日から平成18年1月31日までの間にメニュー5(メニュー5-1の100Mb/sのプラン3若しくはプラン4に係るもの、メニュー5-1の46Mb/sのもの又はメニュー5-2に係るものであって、料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この条において同じとします。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、提供開始日から起算して1ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成19年5月1日以降

の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ
ん。

利用料（基本料）

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー 5 - 1 に係るもの	100Mb/sのもの プラン 3 又はプラン 4 に係るもの	0 円
	46Mb/sのもの	0 円
メニュー 5 - 2 に係るもの	100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの	0 円

第 6 条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー 5 - 1 の
100Mb/sのプラン 1 若しくはプラン 2 又は 1 Gb/sのものへの品目又は細目の変更があ
った場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があ
った日の前日までの間とします。

第 7 条 平成17年 3 月 1 日から平成17年 8 月31日までの間に、メニュー 5 - 1 の100Mb/s
のプラン 4 又はメニュー 5 - 2 の100Mb/sのカテゴリー 2 に係る IP 通信網契約者か
ら請求があり、平成17年11月30日までに当社が提供する宅内機器のうち簡易ルータ機
能付 IP 電話対応装置を提供した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含
む料金月の 5 か月後の料金月の末日まで(メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 4 を利用
している期間に限りです。)の機器利用料(1 契約者回線につき 1 装置の簡易ルータ機
能付 IP 電話対応装置に係るものに限りです。)については、料金表第 1 表第 1 類第
1 の 2 - 5 - 2(4)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料

1 装置ごとに月額

区 分		料 金 額
回線接 続装置	簡易ルータ機能付 IP 電話対応装置 (IP 電話対 応電話機アダプタ)	0 円

第 8 条 平成17年 1 月 1 日から平成17年 4 月30日までの間にメニュー 6 に係る IP 通信
網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年11月30
日までに当社がその IP 通信網サービスの提供を開始した場合は、その IP 通信網サ
ービスの提供を開始した日から起算して 3 ヶ月間のその IP 通信網契約に係る利用料
(料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 6 に規定する額とします。)については適用しません。

第 9 条 平成17年 1 月 1 日から平成17年 4 月30日までの間に IP 通信網契約者から請求
があり、平成17年11月30日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、
その提供を開始した日から起算して 3 ヶ月間のその付加機能利用料については適用し
ません。

第10条 平成17年 1 月 1 日から平成17年 4 月30日までの間に IP 通信網契約者から請求
があり、平成17年11月30日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始し
た場合は、その提供を開始した日から起算して 3 ヶ月間のその付加機能利用料につい
ては適用しません。

第11条 平成16年12月24日から平成17年 4 月30日までの間に IP 通信網契約者から請求
があり、平成18年 4 月30日までに当社が IP v 6 通信機能の提供を開始した場合は、
その提供を開始した日から起算して 2 ヶ月間のその付加機能利用料については適用し
ません。

第12条 前 3 条の規定に該当する場合であって、その付加機能の提供に係る工事を、そ
の付加機能に係るメニュー 1、メニュー 4 又はメニュー 5 の利用の開始の工事の工事

と同時に施工した場合は、その付加機能の提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第13条 当社は、この附則の第2条若しくは第5条、西企営第77号（平成14年10月24日）の附則の3の規定、西企営第119号（平成15年2月21日）の附則の2若しくは4の規定、西企営第22号（平成15年5月23日）の附則第2条、第3条、第5条若しくは第6条の規定、西企営第41号（平成15年7月15日）の附則の2若しくは3の規定、西企営第62号（平成15年9月24日）の附則第2条、第4条若しくは第7条の規定、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第2条、第4条、第5条若しくは第8条の規定、西企営第116号（平成15年2月9日）の附則第2条の規定、西企営第141号（平成16年3月25日）の附則第2条、第3条、第5条、第6条若しくは第9条の規定又は西企営第40号（平成16年8月24日）の附則の第3条、第6条若しくは第10条の規定の適用を受けた者が、メニュー4又はメニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った後に、その解除を行ったメニューと同一のメニューに係るIP通信網契約の申込みを平成17年1月1日から平成19年1月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線等の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の第2条及び第5条の規定を適用しません。

第14条 西企営第116号（平成16年2月9日）の附則第2条（経過措置）中「平成16年2月16日から平成17年2月28日まで」を「平成16年2月16日から平成16年12月31日まで」に、同附則第6条中「又は西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第2条、第4条若しくは第5条の規定」を「西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第2条、第4条若しくは第5条の規定、西企営第141号（平成16年3月25日）の附則第2条若しくは第5条の規定又は西企営第40号（平成16年8月24日）の附則第3条若しくは第6条の規定」に、同条中「平成16年2月16日から平成17年2月28日まで」を「平成16年2月16日から平成16年12月31日まで」に、西企営第124号（平成16年3月11日）の附則の4（経過措置）中「料金表第1表第1類第1の1(9)欄の表の左欄」を「料金表第1表第1類第1の1（適用）の(8)欄の表の左欄若しくは(9)欄のアの表の左欄」に、同項中「又は西企営第116号（平成16年2月9日）の附則第2条」を「西企営第116号（平成16年2月9日）の附則第2条又は西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第2条」に改めます。

第15条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成17年1月31日西企営第104号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年2月2日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー2 - 3の10Mb/sのものに係るIP通信網サービス	メニュー2 - 3の契約者回線群型サービスの10Mb/sのものに係るIP通信網サービス
メニュー2 - 3の100Mb/sのものに係るIP通信網サービス	メニュー2 - 3の契約者回線群型サービスの100Mb/sのものに係るIP通信網サービス
メニュー2 - 3の1Gb/sのものに係るIP通信網サービス	メニュー2 - 3の契約者回線型サービスの1Gb/sのものに係るIP通信網サービス

附 則（平成17年2月21日西企営第111号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成17年2月24日から実施します。
ただし、ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置に係る部分については、当社が別に定める日から実施します。

（経過措置）

- 平成17年2月24日から平成18年1月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成18年4月30日までに当社がセキュリティファイル供給サービスの提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して2ヶ月間のその料金については、料金表第3表第3の2に規定する額に代えて、0円を適用します。
- 平成17年2月24日から平成18年1月31日までの間にメニュー4又はメニュー5に係るIP通信網契約者から請求があり、平成18年4月30日までに当社が次表に規定する端末設備の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して2ヶ月間のその機器利用料（1契約者回線等につき1装置のルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置の基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(イ)(ア)又は2-5-2(4)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

機器利用料（基本料）

1装置ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
回線接続装置	ルータ機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置	0円

- 当社は、この附則の2又は3の適用を受けたIP通信網契約者が、セキュリティファイル供給サービス又は同附則の3に規定する端末設備を廃止した後に、そのIP通信網契約者から請求があり、当社がセキュリティファイル供給サービス又は同附則の3に規定する端末設備の提供を開始した場合は、同附則の2及び3の規定は適用しません。

附 則（平成17年3月24日西企営第121号）

この改正規定は、平成17年3月28日から実施します。

附 則（平成17年3月30日西企営第132号）

この改正規定は、平成17年3月31日から実施します。

附 則（平成17年3月31日西企営第128号）

この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

附 則（平成17年4月5日西企営第1号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成17年4月6日から実施します。
（経過措置）
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取扱います。

メニュー5-2の100Mb/sに係るIP通信網サービス	メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー1に係るIP通信網サービス
-----------------------------	------------------------------------

- 西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第7条（経過措置）中「メニュー5-1の100Mb/sのプラン4に係るIP通信網契約者」を「メニュー5-1の100Mb/sのプラン4又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー2に係るIP通信網契約者」に改めます。

附 則（平成17年4月25日西企営第10号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年5月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成17年5月1日から平成17年8月31日までの間にメニュー6に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年11月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（料金表第1表第1類第1の2-6に規定する額とします。）及びその提供に係る交換機等工事費については適用しません。
- 3 平成17年5月1日から平成17年8月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成17年11月30日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して3ヶ月間のその付加機能利用料及びその提供に係る交換機等工事費については適用しません。
- 4 平成17年5月1日から平成17年8月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成17年11月30日までに当社が契約者回線等相互間通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して2ヶ月間のその付加機能利用料及びその提供に係る交換機等工事費については適用しません。
- 5 平成17年5月1日から平成19年1月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成19年4月30日までに当社がIPv6通信機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して2ヶ月間のその付加機能利用料及びその提供に係る交換機等工事費については適用しません。
- 6 西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第2条、第5条、第7条及び第13条中「平成17年4月30日まで」を「平成17年8月31日まで」に、同附則第2条中「平成17年7月31日まで」を「平成17年11月30日まで」に、同附則第5条中「平成17年8月1日以降」を「平成17年12月1日以降」に、同附則第7条中「当社が提供する宅内機器のうち簡易ルータ機能付IP電話対応装置を提供した場合」を「平成17年11月30日までに当社が提供する宅内機器のうち簡易ルータ機能付IP電話対応装置を提供した場合」に、同附則第8条から第11条中「平成17年7月31日まで」を「平成17年11月30日まで」に、西企営第111号（平成17年2月21日）の附則の2及び3中「平成17年4月30日まで」を「平成17年8月31日まで」に、同項中「平成17年7月31日まで」を「平成17年11月30日まで」に改めます。
- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成17年5月27日西企営第20号）

この改正規定は、平成17年5月30日から実施します。

附 則（平成17年5月20日西企営第17号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成17年6月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成18年1月31日までにメニュー5-1の100Mb/sのプラン3（料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限り）又はプラン4に係るIP通信網契約（その終端を静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限り）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年6月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、西企営第40号（平成16年8月24日）の附則第10条又は西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第5条の規定にかかわらず、そのIP通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から、その提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月

の末日までのその I P 通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)及び回線終端装置利用料(基本料に係る部分に限ります。)については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 - 1(1)及び 2 - 5 - 2(3)アに規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成19年 5 月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

利用料(基本料)

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額
メニュー 5 - 1 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン 3 又はプラン 4 に係るもの 3,000円 (税込価格 3,150円)

回線終端装置利用料(基本料)

1 装置ごとに月額

区 分	料 金 額
回線終端装置	0 円

- 3 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除を行った後に、メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 3 又はプラン 4 に係る I P 通信網契約の申込みを平成17年 6 月 1 日から平成18年 1 月31日までの間に行った場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則の 2 の規定を適用しません。

(注)本項に規定する当社が別に定めるものは、この附則の 2、西企営第119号(平成15年 2 月21日)の附則の 4、西企営第22号(平成15年 5 月23日)の附則第 5 条若しくは第 6 条、西企営第62号(平成15年 9 月24日)の附則第 7 条、西企営第91号(平成15年12月16日)の附則第 8 条、西企営第141号(平成16年 3 月25日)の附則第10条、西企営第40号(平成16年 8 月24日)の附則第10条又は西企営第86号(平成16年12月22日)の附則第 5 条の規定とします。

- 4 西企営第124号(平成16年 3 月11日)の附則の 4 (経過措置)中「又は西企営第86号(平成16年12月22日)の附則第 2 条の適用を受けている場合」を「、西企営第86号(平成16年12月22日)の附則第 2 条又は西企営第17号(平成17年 5 月20日)の附則の 2 の規定の適用を受けている場合」に改めます。

- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成17年 7 月25日西企営第37号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年 8 月 1 日から実施します。
(経過措置)
- 2 平成17年 8 月 1 日から平成18年10月31日までの間に I P 通信網契約者から請求があり、平成19年 1 月31日までに当社が符号蓄積機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して 2 ヶ月間のその付加機能利用料については適用しません。
- 3 前項の規定に該当する場合は、その符号蓄積機能の利用の開始に係る交換機等工事費については適用しません。

附 則(平成17年 8 月25日西企営第42号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年 9 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成17年9月1日から平成18年10月31日までの間にメニュー6に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年1月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して2ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料(料金表第1表第1類第1の2-6に規定する額とします。)及びその提供に係る交換機等工事費については適用しません。
- 3 平成17年9月1日から平成18年10月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成19年1月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から起算して2ヶ月間のその付加機能利用料及びその提供に係る交換機等工事費については適用しません。
- 4 西企営第86号(平成16年12月22日)の附則第2条、第5条及び第13条中「平成17年8月31日まで」を「平成18年1月31日まで」に、同附則第2条中「平成17年11月30日まで」を「平成18年4月30日まで」に、同附則第5条中「平成17年12月1日以降」を「平成18年5月1日以降」に、同附則第11条中「平成17年11月30日まで」を「平成18年4月30日まで」に、西企営第111号(平成17年2月21日)の附則の2及び3中「平成17年8月31日まで」を「平成18年1月31日まで」に、同項中「平成17年11月30日まで」を「平成18年4月30日まで」に、西企営第10号(平成17年4月25日)の附則の5中「平成17年8月31日まで」を「平成18年1月31日まで」に、同項中「平成17年11月30日まで」を「平成18年4月30日まで」に、西企営第17号(平成17年5月20日)の附則の2及び3中「平成17年8月31日まで」を「平成18年1月31日まで」に、同項中「平成17年12月1日以降」を「平成18年5月1日以降」に、西企営第37号(平成17年7月25日)の附則の2中「平成17年8月31日まで」を「平成18年1月31日まで」に、同項中「平成17年11月30日まで」を「平成18年4月30日まで」に改めます。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成17年8月31日西企営第45号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成17年10月25日西企営第57号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年10月26日から実施します。

(経過措置)

- 2 平成17年10月25日までにメニュー6に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年10月26日から平成18年1月31日までの間にそのIP通信網契約者が契約者識別符号の追加を請求した場合(平成18年4月30日までにその提供を行った場合に限り)は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。
- 3 平成17年10月25日までにIP通信網契約者から請求があり、平成18年4月30日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合であって、平成17年10月26日から平成18年1月31日までの間にそのIP通信網契約者が契約者識別符号の追加を請求した場合(平成18年4月30日までにその提供を行った場合に限り)は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

いて、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成19年5月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

利用料（基本料）

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額	
メニュー5-1 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン4に係るもの	0円
	46Mb/sのもの		0円
メニュー5-2 に係るもの	100Mb/sのもの及び46Mb/sのもの		0円

第3条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー5-1の100Mb/sのプラン1、プラン2若しくはプラン3又は1Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第4条 前2条の規定にかかわらず、平成18年2月1日から平成19年1月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン4(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。)に係るIP通信網契約(その終端を静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)及び回線終端装置利用料(基本料に係る部分に限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)及び2-5-2(3)アに規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成19年5月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

利用料（基本料）

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額	
メニュー5-1 に係るもの	100Mb/sのもの	プラン4に係るもの	3,000円 (税込価格 3,150円)

回線終端装置利用料（基本料）

1 装置ごとに月額

区 分		料 金 額
回線終端装置		0円

第5条 前条の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更があった場合又は契約者回線の移転(その契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となるものに限ります。)があった場合は、前条に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第6条 平成18年2月1日から平成18年6月30日までの間にメニュー5-1の100Mb/s(プラン4のものに限ります。)若しくは46Mb/s又はメニュー5-2に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年4月30日

9 この附則の8の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更又は契約者回線の移転（その契約者回線の移転先がこの附則の8に規定する都道府県の区域外となるものに限ります。）があった場合は、その変更等があった日以降については、この附則の8の規定は適用しません。

ただし、その提供開始日から起算して2ヶ月以内に次の表の左欄に規定する細目の変更又移転があった場合は、その変更等があった日以降について、同表の右欄に規定する利用料の適用を行います。

メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン5への細目の変更があった場合（その終端を前項に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。）	この附則の8の表の1欄の規定に代えて、同表の2欄の規定により利用料の適用を行います。この場合、その変更があった日から、その変更があった日を含む料金月の11ヶ月後の料金月の末日までの間を2欄の規定における適用期間とします。
メニュー5 - 2の 카테고리 1若しくは 카테고리 2への細目の変更があった場合又はその契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となるメニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4の契約者回線の移転があった場合	この附則の6の規定中「3か月間」を「2か月間」に読み替えて、この附則の6の規定に準じて利用料の適用を行います。

10 この附則の6又は8の規定による利用料の適用を受けている期間においては、料金表第1表第1類第1の1（適用）の(8)欄の表の右欄及び(9)欄のアの表の右欄並びに西企営第124号（平成16年3月11日）の附則の2の表の右欄に規定する減額は適用しません。

11 この附則の6又は8の規定の適用を受けることとなる場合は、西企営第96号（平成19年1月25日）の附則第5条及び第7条の規定は適用しません。

12 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った後に、メニュー5 - 1の100Mb/s（プラン4のものに限ります。）又はメニュー5 - 2（ 카테고리 3のものを除きます。）に係るIP通信網契約の申込みを平成19年11月1日から平成19年3月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則の6及び8の規定を適用しません。

（注）本条に規定する当社が別に定めるものは、この附則の6若しくは8、西企営第119号（平成15年2月21日）の附則の4、西企営第22号（平成15年5月23日）の附則第5条若しくは第6条、西企営第62号（平成15年9月24日）の附則第7条、西企営第91号（平成15年12月16日）の附則第8条、西企営第141号（平成16年3月25日）の附則第9条、西企営第40号（平成16年8月24日）の附則第10条、西企営第86号（平成16年12月22日）の附則第5条、西企営第17号（平成17年5月20日）の附則の2、西企営第88号（平成18年1月25日）の附則の第2条、第4条若しくは第6条、西企営第96号（平成19年1月25日）の附則の第5条、第7条若しくは第10条、西企営第46号（平成19年9月25日）の附則の2又は西企営第113号（平成20年3月27日）の附則第4条、第5条若しくは第7条の規定とします。

13 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

14 西企営第96号（平成19年1月25日）の附則第15条中「又は西企営第46号（平成19年

9月25日)の附則の2」を「、西企営第46号(平成19年9月25日)の附則の2又は西企営第55号(平成19年10月29日)の附則の6若しくは8」に、西企営第46号(平成19年9月25日)の附則の6中「又は西企営第96号(平成19年1月25日)の附則の第5条、第7条若しくは第10条」を「、西企営第96号(平成19年1月25日)の附則の第5条、第7条若しくは第10条又は西企営第55号(平成19年10月29日)の附則の6若しくは8」に改めます。

附 則(平成19年12月26日西企営第68号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 西企営第96号(平成19年1月25日)の附則第5条、第7条及び第11条から第13条及び第15条中「平成19年12月31日」を「平成20年3月31日」に、同附則第5条及び第7条中「平成20年4月1日」を「平成20年7月1日」に、同附則第11条から第13条中「平成19年3月31日」を「平成20年6月30日」に改めます。
- 4 西企営第118号(平成19年3月30日)の附則第2項及び第3項中「平成19年12月31日」を「平成20年3月31日」に、「平成20年4月1日」を「平成20年7月1日」に改めます。
- 5 西企営第46号(平成19年9月25日)の附則の2から6中「平成19年12月31日」を「平成20年3月31日」に、同附則の2から5中「平成19年3月31日」を「平成20年6月30日」に、同附則の2及び3中「平成20年4月1日」を「平成20年7月1日」に改めます。
- 6 西企営第55号(平成19年10月29日)の附則の2、5、6、8及び12中「平成19年12月31日」を「平成20年3月31日」に、同附則の2中「平成19年3月31日」を「平成20年6月30日」に、同附則の6及び8中「平成20年4月1日」を「平成20年7月1日」に改めます。

附 則(平成20年2月26日西企営第87号)

この改正規定は、平成20年2月28日から実施します。

附 則(平成20年3月27日西企営第113号)

(実施期日)

- 第1条 この改正規定は、平成20年3月31日から実施します。
(経過措置)
- 第2条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー2-1に係るIP通信網サービス	メニュー2-1-1に係るIP通信網サービス
メニュー2-2に係るIP通信網サービス	メニュー2-1-2に係るIP通信網サービス
メニュー2-3に係るIP通信網サービス	メニュー2-1-3に係るIP通信網サービス
メニュー7に係るIP通信網サービス	メニュー7-1に係るIP通信網サービス

- 第3条 IP通信網契約者は、この改正規定にかかわらず、当分の間、その契約者回線

について、音声利用 I P 通信網サービス契約約款に定める第 2 種サービス（基本機能又は上限チャンネル数の態様による区別がメニュー 1 のものに限り、）に係る契約（以下この附則において「音声利用 I P 通信網契約」といいます。）を当社と締結し、音声利用 I P 通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能を利用している場合に限り、帯域確保機能を利用することができます。

- 2 帯域確保機能の提供を受けている I P 通信網契約者は、この改正規定にかかわらず、当分の間、その契約者回線において、その帯域確保機能を利用した通信を行っているときは、音声利用 I P 通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能を利用した通信を行うことができません。
- 3 当社は、この改正規定にかかわらず、当分の間、帯域確保機能を利用する I P 通信網契約者が、次の各号に該当する場合には、その帯域確保機能を廃止します。
 - (1) 音声利用 I P 通信網契約の解除があったとき。
 - (2) 音声利用 I P 通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能の廃止があったとき。
- 4 当社は、この改正規定にかかわらず、当分の間、帯域確保機能を利用する I P 通信網契約者が、次の各号に該当する場合には、その帯域確保機能の利用の一時中断を行います。
 - (1) 音声利用 I P 通信網契約の利用の一時中断があったとき。
 - (2) 音声利用 I P 通信網サービス契約約款に規定する同時通信機能の利用の一時中断があったとき。
- 5 当社は、この改正規定にかかわらず、当分の間、音声利用 I P 通信網契約に係る電気通信サービス（帯域確保機能を利用する I P 通信網契約者に係るものに限り、）の利用停止を行ったときは、その帯域確保機能の利用を停止することがあります。
- 6 当社は、帯域確保機能に係る付加機能利用料については、この改正規定にかかわらず、当分の間、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 9 に規定する額を適用しません。

第 4 条 平成 20 年 3 月 31 日から平成 21 年 9 月 30 日までの間にメニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 5（その終端をこの附則第 5 条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。）又はメニュー 5 - 2 のカテゴリ 3 に係る I P 通信網契約（料金表別表 3 に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限り、）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その I P 通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して 1 ヶ月間のその I P 通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限り、）について、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 - 1 (1) に規定する額に代えて、0 円を適用します。

ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成 22 年 1 月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。

- 2 前項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 1、プラン 2 若しくはプラン 3 又は 1 Gb/s のものへの品目又は細目の変更があった場合は、前項に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第 5 条 平成 20 年 3 月 31 日から平成 21 年 9 月 30 日までの間にメニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 5（その終端を静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限り、）に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の 11 か月後の料金月の末日までのその I P 通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限り、）及び回線終端装置利用料（基本料に係る部分に限り、）については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 - 1 (1) 及び 2 - 5 - 2 (3) ア に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成22年1月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ
ん。

1 契約者回線又は1装置ごとに月額

区 分	料 金 額
利用料（基本料）	3,000円 （税込価格 3,150円）
回線終端装置利用料（基本料）	0円

2 前項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更（メニュー5-1の100Mb/sのプラン4への細目の変更を除きます。）があった場合又は契約者回線の移転（その契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となるものに限り。）があった場合は、前項に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第6条 この附則第4条及び第5条の規定による利用料の適用を受けている期間においては、料金表第1表第1類第1の1（適用）の(8)欄の表の右欄及び(9)欄のアの表の右欄並びに西企管第124号（平成16年3月11日）の附則の2の表の右欄に規定する減額は適用しません。

第7条 平成20年3月31日から平成20年5月31日までの間にメニュー5-1のプラン5又はメニュー5-2のカテゴリー3に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年8月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成20年9月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限り。）及び交換機等工事費については適用しません。

第8条 平成20年3月31日から平成21年9月30日までの間にメニュー5-1のプラン5又はメニュー5-2のカテゴリー3に係るIP通信網契約者から次表の左欄の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成21年12月31日までに当社が同表の右欄の状態とした場合（当社の責めに帰すべき理由により平成22年1月1日以降の日に当社がその状態とした場合を含みます。）は、その請求に係る基本工事費（基本額の部分に限り。）及び交換機等工事費については適用しません。

1 契約者回線又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限り。）の移転の請求（当社が別に定めるものを除きます。）	移転先のその契約者回線の終端の場所又は端末設備の設置場所においてメニュー5-1の46Mb/s若しくは100Mb/s（プラン4又はプラン5のものに限り。）又はメニュー5-2に係るIP通信網サービスを利用できる状態とした場合
2 当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限り。）の設置の請求（同時に1欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備の提供を開始した場合（当社が別に定める場合に限り。）
3 当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限り。）の廃止の請求（同時に1欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備を廃止した場合（当社が別に定める場合に限り。）

附 則（平成20年3月28日西企管第110号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 平成20年4月1日から平成21年9月30日までの間にメニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4（その終端をこの附則第4条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。）若しくは46Mb/s又はメニュー5 - 2の46Mb/s若しくは100Mb/s（カテゴリー3のものを除きます。）に係るIP通信網契約（料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この附則第3条から第5条において同じとします。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して1ヶ月間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）について、料金表第1表第1類第1の2 - 5 - 1(1)に規定する額に代えて、0円を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成22年1月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

ん。

2 前項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン1、プラン2若しくはプラン3又は1Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合は、前項に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第3条 前条の規定にかかわらず、平成20年4月1日から平成21年9月30日までの間にメニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4（その終端をこの附則第4条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。）又はメニュー5 - 2の46Mb/s若しくは100Mb/s（カテゴリー3のものを除きます。）に係るIP通信網契約の申込み（当社が別に定める方法によるものに限ります。）があり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から起算して3ヶ月間の利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2 - 5 - 1(1)に規定する額に代えて、0円を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成22年1月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

ん。

2 前項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー5 - 1の46Mb/s、100Mb/sのプラン1、プラン2若しくはプラン3又は1Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合は、前項に規定する利用料を適用する期間は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日からその変更があった日の前日までの間とします。

第4条 平成20年4月1日から平成21年9月30日までの間にメニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4（その終端を静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）及び回線終端装置利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2 - 5 - 1(1)及び2 - 5 - 2(3)アに規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成22年1月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

ん。

契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。)は、この附則第2条及び第3条の規定を適用しません。

第5条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第6条 西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第4条、第5条及び第8条から第10条中「平成20年9月30日」を「平成21年1月31日」に、同附則第4条、第5条及び第8条中「平成21年1月1日」を「平成21年5月1日」に、同附則第8条及び第10条中「平成20年12月31日」を「平成21年4月30日」に改め、同附則第9条注書きを削ります。

2 西企営第110号(平成20年3月28日)の附則第2条から第5条及び第8条から第10条(第5項を除きます。)中「平成20年9月30日」を「平成21年1月31日」に、同附則第2条から第5条及び第8条中「平成21年1月1日」を「平成21年5月1日」に、同附則第8条及び第10条(第5項を除きます。)中「平成20年12月31日」を「平成21年4月30日」に改め、同附則第3条第2項ただし書き及び同附則第9条注書きを削り、同附則第5条第2項を次のとおり改めます。

2 前項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更(メニュー5-1の100Mb/sのプラン5への細目の変更を除きます。)又は契約者回線の移転(その契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となるものに限り、)があった場合は、その変更等があった日以降については、前項の規定は適用しません。

ただし、その提供開始日から起算して2ヶ月以内にメニュー5-2への細目の変更又はその契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となる契約者回線の移転があった場合は、その変更等があった日以降について、この附則第2条第1項の規定中「3か月間」を「2か月間」に読み替えて、この附則第3条第1項の規定に準じて利用料の適用を行います。

3 西企営第27号(平成20年5月30日)の附則第2条及び第3条中「平成20年9月30日」を「平成21年1月31日」に、同附則第2条中「平成21年1月1日」を「平成21年5月1日」に、同条中「平成20年12月31日」を「平成21年4月30日」に改め、同附則第9条注書きを削ります。

附 則(平成20年10月1日西企営第102号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年10月2日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5-1の1Gb/sに係るIP通信網サービス

メニュー5-1の1Gb/sのプラン1に係るIP通信網サービス

3 当社は、この改正規定にかかわらず、当分の間、メニュー5-1の1Gb/sのプラン2のものについて、帯域確保機能を提供しません。

(その他)

4 西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第10条第1項中「メニュー5-1のプラン5」を「メニュー5-1の100Mb/sのプラン5若しくは1Gb/sのプラン2」に改めます。

5 西企営第110号(平成20年3月28日)の附則第10条第2項中「メニュー5-1のプラン5」を「メニュー5-1の100Mb/sのプラン5若しくは1Gb/sのプラン2」に改めます。

メニュー 2 - 2 の100Mb/sの品目のものに係る I P 通信網サービス	メニュー 2 - 2 - 1 の100Mb/sの品目のものに係る I P 通信網サービスであってその契約者回線の終端の場所を I P 通信網サービス取扱所（その契約者回線の終端に対向する装置が設置される I P 通信網サービス取扱所に限ります。）内とするもの
メニュー 2 - 2 の 1 Gb/sの品目のものに係る I P 通信網サービス	メニュー 2 - 2 - 1 の 1 Gb/sの品目のものに係る I P 通信網サービス

附 則（平成21年 5 月19日西企管第18号）

（実施期日）

第 1 条 この改正規定は、平成21年 6 月 1 日から実施します。

（経過措置）

第 2 条 平成21年 6 月 1 日から平成22年 9 月30日までの間にメニュー 5 - 1 の100Mb/s のプラン 5、200Mb/s又は 1 Gb/sのプラン 3 に係る I P 通信網契約の申込みと同時に、その I P 通信網サービスの提供を開始した日から、その I P 通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の14か月後の料金月の末日までの期間の継続利用の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成22年12月31日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成23年 1 月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

2 I P 通信網契約者は、前項に規定する継続利用の申出のあった期間の満了前にその I P 通信網契約の解除があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

その提供を開始したときの I P 通信網サービスの品目及び細目	支払いを要する額
メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 5、200Mb/s又は 1 Gb/sのプラン 3	27,100円 (税込価格 28,455円)

第 3 条 平成21年 6 月 1 日から平成21年 9 月30日までの間にメニュー 5 - 1 の46Mb/s若しくは100Mb/s（プラン 4 のものに限ります。）又はメニュー 5 - 2 に係る I P 通信網契約の申込みと同時に、その I P 通信網サービスの提供を開始した日から、その I P 通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の14か月後の料金月の末日までの期間の継続利用の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成21年12月31日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成22年 1 月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 (1)ア(ア)に規定する額に代えて3,500円を適用し、交換機等工事費については適用しません。

2 I P 通信網契約者は、前項に規定する継続利用の申出のあった期間の満了前にその I P 通信網契約の解除があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

その提供を開始したときの I P 通信網サービスの品目及び細目	支払いを要する額
メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 4 又はメニュー 5 -	23,600円

(経過処置)

- 2 平成21年8月1日から平成22年8月31日までの間にメニュー5 - 1の10Mb/sの品目のものに係るI P通信網契約者から、そのI P通信網サービスについて、メニュー5 (メニュー5 - 1の10Mb/sの品目のものを除きます。)への品目の変更等の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、西企管第111号(平成15年1月31日)の第3項の規定にかかわらず、その基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費については適用しません。
- 3 前項の規定に基づく変更の請求があった場合において、閉域グループ内通信機能又は同時通信可能着信先数追加機能の区分の変更の請求が同時に行われ、当社がその請求を承諾した場合は、その交換機等工事費については適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成21年9月11日西企管第74号)

この改正規定は、平成21年9月16日から実施します。

附 則(平成21年9月30日西企管第81号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成21年10月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 平成21年10月1日から平成23年1月31日までの間にメニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5、200Mb/s(その終端をこの附則第3条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。)若しくは46Mb/s又はメニュー5 - 2の100Mb/s若しくは200Mb/sに係るI P通信網契約(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この附則第2条及び第3条において同じとします。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのI P通信網サービスの提供を開始した日(以下この附則において「提供開始日」といいます。)から起算して1か月間そのI P通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)について、料金表第1表第1類第1の2 - 5 - 1(1)に規定する額に代えて、0円を適用します。

ただし、そのI P通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成23年5月1日以降の日に当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

- 2 前項の場合において、平成21年10月1日から平成23年1月31日までの間にメニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5(その終端をこの附則第3条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。)又はメニュー5 - 2に係るI P通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、その提供開始日から起算して3か月間の利用料(基本料に係る部分に限ります。)並びに2か月間の屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料(基本料に係る部分に限ります。)及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、前項の規定にかかわらず料金表第1表第1類第1の2 - 5 - 1(1)並びに2 - 5 - 2(2)、(3)ア及び(4)に規定する額に代えて、0円を適用します。

ただし、そのI P通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成23年5月1日以降の日に当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

- 3 前2項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン1、プラン2若しくはプラン3若しくは1Gb/s又はメニュー5 - 2の1Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合は、前2項に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第3条 平成21年10月1日から平成23年1月31日までの間にメニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4及びプラン5並びに200Mb/s(その終端を静岡県、愛知県、京都府、大阪府、

兵庫県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。)に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までのその I P 通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)及び回線終端装置利用料(基本料に係る部分に限ります。)については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 - 1 及び 2 - 5 - 2 アに規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成23年 5 月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

1 契約者回線又は 1 装置ごとに月額

区 分	料 金 額
利用料(基本料)	3,000円 (税込価格 3,150円)
回線終端装置利用料(基本料)	0 円

- 2 前項の場合において、その I P 通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、次表の左欄の適用期間のその I P 通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)屋内配線設備部分の加算額(次表の 1 に限ります。)及び回線終端装置利用料(基本料に係る部分に限ります。)については、前項の規定にかかわらず料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 - 1 (1)並びに 2 - 5 - 2 (2)及び(3)アに規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。

ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成23年 5 月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

1 契約者回線又は 1 装置ごとに月額

適 用 期 間	区 分	料 金 額
1 その I P 通信網サービスの提供開始日から起算して 2 か月間	利用料(基本料)	0 円
	屋内配線設備部分の加算額	0 円
	回線終端装置利用料(基本料)	0 円
2 1 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	利用料(基本料)	3,000円 (税込価格 3,150円)
	回線終端装置利用料(基本料)	0 円

- 3 前 2 項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更(メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 4 及びプラン 5 並びに200Mb/sの相互間に係る細目の変更を除きます。)又は契約者回線の移転(その契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となるものに限ります。)があった場合は、その変更等があった日以降については、前 2 項の規定は適用しません。

ただし、その提供開始日から起算して 2 ヶ月以内にメニュー 5 - 2 への細目の変更又はその契約者回線の移転先が第 1 項に規定する都道府県の区域外となる契約者回線の移転があった場合は、その変更等があった日以降について、この附則第 2 条第 2 項の規定中「3 か月間」を「2 か月間」に読み替えて、同項の規定に準じて利用料の適

用を行います。

第4条 この附則第2条又は第3条の適用を受けている期間においては、料金表第1表第1類第1の1（適用）の(8)欄のアの表の右欄及び(9)欄のアの表の右欄並びに西企営第124号（平成16年3月11日）の附則の2の表の右欄に規定する減額は適用しません。

第5条 平成21年10月1日から平成22年9月30日までの間にメニュー5-1の46Mb/s若しくは100Mb/sのプラン4又はメニュー5-2に係るIP通信網契約の申込みと同時に、そのIP通信網サービスの提供開始日から、そのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の14か月後の料金月の末日までの期間の継続利用の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成23年4月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成23年1月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第2表第2の2-5(1)ア(ア)に規定する額に代えて3,500円（税込価格 3,675円）を適用し、交換機等工事費については適用しません。

2 前項の場合において、契約者回線の設置場所における当社による工事を行う必要がない場合は、前項に定める額から1,000円（税込価格 1,050円）を減額して適用します。

3 IP通信網契約者は、前項に規定する継続利用の申出のあった期間の満了前にそのIP通信網契約の解除があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。

ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

その提供を開始したときのIP通信網サービスの品目及び細目		支払いを要する額
メニュー5-1の100Mb/sのプラン4又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー2の型若しくはカテゴリー3のグレード1、200Mb/s若しくは1Gb/s		23,600円 (税込価格 24,780円)
メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー2の型又はカテゴリー3のグレード2のプラン・ミニ	ア イ以外の場合	24,300円 (税込価格 25,515円)
	イ 第2項の適用を受けた場合	22,300円 (税込価格 23,415円)
上記以外のもの	ア イ以外の場合	16,500円 (税込価格 17,325円)
	イ 第2項の適用を受けた場合	14,500円 (税込価格 15,225円)

第6条 平成21年10月1日から平成26年5月31日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約者から次表の左欄の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成26年8月31日までに当社が同表の右欄の状態とした場合（当社の責めに帰すべき理由により平成26年9月1日以降の日に当社がその状態とした場合を含みます。）は、その請求に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

1 契約者回線又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の移転の請求（当社が別に定めるものを除きます。）	移転先のその契約者回線の終端の場所又は端末設備の設置場所においてメニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/s又はメニュー5-2に係るIP通信網サービスを
--	---

	利用できる状態とした場合
2 当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の設置の請求（同時に1欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備の提供を開始した場合（当社が別に定める場合に限ります。）
3 当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の廃止の請求（同時に1欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備を廃止した場合（当社が別に定める場合に限ります。）

第7条 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った後に、メニュー5-1の46Mb/s、100Mb/sのプラン4若しくはプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3又はメニュー5-2に係るIP通信網契約の申込みを平成21年10月1日から平成23年1月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則第2条、第3条及び第5条の規定を適用しません。

第8条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）

第9条 西企営第113号（平成20年3月27日）の附則第10条（第3項及び第4項に限ります。）中「平成21年9月30日」を「平成22年1月31日」に、「平成21年12月31日」を「平成22年4月30日」に改めます。

2 西企営第110号（平成20年3月28日）の附則第10条（第4項に限ります。）中「平成21年9月30日」を「平成22年1月31日」に、「平成21年12月31日」を「平成22年4月30日」に改めます。

3 西企営第18号（平成21年5月19日）の附則第2条及び第4条中「平成21年9月30日」を「平成22年1月31日」に、同附則第2条中「平成21年12月31日」を「平成22年4月30日」に、「平成22年1月1日」を「平成22年5月1日」に改めます。

附 則（平成21年11月30日西企営第108号）

この改正規定は、平成21年12月1日から実施します。

附 則（平成21年11月30日西企営第109号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成21年12月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー2-2-1に係るIP通信網サービス	メニュー2-2-1のグレード1に係るIP通信網サービス
-----------------------	-----------------------------

附 則（平成21年12月24日西企営第123号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成22年1月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 平成22年1月1日から平成24年9月30日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約者から当社が別に定める方法により次表の左欄の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成22年2月1日以降に当社が同表の右欄の状態とした場合

は、当社がその状態とした日（その日において、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものが現に適用されている場合は、その適用されている期間の末日の翌日とします。）から起算して 2 か月間の利用料（基本料に係る部分に限ります。） 屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料（基本料に係る部分に限ります。）及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 - 1(1)並びに 2 - 5 - 2(2)、(3)ア及び(4)に規定する額に代えて、0 円を適用します。

ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年 1 月 1 日以降の日に当社が同表の右欄の状態とした場合及びその I P 通信網契約者が当社が別に定めるものの適用を受けた場合（第 3 条の規定を適用した場合は除きます。）この限りではありません。

1 契約者回線又は当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の移転の請求（当社が別に定めるものを除きます。）	移転先のその契約者回線の終端の場所又は端末設備の設置場所においてメニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 4 若しくはプラン 5 - 1 若しくは200Mb/s又はメニュー 5 - 2（カテゴリー 3 - 2 及び 1 Gb/s のものを除きます。）に係る I P 通信網サービスを利用できる状態とした場合
2 当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の設置の請求（同時に 1 欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備の提供を開始した場合（当社が別に定める場合に限ります。）
3 当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の廃止の請求（同時に 1 欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備を廃止した場合（当社が別に定める場合に限ります。）

第 3 条 前条の場合において、当社が別に定めるものの適用を受けた I P 通信網契約者に対して、当社がその移転先の契約者回線の終端の場所においてメニュー 5 - 1 の100 Mb/sのプラン 4 若しくはプラン 5 - 1 又は200Mb/sに係る I P 通信網サービスを利用できる状態とした場合は、前条の規定中「2 か月間」を「1 か月間」に読み替えます。

第 4 条 第 2 条又は第 3 条の規定を適用する回数については、1 の I P 通信網契約者につき、合わせて 1 とします。

第 5 条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成22年 1 月15日西企営第131号）

この改正規定は、平成22年 1 月18日から実施します。

附 則（平成22年 1 月29日西企営第137号）

（実施期日）

第 1 条 この改正規定は、平成22年 2 月 1 日から実施します。

（経過措置）

第 2 条 平成22年 1 月31日までに料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)欄に規定する長期継続利用の申出があったメニュー 4 又はメニュー 5(メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 1 及びプラン 2 並びに 1 Gb/sの品目を除きます。)に係る I P 通信網契約者について同欄のクの規定を適用する場合は、次表に定める額を同欄のクの表に定める額に代えて適用します。

区 分	支払いを要する額	
	右欄以外の場合	残余の期間が1年未満である場合
メニュー4の利用回線型サービス、メニュー5-1の46Mb/sの品目又はメニュー5-2に係るもの	3,500円 (税込価格 3,675円)	1,750円 (税込価格 1,837.5円)
メニュー4の契約者回線型サービス又はメニュー5-1の100Mb/sの品目におけるプラン3、プラン4若しくはプラン5に係るもの	5,000円 (税込価格 5,250円)	2,500円 (税込価格 2,625円)

第3条 平成22年2月1日から平成22年11月30日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5又は200Mb/sのもの(料金表別表3に規定する利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。)に係るIP通信網契約者(料金表第1表第1類第1の1(適用)の(8)欄に規定する継続利用経過期間(メニュー5に係るものに限ります。)がその提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して連続して24か月を超えている100Mb/sのプラン4に係るIP通信網契約者又は料金表第1表第1類第1の1(適用)の(9)欄に規定する長期継続利用期間経過後であって、メニュー5に係るIP通信網サービスをその提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して連続して24か月を超えて利用している100Mb/sのプラン5又は200Mb/sに係るIP通信網契約者に限ります。)から、次表の左欄に規定する期間の継続利用(以下この附則において「継続利用延長」といいます。)の申出があった場合には、その期間(以下この附則において「継続利用延長期間」といいます。)におけるそのIP通信網サービスに係る利用料金(2-5-1(1)に規定する基本料の部分に限るものとし、料金表第1表の1(適用)の(2)欄の適用による場合は、適用した後の利用料金とします。)について、同表の右欄に規定する額を、料金表第1表第1項第1の1(適用)の(8)欄のアの表の右欄に規定する額又は(9)欄のアの表の右欄若しくはイに規定する額に代えて減額して適用します。ただし、継続利用延長期間中に当社が別に定めるものの適用があった場合は、その適用期間中においてはこの限りではありません。

継続して利用する期間	利用料(基本料)の減額(月額)
継続利用延長の申出の日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで (継続利用延長プラン1)	645円 (税込価格 677.25円)
継続利用延長の申出の日から起算してその日を含む料金月の35か月後の料金月の末日まで (継続利用延長プラン2)	860円 (税込価格 903円)

第4条 継続利用延長期間には、IP通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとし、

第5条 当社は、継続利用延長に係る契約者回線について、そのIP通信網契約の解除又は品目若しくは細目の変更(メニュー5-1の100Mb/sのプラン4及びプラン5-1、200Mb/s及び1Gb/sのプラン3の相互間に係るものを除きます。)があった場合は、継続利用延長を廃止します。

	同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,213円)	3,310円 (税込価格 3,475.5円)
メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3-1のプラン・ミニのグレード1、200Mb/sのプラン・ミニ又は1Gb/sのプラン・ミニ	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,158円)	4,110円 (税込価格 4,315.5円)
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,843円)	3,810円 (税込価格 4,000.5円)
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,528円)	3,510円 (税込価格 3,685.5円)
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,213円)	3,210円 (税込価格 3,370.5円)

- 2 前項の場合において、そのIP通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、次表の左欄の適用期間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、前項の規定にかかわらず料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成23年9月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。

品目及び細目	適用期間	料金額	
メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3	1 そのIP通信網サービスの提供開始日から起算して2か月間	0円	
	2 1欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,158円)
		料金表第1表第1類第1の1(適用)の(2)欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,843円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,528円)
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,213円)	

	3 2 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,210円 (税込価格 4,420.5円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン 1 の適用を受けている場合	3,910円 (税込価格 4,105.5円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2 - 1 の適用を受けている場合	3,610円 (税込価格 3,790.5円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2 - 2 の適用を受けている場合	3,310円 (税込価格 3,475.5円)
メニュー 5 - 2 の 100Mb/s のカテゴリ 3 - 1 のプラン・ミニのグレード 1、200Mb/s のプラン・ミニ又は 1 Gb/s のプラン・ミニ	4 その I P 通信網サービスの提供開始日から起算して 2 か月間		0 円
	5 1 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,158円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン 1 の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,843円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2 - 1 の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,528円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2 - 2 の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,213円)
	6 2 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,110円 (税込価格 4,315.5円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン 1 の適用を受けている場合	3,810円 (税込価格 4,000.5円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2 - 1 の適用を受けている場合	3,510円 (税込価格 3,685.5円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2 - 2 の適用を受けている場合	3,210円 (税込価格 3,370.5円)

3 前2項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更（メニュー5-1の100Mb/sのプラン4及びプラン5-1、200Mb/s及び1Gb/sのプラン3並びにメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3-1のプラン・ミニのグレード1、200Mb/sのプラン・ミニ及び1Gb/sのプラン・ミニの相互間に係る品目又は細目の変更を除きます。ただし、メニュー5-1の1Gb/sのプラン3又はメニュー5-2の1Gb/sのプラン・ミニに係る品目又は細目の変更については、平成24年9月18日以降に請求があって、平成24年10月1日以降に品目又は細目の変更を行った場合に限り。）又は契約者回線の移転（その契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となるものに限り。）があった場合は、その変更等があった日以降については、前2項の規定は適用しません。

ただし、その提供開始日から起算して2か月以内にメニュー5-2（メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3のプラン・ミニのグレード1若しくは200Mb/sのプラン・ミニのものを除きます。）への品目若しくは細目の変更又はその契約者回線の移転先が第1項に規定する都道府県の区域外となる契約者回線の移転があった場合は、その変更等があった日以降について、この附則第2条第2項に規定する額に代えて、次表の右欄に規定する料金額を適用します。

適用期間	区分	料金額
I P通信網サービスの提供開始日から起算して2か月間	利用料（基本料）	0円
	屋内配線設備部分の加算額	0円
	回線終端装置利用料（基本料）	0円
	機器利用料	0円

第4条 この附則第2条又は第3条の適用を受けている期間においては、料金表第1表第1類第1の1（適用）の(8)欄のアの表の右欄及び(9)欄のアの表の右欄並びに西企営第124号（平成16年3月11日）の附則の2の表の右欄に規定する減額は適用しません。

第5条 平成23年2月1日から平成24年1月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1若しくは200Mb/sのもの(料金表別表3に規定する利用料金の割引の適用を受けているものを除きます。)又はメニュー5-2（メニュー5-2の46Mb/s、100Mb/sのカテゴリー1及び1Gb/sのものを除きます。）に係るI P通信網契約者（料金表第1表第1類第1の1（適用）の(8)欄に規定する継続利用経過期間（メニュー5に係るものに限り。）がその提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して連続して24か月を超えているメニュー5-1の100Mb/sのプラン4又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー2に係るI P通信網契約者又は料金表第1表第1類第1の1（適用）の(9)欄に規定する長期継続利用期間及び第3条の適用期間経過後であって、メニュー5に係るI P通信網サービスをその提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して連続して24か月を超えて利用しているメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1若しくは200Mb/s又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3-1若しくは200Mb/sに係るI P通信網契約者に限り。）から、次表の左欄に規定する期間の継続利用（以下この附則において「継続利用延長」といいます。）の申出があった場合には、その期間（以下この附則において「継続利用延長期間」といいます。）におけるそのI P通信網サービスに係る利用料金（2-5-1(1)に規定する基本料の部分に限るものとし、料金表第1表の1（適用）の(2)欄の適用による場合は、適用した後の利用料金とします。）について、同表の右欄に規定する額を、料金表第1表第1項第1の1（適用）の(8)欄のアの表の右欄に規定する額又は(9)欄のアの表の右欄若しくはイに規定する額に代えて減額して適用します。

ただし、継続利用延長期間中に当社が別に定めるものの適用があった場合は、その適用期間中においてはこの限りではありません。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料（基本料）の減額（月額）
継続利用延長の申出があった日から起算してその日を含む料金月の35か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 1 の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5 - 1、200Mb/s又は1 Gb/sのプラン3に係るもの	1,290円 (税込価格1,393.2円)
	メニュー5 - 2 のプラン・ミニに係るもの	780円 (税込価格 842.4円)
	メニュー5 - 2 のプラン1に係るもの	620円 (税込価格 669.6円)
	メニュー5 - 2 のプラン2に係るもの	520円 (税込価格 561.6円)

2 前項の場合において、この附則第3条第2項の適用を受けている場合は、前項の規定中「24か月」を「26か月」に読み替えます。

第6条 継続利用延長期間には、IP通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。

第7条 当社は、継続利用延長に係る契約者回線について、そのIP通信網契約の解除又は品目若しくは細目の変更(メニュー5 - 1 の100Mb/sのプラン4及びプラン5 - 1、200Mb/s及び1 Gb/sのプラン3並びにメニュー5 - 2 (メニュー5 - 2 の100Mb/sのカテゴリー1及びカテゴリー3 - 2 のものを除きます。)の相互間に係るものを除きます。)の相互間に係るものを除きます。)があった場合は、継続利用延長を廃止します。

第8条 当社は、継続利用延長に係る契約者回線について、継続利用延長期間において、料金表別表3に規定する利用料金の割引を適用した場合は、継続利用延長を廃止します。

第9条 西企営第137号(平成22年1月29日)の附則及び西企営第128号(平成22年11月26日)の附則に規定する継続利用延長の申出があったIP通信網契約者は、平成23年2月1日から平成24年1月31日までの間において、この附則に規定する継続利用延長への変更を行うことができます。この場合において、変更前のプランに係る継続利用延長期間の起算日をその継続利用延長期間の起算日とします。

第10条 IP通信網契約者は、継続利用延長期間の満了前に継続利用延長の廃止があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。

ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

品目及び細目	継続利用延長期間の残余期間が24か月以上36か月未満の場合	継続利用延長期間の残余期間が12か月以上24か月未満の場合	継続利用延長期間の残余期間が12か月未満の場合
メニュー5 - 1 の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5 - 1、200Mb/s又は1 Gb/sのプラン3に係るもの	30,000円 (税込価格 32,400円)	20,000円 (税込価格 21,600円)	10,000円 (税込価格 10,800円)
メニュー5 - 2 (メニュー5 - 2 の100M	10,500円 (税込価格	7,000円 (税込価格	3,500円 (税込価格

料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年5月31日西企管第26号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成23年6月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 平成23年6月1日から平成23年9月30日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5若しくは200Mb/s（その終端をこの附則第3条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。）又はメニュー5-2の46Mb/s、100Mb/s若しくは200Mb/s（メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3のプラン・ミニのグレード1又は200Mb/sのプラン・ミニであって、その終端をこの附則第3条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。）に係るIP通信網契約（料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この附則第2条及び第3条において同じとします。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して2か月間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に0.5を乗じて得た額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年1月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

2 前項の場合において、そのIP通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、その提供開始日から起算して4か月間の利用料（基本料に係る部分に限ります。）並びに2か月間の屋内配線設備部分の加算額、回線終端装置利用料（基本料に係る部分に限ります。）及び機器利用料（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、前項の規定にかかわらず料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)並びに2-5-2(2)、(3)ア及び(4)に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年1月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

適用期間	区分	料金額
1 そのIP通信網サービスの提供開始日から起算して2か月間	利用料（基本料）	0円
	屋内配線設備部分の加算額	0円
	回線終端装置利用料（基本料）	0円
	機器利用料	0円
2 1欄の適用期間が満了する日の翌日から起算して2か月間	利用料（基本料）	利用料の額に0.5を乗じて得た額

3 前2項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー5-1の100Mb/sのプラン1、プラン2若しくはプラン3若しくは1Gb/s又はメニュー5-2の1Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合は、前2項に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第3条 平成23年6月1日から平成23年9月30日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5若しくは200Mb/s又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3のプラン・ミニのグレード1若しくは200Mb/sのプラン・ミニ（その終端を静岡

県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。)に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までのその I P 通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 - 1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年 1 月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

1 契約者回線又は 1 装置ごとに月額

品目及び細目	区 分	料 金 額	
		提 供 開 始 日 か ら、提供開始日 を含む料金月の 11か月後の料金 月の末日まで	左欄以外の期間
メニュー 5 - 1 の 100Mb/sのプラン 4 若しくはプラン 5 - 1、200Mb/s 若しくは 1 Gb/sの プラン 3	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,158円)	4,210円 (税込価格 4,420.5円)
	料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (適用)の(2)欄に規定 する複数回線同時利用プ ラン 1 の適用を受けてい る場合	3,660円 (税込価格 3,843円)	3,910円 (税込価格 4,105.5円)
	同欄に規定する複数回線 同時利用プラン 2 - 1 の 適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,528円)	3,610円 (税込価格 3,790.5円)
	同欄に規定する複数回線 同時利用プラン 2 - 2 の 適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,213円)	3,310円 (税込価格 3,475.5円)
メニュー 5 - 2 の 100Mb/sのカテゴリ ー 3 - 1 のプラン ・ミニのグレード 1、200Mb/sのプ ラン・ミニ又は 1 Gb/sのプラン・ミ ニ	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,158円)	4,110円 (税込価格 4,315.5円)
	同欄に規定する複数回線 同時利用プラン 1 の適用 を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,843円)	3,810円 (税込価格 4,000.5円)
	同欄に規定する複数回線 同時利用プラン 2 - 1 の 適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,528円)	3,510円 (税込価格 3,685.5円)
	同欄に規定する複数回線 同時利用プラン 2 - 2 の 適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,213円)	3,210円 (税込価格 3,370.5円)

2 前項の場合において、その I P 通信網契約の申込みが当社が別に定める方法による

ものであった場合は、次表の左欄の適用期間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、前項の規定にかかわらず料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年1月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。

品目及び細目	適用期間	料金額	
メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3	1 そのIP通信網サービスの提供開始日から起算して2か月間	0円	
	2 1欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,158円)
		料金表第1表第1類第1の1(適用)の(2)欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,843円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,528円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,213円)
	3 2欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,210円 (税込価格 4,420.5円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,910円 (税込価格 4,105.5円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合	3,610円 (税込価格 3,790.5円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合	3,310円 (税込価格 3,475.5円)

メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-1のプラン・ミニのグレード1、200Mb/sのプラン・ミニ又は1Gb/sのプラン・ミニ	4	そのIP通信網サービスの提供開始日から起算して2か月間	0円	
	5	1欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通信網サービス	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,158円)
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,843円)
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,528円)
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,213円)
	6	2欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,110円 (税込価格 4,315.5円)
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,810円 (税込価格 4,000.5円)
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合	3,510円 (税込価格 3,685.5円)
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合	3,210円 (税込価格 3,370.5円)

3 前2項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更（メニュー5-1の100Mb/sのプラン4及びプラン5-1、200Mb/s及び1Gb/sのプラン3並びにメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-1のプラン・ミニのグレード1、200Mb/sのプラン・ミニ及び1Gb/sのプラン・ミニの相互間に係る品目又は細目の変更を除きます。ただし、メニュー5-1の1Gb/sのプラン3又はメニュー5-2の1Gb/sのプラン・ミニに係る品目又は細目の変更については、平成24年9月18日以降に請求があって、平成24年10月1日以降に品目又は細目の変更を行った場合に限り。）又は契約者回線の移転（その契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となるものに限り。）があった場合は、その変更等があった日以降については、前2項の規定は適用しません。

ただし、その提供開始日から起算して2か月以内にメニュー5-2（メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3のプラン・ミニのグレード1、200Mb/sのプラン・ミニ若しくは1Gb/sのものを除きます。）への品目若しくは細目の変更又はその契約者回線の移転先が第1項に規定する都道府県の区域外となる契約者回線の移転があった場合は、

その変更等があった日以降について、この附則第2条第2項に規定する額に代えて、次表の右欄に規定する料金額を適用します。

適用期間	区分	料金額
I P通信網サービスの提供開始日から起算して2か月間	利用料(基本料)	0円
	屋内配線設備部分の加算額	0円
	回線終端装置利用料(基本料)	0円
	機器利用料	0円

第4条 この附則第2条又は第3条の適用を受けている期間においては、料金表第1表第1類第1の1(適用)の(8)欄のアの表の右欄及び(9)欄のアの表の右欄並びに西企管第124号(平成16年3月11日)の附則の2の表の右欄に規定する減額は適用しません。

第5条 平成23年6月1日から平成24年5月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3に係るI P通信網契約の申込みと同時に、そのI P通信網サービスの提供を開始した日から、そのI P通信網サービスの提供を開始した日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの期間の継続利用の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成24年8月31日までに当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により平成24年9月1日以降の日に当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。)は、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費については適用しません。

2 I P通信網契約者は、前項に規定する継続利用の申出のあった期間の満了前にそのI P通信網契約の解除があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

区分	支払いを要する額	
	右欄以外の場合	残余の期間が9か月未満である場合
メニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3	27,100円 (税込価格 29,268円)	10,000円 (税込価格 10,800円)

第6条 平成23年6月1日から平成24年5月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン4又はメニュー5-2に係るI P通信網契約の申込みと同時に、そのI P通信網サービスの提供開始日から、そのI P通信網サービスの提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの期間の継続利用の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成24年8月31日までに当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により平成24年9月1日以降の日に当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。)は、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)については、料金表第2表第2の2-5(1)ア(ア)に規定する額に代えて3,500円(税込価格 3,675円)を適用し、交換機等工事費については適用しません。

2 前項の場合において、契約者回線の設置場所における当社による工事を行う必要がない場合は、前項に定める額から1,000円(税込価格 1,050円)を減額して適用します。

3 I P通信網契約者は、第1項に規定する継続利用の申出のあった期間の満了前にそのI P通信網契約の解除があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

区 分		支払いを要する額	
		右欄以外の場合	残余の期間が9か月未満である場合
メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4又はメニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリー2の型、カテゴリー3 - 1のグレード1、200Mb/s若しくは1Gb/s若しくは100Mb/sのカテゴリー3 - 2		23,600円 (税込価格 24,780円)	10,000円 (税込価格 10,500円)
メニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリー2の型又はカテゴリー3 - 1のグレード2のプラン・ミニ	ア イ以外の場合	24,300円 (税込価格 25,515円)	10,000円 (税込価格 10,500円)
	イ 第2項の適用を受けた場合	22,300円 (税込価格 23,415円)	10,000円 (税込価格 10,500円)
上記以外のもの	ア イ以外の場合	16,500円 (税込価格 17,325円)	7,000円 (税込価格 7,350円)
	イ 第2項の適用を受けた場合	14,500円 (税込価格 15,225円)	7,000円 (税込価格 7,350円)

第7条 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、メニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った日から起算して1年未満の間に、この附則第2条、第3条、第5条及び第6条に係るIP通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、同附則第2条、第3条、第5条及び第6条の規定を適用しません。

第8条 平成23年6月1日から平成25年9月30日までの間にメニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリー1に係るIP通信網契約者からメニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリー2若しくはカテゴリー3、200Mb/s又は1Gb/sへの品目又は細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成25年12月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成26年1月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その品目又は細目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

第9条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）

第10条 西企営第81号（平成21年9月30日）の附則第6条中「平成23年5月31日」を「平成23年9月30日」に、「平成23年8月31日」を「平成23年12月31日」に、「平成23年9月1日」を「平成24年1月1日」に改めます。

2 西企営第123号（平成21年12月24日）の附則第2条中「平成23年5月31日」を「平成23年9月30日」に、「平成23年9月1日」を「平成24年1月1日」に改めます。

3 西企営第27号（平成22年5月31日）の附則第3条及び第4条第1項中「平成23年5月31日」を「平成23年9月30日」に、同附則第3条中「平成23年8月31日」を「平成23

年12月31日」に、「平成23年9月1日」を「平成24年1月1日」に改めます。

4 西企営第95号(平成22年9月30日)の附則第6条及び第7条中「平成23年5月31日」を「平成23年9月30日」に、「平成23年8月31日」を「平成23年12月31日」に、「平成23年9月1日」を「平成24年1月1日」に改めます。

5 西企営第155号(平成23年1月28日)の附則第5条および第9条中「平成23年5月31日」を「平成23年9月30日」に改めます。

附 則(平成23年6月23日西企営第46号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年6月27日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成23年6月30日西企営第55号)

この改正規定は、平成23年6月30日から実施します。

附 則(平成23年7月20日西企営第62号)

この改正規定は、平成23年7月21日から実施します。

附 則(平成23年7月29日西企営第68号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成23年8月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 平成23年8月1日から平成24年8月31日までの間にメニュー5-2の46Mb/sのものに係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスについて、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン2若しくはプラン3のもの又はメニュー5-2のカテゴリ2若しくはカテゴリ3のものへの品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成24年8月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、その契約者回線の品目若しくは細目(保守の態様による細目を除きます。)の変更の基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費については適用しません。

第3条 平成23年8月1日から平成24年8月31日までの間にメニュー5-2の46Mb/sのものに係るIP通信網契約者から、そのIP通信網契約の解除の通知と同時にメニュー4に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって平成24年8月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)交換機等工事費、屋内配線工事費及び機器工事費については適用しません。

第4条 前2条の場合において、無線アクセス機能、同時通信可能着信先数追加機能、IPv6通信機能、通信相手先識別符号追加機能又はセキュリティファイル供給先追加機能の区分の変更の請求が同時に行われ、当社がその請求を承諾した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。

2 前2条の場合において、閉域グループ内通信機能又はメニュー8に係るIP通信網サービスを利用していた場合であって、閉域グループ内通信機能又はメニュー8に係るIP通信網サービスの申込みが同時に行われ、当社がその請求を承諾した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第5条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第6条 西企営第95号(平成22年9月30日)の附則第6条中「平成23年9月30日」を「平成23年7月31日」に改めます。

2 西企営第155号(平成23年1月28日)の附則第5条及び第9条中「平成23年9月30日」を「平成24年9月30日」に改めます。

附 則（平成23年7月29日西企営第71号）
この改正規定は、平成23年8月2日から実施します。

附 則（平成23年8月26日西企営第78号）
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成23年9月30日西企営第99号）
（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。
（経過措置）

第2条 平成23年10月1日から平成24年1月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1若しくは200Mb/s(その終端をこの附則第3条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。)又はメニュー5-2の46Mb/s、100Mb/s若しくは200Mb/s(メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3-1のプラン・ミニのグレード1又は200Mb/sのプラン・ミニであって、その終端をこの附則第3条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。)に係るIP通信網契約(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限り、以下この附則第2条及び第3条において同じとします。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日(以下この附則において「提供開始日」といいます。)から起算して2か月間のそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限り、)について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に0.5を乗じて得た額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年5月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

- 2 前項の場合において、そのIP通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、その提供開始日から起算して4か月間の利用料(基本料に係る部分に限り、)並びに2か月間の屋内配線設備部分の加算額、回線終端装置利用料(基本料に係る部分に限り、)及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限り、)について、前項の規定にかかわらず料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)並びに2-5-2(2)、(3)ア及び(4)に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年5月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

適用期間	区分	料金額
1 そのIP通信網サービスの提供開始日から起算して2か月間	利用料(基本料)	0円
	屋内配線設備部分の加算額	0円
	回線終端装置利用料(基本料)	0円
	機器利用料	0円
2 1欄の適用期間が満了する日の翌日から起算して2	利用料(基本料)	利用料の額に0.5を乗じて得た額

か月間		
-----	--	--

3 前2項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー5-1の100Mb/sのプラン1、プラン2若しくはプラン3若しくは1Gb/s又はメニュー5-2の1Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合は、前2項に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第3条 平成23年10月1日から平成24年1月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1若しくは200Mb/s又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3-1のプラン・ミニのグレード1若しくは200Mb/sのプラン・ミニ(その終端を岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年5月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合又は料金表第1表第1類第1の1(適用)の(9)欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受ける場合は、この限りではありません。

1 契約者回線又は1装置ごとに月額

品目及び細目	区 分	料 金 額	
		提 供 開 始 日 か ら、提供開始日 を含む料金月の 11か月後の料金 月の末日まで	左欄以外の期間
メニュー5-1の 100Mb/sのプラン 4若しくはプラン 5-1、200Mb/s 若しくは1Gb/sの プラン3	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)	4,210円 (税込価格 4,546.8円)
	料金表第1表第1類第1の1(適用)の(2)欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)	3,910円 (税込価格 4,222.8円)
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,628.8円)	3,610円 (税込価格 3,898.8円)
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)	3,310円 (税込価格 3,574.8円)
メニュー5-2の 100Mb/sのカテゴリ ー3-1のプラ	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)	4,110円 (税込価格 4,438.8円)

ン・ミニのグレード1、200Mb/sのプラン・ミニ又は1Gb/sのプラン・ミニ	同欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)	3,810円 (税込価格 4,114.8円)
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,626.8円)	3,510円 (税込価格 3,790.8円)
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)	3,210円 (税込価格 3,466.8円)

2 前項の場合において、そのIP通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、次表の左欄の適用期間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、前項の規定にかかわらず料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年5月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。

品目及び細目	適用期間	料金額	
メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3	1 そのIP通信網サービスの提供開始日から起算して2か月間	0円	
	2 1欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)
		料金表第1表の1(適用)の(14)欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,628.8円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)
	3 2欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,210円 (税込価格 4,546.8円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,910円 (税込価格 4,222.8円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合	3,610円 (税込価格 3,898.8円)

		同欄に規定する複数回線 同時利用プラン 2 - 2 の 適用を受けている場合	3,310円 (税込価格 3,574.8円)	
メニュー 5 - 2 の 100Mb/s のカ テゴリ 3 - 1 のプラン・ミニ のグレード 1、 200Mb/s の プ ラン・ミニ又は 1 Gb/s のプラン・ ミニ	4	その IP 通信網サー ビスの提供開始日か ら起算して 2 か月間	0 円	
	5	1 欄の適用期 間が満了する日 の翌日からその IP 通信網サー ビスの提供開始 日を含む料金月 の 13 か月後の料 金月の末日まで	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)
			同欄に規定する複数回線 同時利用プラン 1 の適用 を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)
			同欄に規定する複数回線 同時利用プラン 2 - 1 の 適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,628.8円)
			同欄に規定する複数回線 同時利用プラン 2 - 2 の 適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)
	6	2 欄の適用期 間が満了する日 の翌日からその IP 通信網サー ビスの提供開始 日を含む料金月 の 25 か月後の料 金月の末日まで	下記以外の場合	4,110円 (税込価格 4,438.8円)
			同欄に規定する複数回線 同時利用プラン 1 の適用 を受けている場合	3,810円 (税込価格 4,114.8円)
			同欄に規定する複数回線 同時利用プラン 2 - 1 の 適用を受けている場合	3,510円 (税込価格 3,790.8円)
			同欄に規定する複数回線 同時利用プラン 2 - 2 の 適用を受けている場合	3,210円 (税込価格 3,466.8円)

3 前 2 項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更（メニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 4 及びプラン 5 - 1、200Mb/s 及び 1 Gb/s のプラン 3 並びにメニュー 5 - 2 の 100Mb/s のカテゴリ 3 - 1 のプラン・ミニのグレード 1、200Mb/s のプラン・ミニ及び 1 Gb/s のプラン・ミニの相互間に係る品目又は細目の変更を除きます。ただし、メニュー 5 - 1 の 1 Gb/s のプラン 3 又はメニュー 5 - 2 の 1 Gb/s のプラン・ミニに係る品目又は細目の変更については、平成 24 年 9 月 18 日以降に請求があって、平成 24 年 10 月 1 日以降に品目又は細目の変更を行った場合に限りです。）又は契約者回線の移転（その契約者回線の移転先が前項に規定する都道府県の区域外となるものに限りです。）があった場合は、その変更等があった日以降については、前 2 項の規定は適用しません。

ただし、その提供開始日から起算して 2 か月以内にメニュー 5 - 2（メニュー 5 - 2 の 100Mb/s のカテゴリ 3 - 1 のプラン・ミニのグレード 1、200Mb/s のプラン・ミニ若しくは 1 Gb/s のものを除きます。）への品目若しくは細目の変更又はその契約者回線の移転先が第 1 項に規定する都道府県の区域外となる契約者回線の移転があった場合は、その変更等があった日以降について、この附則第 2 条第 2 項に規定する額に代

のを除きます。」を「メニュー 5 - 2 の46Mb/s、100Mb/sのカテゴリー 1 及びカテゴリー 3 - 2 並びに 1 Gb/sのものを除きます。」に、同附則第 5 条中「カテゴリー 3」を「カテゴリー 3 - 1」に改めます。

- 13 西企営第99号（平成23年 9月30日）の附則第 2 条及び第 3 条中「プラン 5」を「プラン 5 - 1」に、「カテゴリー 3」を「カテゴリー 3 - 1」に改めます。

附 則（平成23年12月27日西企営第139号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成23年12月29日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年 1月19日西企営第147号）

（実施期日）

- 第 1 条 この改正規定は、平成24年 1月23日から実施します。

（経過措置）

第 2 条 平成24年 1月23日から平成24年 5月31日までの間に IP 通信網契約者から請求があり、平成24年 8月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供に係る基本工事費及び交換機等工事費については 0 円を適用します。

- 2 平成24年 1月23日から平成24年 5月31日までの間に IP 通信網契約者から請求があり、平成24年 8月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から、その日を含む料金月の11か月後の料金月の末日までのその付加機能利用料（加算額については、その無線アクセス機能の提供の開始を同時に付与された特定電気通信サービス用認証 IDに係る部分に限ります。）については 0 円を適用します。

- 3 当社は、限定された期間内に申し込まれた無線アクセス機能に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、無線アクセス機能の申込みを平成24年 1月23日から平成24年 5月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、当社が別に定める場合を除き、第 1 項の規定を適用しません。

第 3 条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成24年 1月31日西企営第152号）

（実施期日）

- 第 1 条 この改正規定は、平成24年 2月 1日から実施します。

（経過措置）

第 2 条 平成24年 2月 1日から平成24年 5月31日までの間にメニュー 5 - 1 の100Mb/s のプラン 4 若しくはプラン 5 - 1、200Mb/s（その終端をこの附則第 3 条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。）若しくは100Mb/sのプラン 5 - 2 又はメニュー 5 - 2 の100Mb/s若しくは200Mb/s（メニュー 5 - 2 の100Mb/sのカテゴリー 3 - 1 のプラン・ミニのグレード 1 又は200Mb/sのプラン・ミニであって、その終端をこの附則第 3 条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。）に係る IP 通信網契約（料金表別表 3 に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないもの）に限ります。以下この附則第 2 条及び第 3 条において同じとします。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その IP 通信網サービスの提供を開始した日（以下この附則において「提供開始日」といいます。）から起算して 1 か月間のその IP 通信網契約に係る利用料について、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 - 1 (1)及び(3)に規定する額に代えて、次表に規定する品目及び細目については同表に規定する額を、その他の品目及び細目については 0 円を適用します。

ただし、その IP 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年 9月 1 日以降

の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ
ん。

品目及び細目	料金額（月額）
メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1又は200Mb/sのもの	1,100円 (税込価格 1,188円)
メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-2のものであって、回線終端装置が 型のもの	900円 (税込価格 972円)
メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-2のものであって、回線終端装置が 型若しくは 型のもの又はカテゴリ-3-1のグレード1のもの	600円 (税込価格 648円)
メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-2のものであって、回線終端装置が 型のもの	400円 (税込価格 432円)

- 2 前項の場合において、そのIP通信網契約(メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2及びメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-2のものを除きます。)の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、その提供開始日から起算して3か月の利用料(基本料に係る部分に限ります。)並びに2か月の機器利用料(無線LAN対応型IP電話機能付配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、前項の規定にかかわらず料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する品目及び細目については同表に規定する額を、その他の品目及び細目については0円を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年9月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ
ん。

適用期間	区 分	料金額（月額）
1 そのIP通信網サービスの提供開始日から起算して2か月間	利用料(基本料に係る部分に限ります。)	0円
2 1欄の適用期間が満了する日の翌日から起算して1か月間	利用料(基本料に係る部分に限ります。)	メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1又は200Mb/sのもの 1,100円 (税込価格 1,188円)
		メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-2のものであって、回線終端装置が 型のもの 900円 (税込価格 972円)
		メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-2のものであって、回線終端装置が 型若しくは 型のもの又はカテゴリ-3-1のグレード1のもの 600円 (税込価格 648円)

	メニュー 5 - 2 の100Mb/sの カテゴリ 2 のものであって、 回線終端装置が 型のもの	400円 (税込価格 432円)
--	---	---------------------

3 前2項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー 5 - 1 の1Gb/s
又はメニュー 5 - 2 の1Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合（メニュー
5 - 1 の1Gb/sのプラン 3 又はメニュー 5 - 2 の1Gb/sのものへの品目又は細目の変
更については、平成24年9月18日以降に請求があって、平成24年10月1日以降に品目
又は細目の変更を行った場合を除きます。）は、前2項に規定する利用料を適用する期
間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第3条 平成24年2月1日から平成24年5月31日までの間にメニュー 5 - 1 の100Mb/s
のプラン 4 若しくはプラン 5 - 1 若しくは200Mb/s又はメニュー 5 - 2 の100Mb/sのカ
テゴリ 3 - 1 のプラン・ミニのグレード 1 若しくは200Mb/sのプラン・ミニ（その終
端を岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、
広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。）
に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提
供開始日から、その提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までのそのIP
通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1
表第1類第1の2 - 5 - 1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用し
ます。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成24年9月1日以降
の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合又は料金表第1表第1類
第1の1（適用）の(9)欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受ける
場合は、この限りではありません。

1 契約者回線又は1装置ごとに月額

品目及び細目	区 分	料 金 額	
		提 供 開 始 日 か ら、提供開始日 を含む料金月の 11か月後の料金 月の末日まで	左欄以外の期間
メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプ ラン 4 若しくは プラン 5 - 1、 200Mb/s 若しく は1Gb/sのプラン 3	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)	4,210円 (税込価格 4,546.8円)
	料金表第1表の1（適用） の(14)欄に規定する複数回線 同時利用プラン 1 の適用を 受けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)	3,910円 (税込価格 4,222.8円)
	同欄に規定する複数回線同 時利用プラン 2 - 1 の適用 を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,628.8円)	3,610円 (税込価格 3,898.8円)
	同欄に規定する複数回線同 時利用プラン 2 - 2 の適用 を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)	3,310円 (税込価格 3,574.8円)

メニュー 5 - 2 の 100Mb/s のカ テゴリ 3 - 1 のプラン・ミニ のグレード 1、 200Mb/s の プ ラン・ミニ又は 1 Gb/s のプラン・ ミニ	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)	4,110円 (税込価格 4,438.8円)
	同欄に規定する複数回線同 時利用プラン 1 の適用を受 けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)	3,810円 (税込価格 4,114.8円)
	同欄に規定する複数回線同 時利用プラン 2 - 1 の適用 を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,626.8円)	3,510円 (税込価格 3,790.8円)
	同欄に規定する複数回線同 時利用プラン 2 - 2 の適用 を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)	3,210円 (税込価格 3,466.8円)

2 前項の場合において、その IP 通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、次表の左欄の適用期間のその IP 通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、前項の規定にかかわらず料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 - 1 (1) に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。

ただし、その IP 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成 24 年 9 月 1 日以降の日に当社がその IP 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。

品目及び細目	適用期間		料金額	
メニュー 5 - 1 の 100Mb/s の プ ラン 4 若しくは プラン 5 - 1、 200Mb/s 若しく は 1 Gb/s の プ ラン 3	1	その IP 通信網サービスの提供開始日から起算して 2 か月間	0 円	
	2	1 欄の適用期間が満了する日の翌日からその IP 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の 13 か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)
			料金表第 1 表の 1 (適用) の(14)欄に規定する複数回線同時利用プラン 1 の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2 - 1 の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,628.8円)
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2 - 2 の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)

	3	2 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,210円 (税込価格 4,546.8円)
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン 1 の適用を受けている場合	3,910円 (税込価格 4,222.8円)
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2 - 1 の適用を受けている場合	3,610円 (税込価格 3,898.8円)
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2 - 2 の適用を受けている場合	3,310円 (税込価格 3,574.8円)
メニュー 5 - 2 の 100Mb/s のカテゴリー 3 - 1 のプラン・ミニのグレード 1、200Mb/s のプラン・ミニ又は 1 Gb/s のプラン・ミニ	4	その I P 通信網サービスの提供開始日から起算して 2 か月間		0 円
	5	1 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン 1 の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2 - 1 の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,628.8円)
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2 - 2 の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)
	6	2 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,110円 (税込価格 4,438.8円)
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン 1 の適用を受けている場合	3,810円 (税込価格 4,114.8円)
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2 - 1 の適用を受けている場合	3,510円 (税込価格 3,790.8円)
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2 - 2 の適用を受けている場合	3,210円 (税込価格 3,466.8円)

3 前 2 項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更（メニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 4 及びプラン 5 - 1、200Mb/s 及び 1 Gb/s のプラン 3 並びにメニュー 5 - 2 の 100Mb/s のカテゴリー 3 - 1 のプラン・ミニのグレード 1、200Mb/s のプラン・ミニ及び 1 Gb/s のプラン・ミニの相互間に係る品目又は細目の変更

附 則（平成24年2月14日西企管第163号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年2月15日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に料金表第1表第1類第1の1（適用）の(9)欄のキの表中(ア)又は(イ)欄に規定するIP通信網契約の申込又は品目若しくは細目の変更の請求があった場合であって、長期継続利用の申出が無かった場合は、当社はこの改正規定実施の日において、IP通信網契約者から同表備考に規定する長期継続利用の申出があったものとし、この改正規定実施の日以降について、ア及びイの規定による減額を適用します。

附 則（平成24年3月30日西企管第195号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払われなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定により提供している料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引（以下この附則において「学校限定割引」といいます。）の適用を受けていた契約者回線等について、学校限定割引の廃止がなかった場合は、当社は、この改正規定の実施の日において、学校限定割引の適用を受けているものとして取り扱います。
- 4 削除
- 5 この改正規定実施の際限に、学校限定割引の適用を受けているメニュー4又はメニュー5-1の100Mb/sのプラン2、プラン3、プラン4若しくはプラン5-1に係る契約者回線等について、学校限定割引を適用する期間は、次表のとおりとします。

区 分	期 間
ア 平成24年4月1日において、学校限定割引の適用を受けている契約者回線等の終端の場所において、当社がメニュー5-1の200Mb/sに係るIP通信網サービスの提供を行うことが可能な場合	平成26年3月31日までの間
イ 平成24年4月1日において、学校限定割引の適用を受けている契約者回線等の終端の場所において、当社がメニュー5-1の100Mb/sのプラン4に係るIP通信網サービスの提供を行うことが可能な場合（アに規定する場合を除きます。）	(ア) メニュー4に係る契約者回線等については、平成26年3月31日までの間 (イ) メニュー5（メニュー5-1の100Mb/sのプラン4のものに限ります。）に係る契約者回線については、その終端の場所において、当社がメニュー5-1の200Mb/sに係る契約者回線の提供を行うことが可能となった日を含む年度の翌々年度の末日までの間
ウ ア又はイ以外の場合	その契約者回線等の終端の場所において、当社がメニュー5-1の200Mb/sに係る契約者回線の提供を行うことが可能となった日を含む年度の翌々年度の末日までの間

適用期間	区 分		料金額（月額）
1 そのIP通信網サービスの提供開始日から起算して2か月間	利用料（基本料に係る部分に限ります。）		0円
2 1欄の適用期間が満了する日の翌日から起算して1か月間	利用料（基本料に係る部分に限ります。）	メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5 - 1又は200Mb/sのもの	1,100円 (税込価格 1,188円)
		メニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリー2のものであって、回線終端装置が 型のもの	900円 (税込価格 972円)
		メニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリー2のものであって、回線終端装置が 型若しくは 型のもの又はカテゴリー3 - 1のグレード1のもの	600円 (税込価格 648円)
		メニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリー2のものであって、回線終端装置が 型のもの	400円 (税込価格 432円)

3 前2項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー5 - 1の1Gb/s又はメニュー5 - 2の1Gb/sのものへの品目又は細目の変更があった場合（メニュー5 - 1の1Gb/sのプラン3又はメニュー5 - 2の1Gb/sのものへの品目又は細目の変更については、平成24年9月18日以降に請求があって、平成24年10月1日以降に品目又は細目の変更を行った場合を除きます。）は、前2項に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第3条 平成24年6月1日から平成24年9月30日までの間にメニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5 - 1若しくは200Mb/s又はメニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリー3 - 1のプラン・ミニのグレード1若しくは200Mb/sのプラン・ミニ（その終端を岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までのそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2 - 5 - 1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年1月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合又は料金表第1表第1類第1の1（適用）の(9)欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受ける場合は、この限りではありません。

1 契約者回線又は1装置ごとに月額

品目及び細目	区 分	料 金 額	
		提 供 開 始 日 か ら、提供開始日 を含む料金月の 11か月後の料金 月の末日まで	左欄以外の期間
メニュー5 - 1 の100Mb/sのプ ラン4若しくは プラン5 - 1、 200Mb/s若しく は1Gb/sのプ ラン3	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)	4,210円 (税込価格 4,546.8円)
	料金表第1表の1(適用) の(14)欄に規定する複数回線 同時利用プラン1の適用を 受けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)	3,910円 (税込価格 4,222.8円)
	同欄に規定する複数回線同 時利用プラン2 - 1の適用 を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,628.8円)	3,610円 (税込価格 3,898.8円)
	同欄に規定する複数回線同 時利用プラン2 - 2の適用 を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)	3,310円 (税込価格 3,574.8円)
メニュー5 - 2 の100Mb/sのカ テゴリ3 - 1 のプラン・ミニ のグレード1、 200Mb/sのプ ラン・ミニ又は1 Gb/sのプラン・ ミニ	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)	4,110円 (税込価格 4,438.8円)
	同欄に規定する複数回線同 時利用プラン1の適用を受 けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)	3,810円 (税込価格 4,114.8円)
	同欄に規定する複数回線同 時利用プラン2 - 1の適用 を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,626.8円)	3,510円 (税込価格 3,790.8円)
	同欄に規定する複数回線同 時利用プラン2 - 2の適用 を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)	3,210円 (税込価格 3,466.8円)

2 前項の場合において、そのIP通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、次表の左欄の適用期間のそのIP通信網契約に係る利用料（基本料に係る部分に限ります。）については、前項の規定にかかわらず料金表第1表第1類第1の2 - 5 - 1(1)に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年1月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

品目及び細目	適用期間	料金額	
メニュー 5 - 1 の 100Mb/s の プラン 4 若しくは プラン 5 - 1、 200Mb/s 若しく は 1 Gb/s のプラン 3	1 その I P 通信網サービスの提供開始日から起算して 2 か月間	0 円	
	2 1 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の 13 か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)
		料金表第 1 表の 1 (適用) の ⁽¹⁾ 欄に規定する複数回線同時利用プラン 1 の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2 - 1 の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,628.8円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2 - 2 の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)
	3 2 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の 25 か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,210円 (税込価格 4,546.8円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン 1 の適用を受けている場合	3,910円 (税込価格 4,222.8円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2 - 1 の適用を受けている場合	3,610円 (税込価格 3,898.8円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2 - 2 の適用を受けている場合	3,310円 (税込価格 3,574.8円)
	メニュー 5 - 2 の 100Mb/s のカ テゴリ 3 - 1 のプラン・ミニ のグレード 1、 200Mb/s のプラン ・ミニ又は 1 Gb/s のプラン・ ミニ	4 その I P 通信網サービスの提供開始日から起算して 2 か月間	0 円
5 1 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の 13 か月後の料金月の末日まで		下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン 1 の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2 - 1 の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,628.8円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2 - 2 の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)

あった日の前日までの間とします。

第4条 この附則第2条又は第3条の適用を受けている期間においては、料金表第1表第1類第1の1（適用）の(8)欄のアの表の右欄及び(9)欄のアの表の右欄並びに西企管第124号（平成16年3月11日）の附則の2の表の右欄に規定する減額は適用しません。

第5条 平成24年6月1日から平成24年6月30日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3又はメニュー5-2に係るIP通信網契約の申込みと同時に、そのIP通信網サービスの提供開始日から、そのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの期間の継続利用の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成24年12月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成25年1月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第2表第2の2-5(1)ア(ア)に規定する額に代えて3,500円(税込価格 3,675円)を適用し、交換機等工事費については適用しません。

2 前項の場合において、契約者回線の設置場所における当社による工事を行う必要がない場合は、前項に定める額から1,000円(税込価格 1,050円)を減額して適用します。

3 IP通信網契約者は、第1項に規定する継続利用の申出のあった期間の満了前にそのIP通信網契約の解除があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

区分		支払いを要する額	
		右欄以外の場合	残余の期間が9か月未満である場合
メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー1(配線設備多重装置を用いるものに限ります。)、カテゴリー2の型、カテゴリー3-1のグレード1若しくはカテゴリー3-2、200Mb/s若しくは1Gb/s		20,000円 (税込価格 21,600円)	10,000円 (税込価格 10,800円)
メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー1(配線設備多重装置を用いないものに限ります。)、カテゴリー2の型又はカテゴリー3-1のグレード2(配線設備多重装置を用いないものに限ります。)		6,000円 (税込価格 6,480円)	3,000円 (税込価格 3,240円)
上記以外のもの	ア イ以外の場合	20,000円 (税込価格 21,600円)	10,000円 (税込価格 10,800円)
	イ 第2項の適用を受けた場合	18,000円 (税込価格 19,440円)	10,000円 (税込価格 10,800円)

第6条 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引

- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 附 則(平成24年5月29日西企管第29号)
- この改正規定は、平成24年6月5日から実施します。
- 附 則(平成24年6月13日西企管第38号、第39号、第40号)
- (実施期日)
- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。
- (経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務であって、当社がこの改正規定実施前にその請求を行ったものについては、第45条(延滞利息)に係る改正規定を除きなお従前のとおりとします。
- 附 則(平成24年6月14日西企管第44号)
- (実施期日)
- 第1条 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。
- (経過措置)
- 第2条 平成24年7月1日から平成25年5月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3又はメニュー5-2に係るIP通信網契約の申込みと同時に、そのIP通信網サービスの提供開始日から、そのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの期間の継続利用の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成25年8月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により平成25年9月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。)は、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)については、料金表第2表第2の2-5(1)ア(ア)に規定する額に代えて3,500円(税込価格 3,675円)を適用し、交換機等工事費については適用しません。
- 2 前項の場合において、契約者回線の設置場所における当社による工事を行う必要がない場合は、前項に定める額から1,000円(税込価格 1,050円)を減額して適用します。
- 3 IP通信網契約者は、第1項に規定する継続利用の申出のあった期間の満了前にそのIP通信網契約の解除(IP通信網サービスの転用に伴うものを除きます。)があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

区 分	支払いを要する額	
	右欄以外の場合	残余の期間が9か月未満である場合
メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ1(配線設備多重装置を用いるものに限ります。)	20,000円 (税込価格 21,600円)	10,000円 (税込価格 10,800円)
メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ1(配線設備多重装置を用いないものに限ります。)、カテゴリ2	6,000円 (税込価格 6,480円)	3,000円 (税込価格 3,240円)

2 1欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)	
	料金表第1表の1(適用)の(14)欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)	
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,628.8円)	
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)	
	3 2欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,210円 (税込価格 4,546.8円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,910円 (税込価格 4,222.8円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合	3,610円 (税込価格 3,898.8円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合	3,310円 (税込価格 3,574.8円)

3 前2項の規定による利用料金の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更(メニュー5-1の100Mb/sのプラン4及びプラン5-1、200Mb/s並びに1Gb/sのプラン3の相互間に係る品目又は細目の変更を除きます。)又は契約者回線の移転(その契約者回線の移転先が第1項に規定する都道府県の区域外となるものに限りませ)があった場合は、その変更等があった日以降については、前2項の規定は適用しません。

ただし、その提供開始日から起算して2か月以内にメニュー5-2への品目若しくは細目の変更又はその契約者回線の移転先が第1項に規定する都道府県の区域外となる契約者回線の移転があった場合は、その変更等があった日以降について、この附則第2条第2項の規定中「3か月間」を「2か月間」に読み替えて、同項の規定に準じて、利用料の適用を行います。

第4条 この附則第2条又は第3条の適用を受けている期間においては、料金表第1表第1類第1の1(適用)の(8)欄のアの表の右欄及び(9)欄のアの表の右欄並びに西企管第124号(平成16年3月11日)の附則の2の表の右欄に規定する減額は適用しません。

第5条 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるもの(以下この条において「期間限定割引」といいます。)の適用を受けた者が、メニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った日から起算して1年未満の間に、この附則第2条及び第3条に係るIP通信網契約の申込みを行った場合(その申込みに係る契約者回線の端末の場所がその解除に係る契約者回線の端末の場所と同一となる場合とします。)は、同附則第2条及び第3条の規定を適用しま

(経過措置)

第2条 この改正規定実施の際限に、改正前の規定により、提供しているメニュー5-1の100Mb/sのプラン1、プラン2又はプラン3に係る利用料金において、料金表第1表第1類第1の1(適用)の(8)欄アの表及び(9)欄アの表に規定する額、利用料(料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)及び(2)に限り、並びに加算額(2-5-2(2)及び(3)に限り)については、西企第195号(平成24年3月30日)の附則第4項の規定にかかわらず、次表に定める額に改めます。

料金表第1表第1類第1の1(適用)の(8)欄アの表に規定する額

品目若しくは細目	経過期間	利用料(基本料)の減額(月額)
メニュー5-1の100Mb/sのプラン1に係るもの	12か月を超え24か月まで	2,000円 (税込価格 2,160円)
	24か月を超える期間	4,000円 (税込価格 4,320円)
メニュー5-1の100Mb/sのプラン2に係るもの	12か月を超え24か月まで	450円 (税込価格 486円)
	24か月を超える期間	900円 (税込価格 972円)
メニュー5-1の100Mb/sのプラン3に係るもの	12か月を超え24か月まで	215円 (税込価格 232.2円)
	24か月を超える期間	430円 (税込価格 464.4円)

料金表第1表第1類第1の1(適用)の(9)欄アの表に規定する額

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
長期継続利用の申出があった日(IP通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日)から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	メニュー5-1の100Mb/sのプラン1に係るもの	4,000円 (税込価格 4,320円)
	メニュー5-1の100Mb/sのプラン2に係るもの	900円 (税込価格 972円)
	メニュー5-1の100Mb/sのプラン3に係るもの	430円 (税込価格 464.4円)

2-5-1 利用料

(1) 基本料

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区分	利用料(基本料)の減額(月額)

メニュー 5 - 1 に係る もの	100Mb/sのもの	プラン 1 のもの	41,100円 (税込価格 44,388円)
		プラン 2 のもの	10,100円 (税込価格 10,908円)
		プラン 3 のもの	5,400円 (税込価格 5,832円)
備考 メニュー 5 に係る契約者回線に係る契約者回線に接続されることとなる自 営端末設備(当社が別に定めるものに限ります。)の数は、1 契約者回線ごと に、メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものにおけるプラン 1 に係るものにあつては 最大50まで、メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものにおけるプラン 1 に係るもの にあつては最大10まで、メニュー 5 - 1 の100Mb/sのものにおけるプラン 3 に係 るものにあつては最大5 までとしていただきます。			

(2) タイプ 2 のものに係る加算料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 1、プラン 2 又はプラン 3 に係るもの	3,000円 (税込価格 3,240円)

2 - 5 - 2 加算額

- (1) 削除
- (2) 削除
- (3) 削除

第 3 条 平成24年10月 1 日から平成24年11月30日までの間にメニュー 5 - 1 の100Mb/s のプラン 4 若しくはプラン 5 - 1、200Mb/s、1 Gb/sのプラン 3 (その終端をこの附則 第 4 条に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものを除きます。)若しくは100Mb/sのプラン 5 - 2 又はメニュー 5 - 2 に係る I P 通信網契約(料金表別表 3 に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。以下この附則第 3 条及び第 4 条において同じとします。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その I P 通信網サービスの提供を開始した日(以下この附則において「提供開始日」といいます。)から起算して 1 か月間のその I P 通信網契約に係る利用料について、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 - 1(1)に規定する額に代えて、0 円を適用します。

ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年 3 月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

2 前項の場合において、その I P 通信網契約(メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 5 - 2 及びメニュー 5 - 2 の100Mb/sのカテゴリー 3 - 2 のものを除きます。)の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、その提供開始日から起算して 3 か月間の利用料(基本料に係る部分に限ります。)並びに 3 か月間の機器利用料(無線 L A N 対応機能及び I P 電話機能付配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、前項の規定にかかわらず料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 - 1(1)並びに 2 - 5 - 2(2)及び(4)に規定する額に代えて、0 円を適用します。

ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年 3 月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

3 前 2 項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー 5 - 1 の 1 Gb/s

のプラン 1 又はプラン 2 のものへの品目又は細目の変更があった場合は、前 2 項に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第 4 条 平成24年10月 1 日から平成24年11月30日までの間にメニュー 5 - 1 の100Mb/s のプラン 4 若しくはプラン 5 - 1、200Mb/s又は 1 Gb/sのプラン 3 (その終端を岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県又は福岡県に係る都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。)に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までのその I P 通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 - 1 (1)に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。

ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年 3 月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合又は料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (適用)の(9)欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受ける場合は、この限りではありません。

区 分	料 金 額	
	提供開始日から、提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	左欄以外の期間
下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)	4,210円 (税込価格 4,546.8円)
料金表第 1 表の 1 (適用)の(14)欄に規定する複数回線同時利用プラン 1 の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)	3,910円 (税込価格 4,222.8円)
同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2 - 1 の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,628.8円)	3,610円 (税込価格 3,898.8円)
同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2 - 2 の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)	3,310円 (税込価格 3,574.8円)

2 前項の場合において、その I P 通信網契約の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、次表の左欄の適用期間のその I P 通信網契約に係る利用料(基本料に係る部分に限ります。)については、前項の規定にかかわらず料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 - 1 (1)に規定する額に代えて、それぞれ次表の右欄に規定する料金額を適用します。ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年 3 月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。

適用期間		料金額	
1	そのIP通信網サービスの提供開始日から起算して2か月間	0円	
2	1欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)
		料金表第1表の1(適用)の(14)欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,628.8円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)
3	2欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,210円 (税込価格 4,546.8円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,910円 (税込価格 4,222.8円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合	3,610円 (税込価格 3,898.8円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合	3,310円 (税込価格 3,574.8円)

3 前2項の規定による利用料金の適用を受けている期間内に、品目若しくは細目の変更(メニュー5-1の100Mb/sのプラン4及びプラン5-1、200Mb/s並びに1Gb/sのプラン3の相互間に係る品目又は細目の変更を除きます。)又は契約者回線の移転(その契約者回線の移転先が第1項に規定する都道府県の区域外となるものに限ります。)があった場合は、その変更等があった日以降については、前2項の規定は適用しません。ただし、その提供開始日から起算して2か月以内にメニュー5-2への品目若しくは細目の変更又はその契約者回線の移転先が第1項に規定する都道府県の区域外となる契約者回線の移転があった場合は、その変更等があった日以降について、この附則第3条第2項の規定中「3か月間」を「2か月間」に読み替えて、同項の規定に準じて、利用料の適用を行います。

4 メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2に係るIP通信網契約者(第1項に規定する都道府県の区域内で提供を開始した契約者回線に係る者に限ります。)からメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3(その終端を第1項に規定する都道府県の区域内とする契約者回線に係るものに限ります。)への品目若しくは細目の変更の請求があり、当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により平成25年3月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。)であって、当社が別に定める場合は、その変更があった日から料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代え

品目及び細目	適用期間	料金額	
メニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 4 若しくはプラン 5 - 1、200Mb/s 若しくは 1 Gb/s のプラン 3	1 その IP 通信網サービスの提供開始日から起算して 2 か月間	0 円	
	2 1 欄の適用期間が満了する日の翌日からその IP 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の 13 か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	3,960 円 (税込価格 4,158 円)
		料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (適用) の(2)欄に規定する複数回線同時利用プラン 1 の適用を受けている場合	3,660 円 (税込価格 3,843 円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2 - 1 の適用を受けている場合	3,360 円 (税込価格 3,528 円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2 - 2 の適用を受けている場合	3,060 円 (税込価格 3,213 円)
	3 2 欄の適用期間が満了する日の翌日からその IP 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の 25 か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,210 円 (税込価格 4,420.5 円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン 1 の適用を受けている場合	3,910 円 (税込価格 4,105.5 円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2 - 1 の適用を受けている場合	3,610 円 (税込価格 3,790.5 円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2 - 2 の適用を受けている場合	3,310 円 (税込価格 3,475.5 円)
	メニュー 5 - 2 の 100Mb/s のカテゴリ 3 - 1 のプラン・ミニのグレード 1、200Mb/s のプラン・ミニ又は 1 Gb/s のプラン・ミニ	4 その IP 通信網サービスの提供開始日から起算して 2 か月間	0 円
5 1 欄の適用期間が満了する日の翌日からその IP 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の 13 か月後の料金月の末日		下記以外の場合	3,960 円 (税込価格 4,158 円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン 1 の適用を受けている場合	3,660 円 (税込価格 3,843 円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2 - 1 の適用を受けている場合	3,360 円 (税込価格 3,528 円)

6	2 欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	ラン 2 - 1 の適用を受けている場合	
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2 - 2 の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,213円)
		下記以外の場合	4,110円 (税込価格 4,315.5円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン 1 の適用を受けている場合	3,810円 (税込価格 4,000.5円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2 - 1 の適用を受けている場合	3,510円 (税込価格 3,685.5円)
		同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2 - 2 の適用を受けている場合	3,210円 (税込価格 3,370.5円)

- 10 西企営第137号（平成22年1月29日）の附則第3条及び西企営第128号（平成22年11月26日）の附則第2条及び西企営第155号（平成23年1月28日）の附則第5条中「そのIP通信網サービスに係る利用料金（2-5-1(1)に規定する基本料の部分に限ります。）」を「そのIP通信網サービスに係る利用料金（2-5-1(1)に規定する基本料の部分に限るものとし、料金表第1表の1（適用）の(2)欄の適用による場合は、適用した後の利用料金とします。）」に改めます。
- 11 西企営第137号（平成22年1月29日）の附則第5条及び西企営第128号（平成22年11月26日）の附則第4条中「メニュー5-1の100Mb/sのプラン4及びプラン5並びに200Mb/sの相互間に係るものを除きます。」を「メニュー5-1の100Mb/sのプラン4及びプラン5-1、200Mb/s及び1Gb/sのプラン3の相互間に係るものを除きます。」に改めます。
- 12 西企営第155号（平成23年1月28日）の附則第7条中「メニュー5-1の100Mb/sのプラン4及びプラン5-1及び200Mb/s並びにメニュー5-2（メニュー5-2の46Mb/s、100Mb/sのカテゴリー1及びカテゴリー3-2並びに1Gb/sのものを除きます。）の相互間に係るものを除きます。」を「メニュー5-1の100Mb/sのプラン4及びプラン5-1、200Mb/s及び1Gb/sのプラン3並びにメニュー5-2（メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー1及びカテゴリー3-2のものを除きます。）の相互間に係るものを除きます。」に改めます。
- 13 西企営第137号（平成22年1月29日）の附則第3条の表を以下の表に改めます。

継続して利用する期間	利用料（基本料）の減額（月額）
継続利用延長の申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで (継続利用延長プラン1)	645円 (税込価格 677.25円)
継続利用延長の申出のあった日から起算してその日を含	860円

LAN対応型IP電話機能付配線設備多重装置を利用する場合を除きます。)	
メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー1のものであって、70Mb/sの配線設備多重装置を利用する場合(無線LAN対応型IP電話機能付配線設備多重装置を利用する場合を除きます。)	450円 (税込価格 472.5円)
メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー1のものであって、100Mb/sの配線設備多重装置を利用する場合(無線LAN対応型IP電話機能付配線設備多重装置を利用する場合を除きます。)	500円 (税込価格 525円)
メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー2のものであって、回線終端装置が型若しくは型のもの又はカテゴリー3-1のもの(グレード2のものであって、配線設備多重装置を利用しない場合を除きます。)	600円 (税込価格 630円)
メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー2のものであって、回線終端装置が型のもの	900円 (税込価格 945円)
メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー2のものであって、回線終端装置が型のもの	400円 (税込価格 420円)

- 18 西企営第152号(平成24年1月31日)の附則第2条第2項及び西企営第22号(平成24年5月31日)の附則第2条第2項中「その提供開始日から起算して3か月間の利用料(基本料に係る部分に限ります。)並びに2か月間の屋内配線設備の部分の加算額、回線終端装置利用料(基本料に係る部分に限ります。)及び機器利用料(配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、前項の規定にかかわらず料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)並びに2-5-2(2)、(3)ア及び(4)に規定する額に代えて、0円を適用します。」を「その提供開始日から起算して3か月間の利用料(基本料に係る部分に限ります。)並びに2か月間の機器利用料(無線LAN対応型IP電話機能付配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、前項の規定にかかわらず料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、次表に規定する品目及び細目については同表に規定する額を、その他の品目及び細目については0円を適用します。」に改め、同項に次の表を加えます。

適用期間	区 分	料金額(月額)
1 そのIP通信網サービスの提供開始日から起算して2か月間	利用料(基本料に係る部分に限ります。)	0円
	機器利用料(無線LAN対応型IP電話機能付配線設備多重装置に係るものに限ります。)	0円
2 1欄の適用期間が満了する日の翌日から起算して1か月間	利用料(基本料に係る部分に限ります。)	メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1、200Mb/sのもの 1,100円 (税込価格 1,155円)
		メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー1のものであって、50Mb/sの配線設備多重装置を利用する場合(無線LAN対応型IP電話機

	能付配線設備多重装置を利用する場合を除きます。)	
	メニュー 5 - 2 の100Mb/s のカテゴリ 1 のものであって、70Mb/sの配線設備多重装置を利用する場合(無線LAN対応型IP電話機能付配線設備多重装置を利用する場合を除きます。)	450円 (税込価格 472.5円)
	メニュー 5 - 2 の100Mb/s のカテゴリ 1 のものであって、100Mb/sの配線設備多重装置を利用する場合(無線LAN対応型IP電話機能付配線設備多重装置を利用する場合を除きます。)	500円 (税込価格 525円)
	メニュー 5 - 2 の100Mb/s のカテゴリ 2 のものであって、回線終端装置が 型若しくは 型のもの又はカテゴリ 3 - 1 のもの(グレード 2 のものであって、配線設備多重装置を利用しない場合を除きます。)	600円 (税込価格 630円)
	メニュー 5 - 2 の100Mb/s のカテゴリ 2 のものであって、回線終端装置が 型のもの	900円 (税込価格 945円)
	メニュー 5 - 2 の100Mb/s のカテゴリ 2 のものであって、回線終端装置が 型のもの	400円 (税込価格 420円)

- 19 西企営第93号(平成24年9月14日)の附則第2条第1項中「料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)並びに2-5-2(2)及び(3)アを合わせた額に代えて」を「料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて」に改めます。
- 20 西企営第93号(平成24年9月14日)の附則第2条第2項中「その提供開始日から起算して3か月間の利用料(基本料に係る部分に限ります。)並びに2か月間の屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料(基本料に係る部分に限ります。)について、前項の規定にかかわらず料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)並びに2-5-2(2)及び(3)アに規定する額に代えて」を「その提供開始日から起算して3か月間の利用料(基本料に係る部分に限ります。)について、前項の規定にかかわらず料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて」に改めます。
- 21 西企営第93号(平成24年9月14日)の附則第3条第1項中「料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)並びに2-5-2(2)及び(3)アを合わせた額に代えて」を「料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて」に改め、同項の表を以下の表に改めます。

品目及び細目	区 分	料 金 額	
		提 供 開 始 日 か ら、提供開始日 を含む料金月の 11か月後の料金 月の末日まで	左欄以外の期間
メニュー５ - １の 1 Gb/sのプラン 3	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,158円)	4,210円 (税込価格 4,420.5円)
	料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (適用)の②欄に規定 する複数回線同時利用プ ラン 1 の適用を受けてい る場合	3,660円 (税込価格 3,843円)	3,910円 (税込価格 4,105.5円)
	同欄に規定する複数回線 同時利用プラン 2 - 1 の 適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,528円)	3,610円 (税込価格 3,790.5円)
	同欄に規定する複数回線 同時利用プラン 2 - 2 の 適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,213円)	3,310円 (税込価格 3,475.5円)

- 22 西企営第93号（平成24年9月14日）の附則第3条第2項中「料金表第1表第1類第1の2 - 5 - 1(1)並びに2 - 5 - 2(2)及び(3)アに規定する額に代えて」を「料金表第1表第1類第1の2 - 5 - 1(1)に規定する額に代えて」に改め、同項の表を以下の表に改めます。

品目及び細目	適 用 期 間	料 金 額	
メニュー５ - １の 1 Gb/sのプラン 3	1 そのIP通信網サービスの提供 開始日から起算して2か月間	0円	
	2 1欄の適用 期間が満了す る日の翌日か らそのIP通 信網サービ スの提供開始 日を含む料金 月の13か月 後の料金月の 末日まで	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,158円)
		料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (適用) の②欄に規定す る複数回線同時 利用プラン 1 の 適用を受けてい る場合	3,660円 (税込価格 3,843円)
		同欄に規定する複 数回線同時利用 プラン 2 - 1 の 適用を受けてい る場合	3,360円 (税込価格 3,528円)
	同欄に規定する複 数回線同時利用 プラン 2 - 2 の 適用を受けてい る場合	3,060円 (税込価格 3,213円)	

3 2 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,210円 (税込価格 4,420.5円)
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン 1 の適用を受けている場合	3,910円 (税込価格 4,105.5円)
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2 - 1 の適用を受けている場合	3,610円 (税込価格 3,790.5円)
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン 2 - 2 の適用を受けている場合	3,310円 (税込価格 3,475.5円)

23 第 8 項、第 9 項、第13項、第14項、第15項、第17項、第18項、第21項及び第22項の規定については、平成24年10月 1 日以降の利用料金について適用します。

附 則（平成24年10月30日西企営第120号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成24年11月 1 日から実施します。

2 削除

附 則（平成24年11月30日西企営第133号）

（実施期日）

第 1 条 この改正規定は、平成24年12月 1 日から実施します。

（経過措置）

第 2 条 削除

第 3 条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している又は申込みがなされているメニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 4 若しくはプラン 5 - 1、200Mb/s若しくは 1 Gb/sのプラン 3 又はメニュー 5 - 2 の100Mb/sのカテゴリ 2 若しくはカテゴリ 3 1、200Mb/s若しくは 1 Gb/sに係る長期継続利用申出に係る利用料金の適用に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

第 4 条 次表の左欄に規定する継続利用延長申出に係る利用料金の適用を受けている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受けている契約者回線とみなして取り扱います。

この場合において、同表の左欄に規定する継続利用延長申出に係る利用料金の適用に係る継続利用延長期間の起算日を、同表の右欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用に係る長期継続利用期間の起算日とします。

料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 （適用）の(9)欄に規定する継続利用延長申出に係る利用料金の適用	同欄のケからソに規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用
---	--------------------------------

第 5 条 西企営第137号（平成22年 1 月29日）の附則第 3 条、西企営第128号（平成22年 11月26日）の附則第 2 条又は西企営第155号（平成23年 1 月28日）の附則第 5 条の規定の適用を受けている I P 通信網契約者から、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 （適用）の(9)欄のケからソに規定する長期継続利用の申出があった場合は、その継続利用延長期間の起算日を長期継続利用期間の起算日として取り扱います。

第 6 条 平成24年12月 1 日から平成26年 1 月31日までの間にメニュー 5 - 1 の100Mb/s

のプラン5 - 2又はメニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリリー3 - 2に係るI P通信網契約(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのI P通信網サービスの提供を開始した日(以下この附則において「提供開始日」といいます。)から起算して1か月間のそのI P通信網契約に係る利用料について、料金表第1表第1類第1の2 - 5 - 1(1)及び(3)に規定する額に代えて、0円を適用します。

ただし、そのI P通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年5月1日以降の日に当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

ん。
第7条 平成24年12月1日から平成25年4月30日までの間にメニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5 - 1、200 Mb/s、1 Gb/sのプラン3又はメニュー5 - 2(カテゴリリー3 - 2に係るものを除きます。)に係るI P通信網契約(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。)の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、その提供開始日から起算して2か月間の利用料(基本料に係る部分に限ります。)並びに2か月間の機器利用料(無線LAN対応機能及びI P電話機能付配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、料金表第1表第1類第1の2 - 5 - 1(1)並びに2 - 5 - 2(2)及び(4)に規定する額に代えて、0円を適用します。

ただし、そのI P通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成25年9月1日以降の日に当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

ん。
2 前項の規定による利用料の適用を受けている期間内に、メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン5 - 2若しくは1 Gb/sのプラン1若しくはプラン2又はメニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリリー3 - 2のものへの品目又は細目の変更があった場合は、前項に規定する利用料を適用する期間は、提供開始日からその変更があった日の前日までの間とします。

第8条 この附則第6条又は第7条の適用を受けている期間においては、料金表第1表第1類第1の1(適用)の(8)欄のアの表の右欄並びに(9)欄のアの(ア)及び(イ)の右欄及びケの(イ)の右欄に規定する減額は適用しません。

第9条 当社は、限定された期間内に申し込まれたI P通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるもの(以下この条において「期間限定割引」といいます。)の適用を受けた者が、メニュー5に係るI P通信網契約の解除を行った日から起算して1年未満の間に、この附則第6条及び第7条に係るI P通信網契約の申込みを行った場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、同附則第6条及び第7条の規定を適用しません。

2 期間限定割引の適用を受けた者が、メニュー5に係るI P通信網契約の解除を行った後に、この附則第6条及び第7条に係るI P通信網契約の申込みを行った場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合であって、その解除を行った日から起算して1年以上経過した場合に限ります。)は、期間限定割引の適用を受けることができる回数の上限は、その解除があったI P通信網契約を含めて2回までとします。

第10条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第11条 西企営第124号(平成16年3月11日)の附則の2を「2 削除」に改めます。

第12条 西企営第155号(平成23年1月28日)の附則第3条第1項、西企営第99号(平成23年9月30日)の附則第3条第1項、西企営第152号(平成24年1月31日)の附則第3条第1項、西企営第22号(平成24年5月31日)の附則第3条第1項、西企営第93号(平

成24年9月14日)の附則第3条第1項及び西企営第97号(平成24年9月28日)の附則第4条第1項中「当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合」を「当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合又は料金表第1表第1類第1の1(適用)の(9)欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受ける場合」に改めます。

第13条 西企営第97号(平成24年9月28日)の附則第7条中「平成24年11月30日」を「平成25年1月31日」に、「平成25年3月1日」を「平成25年5月1日」に改めます。

附則(平成24年12月26日西企営第146号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成25年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 西企営第120号(平成24年10月30日)の附則第2項を「2 削除」に改めます。

附則(平成25年1月30日西企営第156号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成25年1月31日から実施します。

(経過措置)

2 平成25年1月31日から平成27年4月30日までの間にメニュー5-3に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成27年7月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により平成27年8月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。)は、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費については適用しません。

3 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるもの(以下この条において「期間限定割引」といいます。)の適用を受けた者が、メニュー5-3に係るIP通信網契約の解除を行った日から起算して1年未満の間に、この附則第2項に係るIP通信網契約の申込みを行った場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、同附則第2項の規定を適用しません。

4 期間限定割引の適用を受けた者が、メニュー5-3に係るIP通信網契約の解除を行った後に、この附則第2項に係るIP通信網契約の申込みを行った場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合であって、その解除を行った日から起算して1年以上経過した場合に限り)は、期間限定割引の適用を受けることができる回数の上限は、その解除があったIP通信網契約を含めて2回までとします。

附則(平成25年1月30日西企営第157号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第3条 西企営第81号(平成21年9月30日)の附則第6条中「平成25年1月31日」を「平成25年5月31日」に、「平成25年4月30日」を「平成25年8月31日」に、「平成25年5月1日」を「平成25年9月1日」に改めます。

2 西企営第27号(平成22年5月31日)の附則第4条第1項中「平成25年1月31日」を「平成25年5月31日」に、「平成25年4月30日」を「平成25年8月31日」に改めます。

3 西企営第26号(平成23年5月31日)の附則第8条中「平成25年1月31日」を「平成25年5月31日」に、「平成25年4月30日」を「平成25年8月31日」に、「平成25年5月1日」を「平成25年9月1日」に改めます。

	るもの	(税込価格 286円)
備考 その品目又は細目の変更前のIP通信網サービスに係る継続利用経過期間が24ヶ月を超えている場合は、当社はそのIP通信網契約者から旧長期継続利用の申出があったものとして取り扱います。		

- 2 前項の表の左欄に規定する期間（以下この附則において「旧長期継続利用期間」といいます。）の経過後においても、前項の表の右欄に規定する額を減額して適用します。
- 3 旧長期継続利用期間には、IP通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。
- 4 当社は、旧長期継続利用に係る契約者回線等について、そのIP通信網契約の解除があった場合には、旧長期継続利用を廃止します。
- 5 長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受ける場合は、当社は、第1項に規定する減額を適用しません。
- 6 IP通信網契約者は、旧長期継続利用期間の満了前に旧長期継続利用の廃止があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

区 別	支払いを要する額	
	右欄以外の場合	残余の期間が1年未満である場合
メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン5 - 1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3に係るもの	10,000円 (税込価格 11,000円)	5,000円 (税込価格 5,500円)
メニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリー3 - 1、200Mb/s若しくは1Gb/sに係るもの	7,000円 (税込価格 7,700円)	3,500円 (税込価格 3,850円)

7 旧長期継続利用期間に係る利用料金の適用に関する料金その他の提供条件については、前項までに規定するもの以外は、西企営第133号（平成24年11月30日）の附則第3条の規定に準じて取り扱います。

第3条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年3月29日西企営第194号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成25年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 平成25年4月1日から平成26年3月19日までの間にメニュー5に係るIP通信網契約者から料金表第1表第1類第1の2 - 5 - 2(4)に規定する携帯式無線LAN対応ルータ装置の型の請求があり、当社がその提供を開始した場合は、同号の表中備考11の規定を適用しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年4月30日西企営第17号）

（実施期日）

- 第1条 この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。
（経過措置）
- 第2条 平成25年5月1日から平成26年1月31日までの間（メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5 - 1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3に係るものについて

は、平成25年5月1日から平成25年7月31日までの間とします。)にメニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1、200Mb/s、1Gb/sのプラン3又はメニュー5-2(カテゴリー1及びカテゴリー3-2に係るものを除きます。)に係るIP通信網契約(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものであって、料金表第1表第1類第1の1(適用)の(9)欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受けるものに限りです。)の申込みが当社が別に定める方法によるものであった場合は、同欄ケの(イ)の表に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年5月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料) の減額(月額)
A メニュー5に係るIP通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの	1,590円 (税込価格 1,749円)
	メニュー5-2のプラン・ミニのもの	1,080円 (税込価格 1,188円)
	メニュー5-2のプラン1のもの	770円 (税込価格 847円)
	メニュー5-2のプラン2のもの	670円 (税込価格 737円)
B A欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの	1,690円 (税込価格 1,859円)
	メニュー5-2のプラン・ミニのもの	1,180円 (税込価格 1,298円)
	メニュー5-2のプラン1のもの	820円 (税込価格 902円)
	メニュー5-2のプラン2のもの	720円 (税込価格 792円)
C B欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの	1,790円 (税込価格 1,969円)
	メニュー5-2のプラン・ミニのもの	1,280円 (税込価格 1,408円)
	メニュー5-2のプラン1のもの	870円 (税込価格 957円)
	メニュー5-2のプラン2のもの	770円 (税込価格 847円)

メニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 5、200Mb/s 又は 1 Gb/s のプラン 3	ア イ以外の場合	20,000円 (税込価格 21,600円)	10,000円 (税込価格 10,800円)
	イ 第 2 項の適用を受けた場合	10,000円 (税込価格 10,800円)	10,000円 (税込価格 10,800円)
メニュー 5 - 2 の 100Mb/s のカテゴリー 1 (配線設備多重装置を用いないものに限ります。) カテゴリー 2 の型又はカテゴリー 3 - 1 のグレード 2 (配線設備多重装置を用いないものに限ります。)		6,000円 (税込価格 6,480円)	3,000円 (税込価格 3,240円)
上記以外のもの	ア イ以外の場合	20,000円 (税込価格 21,600円)	10,000円 (税込価格 10,800円)
	イ 第 2 項の適用を受けた場合	18,000円 (税込価格 19,440円)	10,000円 (税込価格 10,800円)

第 4 条 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるもの(以下この条において「期間限定割引」といいます。)の適用を受けた者が、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除を行った日から起算して 1 年未満の間に、この附則第 3 条に係る I P 通信網契約の申込みを行った場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、同附則第 3 条の規定を適用しません。

2 期間限定割引の適用を受けた者が、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除を行った後に、この附則第 3 条に係る I P 通信網契約の申込みを行った場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合であって、その解除を行った日から起算して 1 年以上経過した場合に限ります。)は、期間限定割引の適用を受けることができる回数の上限は、その解除があった I P 通信網契約を含めて 2 回までとします。

第 5 条 平成 25 年 6 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日までの間にメニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 5 - 2 に係る I P 通信網契約者からメニュー 5 - 2 の 100Mb/s のカテゴリー 3 - 2 のものへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成 27 年 7 月 31 日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により平成 27 年 8 月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。)は、その品目の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費については適用しません。

第 6 条 平成 25 年 6 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日までの間にメニュー 5 - 1 の 46Mb/s、100Mb/s のプラン 3、プラン 4 若しくはプラン 5、200Mb/s 又は 1 Gb/s のプラン 3 に係る I P 通信網契約者からメニュー 5 - 2 の 100Mb/s 以下のカテゴリー 1 及びカテゴリー 3 - 2 のものを除きます。200Mb/s 又は 1 Gb/s への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成 27 年 7 月 31 日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により平成 27 年 8 月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。)は、その品目の

- 5月31日」を「平成25年9月30日」に、「平成25年8月31日」を「平成25年12月31日」に、「平成25年9月1日」を「平成26年1月1日」に改めます。
- 8 西企営第93号（平成24年9月14日）の附則第9条及び第10条中「平成25年5月31日」を「平成25年9月30日」に、「平成25年8月31日」を「平成25年12月31日」に、「平成25年9月1日」を「平成26年1月1日」に改めます。
- 9 西企営第133号（平成24年11月30日）の附則第6条中「平成25年5月31日」を「平成25年9月30日」に、「平成25年9月1日」を「平成26年1月1日」に改めます。
- 10 西企営第156号（平成25年1月30日）の附則第2項中「平成25年5月31日」を「平成25年9月30日」に、「平成25年8月31日」を「平成25年12月31日」に、「平成25年9月1日」を「平成26年1月1日」に改めます。

附 則（平成25年6月28日西企営第39号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成25年7月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 削除

第3条 平成25年7月1日から平成26年6月30日までの間にメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー1（50Mb/sの配線設備多重装置であって、当社が別に定めるものを利用しているものに限ります。）に係るI P通信網契約者からメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のものへの品目又は細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成26年6月30日までに当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合は、その品目又は細目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

2 平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間にメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー1（50Mb/sの配線設備多重装置であって、当社が別に定めるものを利用しているものに限ります。）に係るI P通信網契約者からメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー2若しくはカテゴリー3-1、200Mb/s又は1Gb/sへの品目又は細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成26年6月30日までに当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合は、その品目又は細目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

第4条 前条の場合において、同時通信可能着信先数追加機能又はセキュリティファイル供給先追加機能の区分の変更の請求が同時に行われ、当社がその請求を承諾した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。

2 前条の場合において、閉域グループ内通信機能又はメニュー8に係るI P通信網サービスを利用していた場合であって、メニュー8に係るI P通信網サービスの申込みが同時に行われ、当社がその請求を承諾した場合は、その提供に係る交換機等工事費については適用しません。

第5条 平成25年7月1日から平成27年4月30日までの間にメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー1（50Mb/sの配線設備多重装置であって、当社が別に定めるものを利用しているものを除きます。）に係るI P通信網契約者からメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のものへの品目又は細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成27年7月31日までに当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成27年8月1日以降の日に当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その品目又は細目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等工事費については適用しません。

第6条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成25年7月31日西企営第61号）

場合であって、その解除を行った日から起算して1年以上経過した場合に限ります。)は、期間限定割引の適用を受けることができる回数の上限は、その解除があったI P通信網契約を含めて2回までとします。

第5条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成26年1月29日西企管第164号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年1月31日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成26年1月31日西企管第163号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 平成26年2月1日から平成26年3月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3に係るI P通信網契約(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。)の申込みと同時に料金表第1表第1類第1の1(適用)の(9)欄に規定する長期継続利用申出があり、当社がその申込みを承諾した場合は、同欄ケの(イ)の表のA欄に規定する額については、同欄に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。

ただし、そのI P通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年7月1日以降の日に当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
A メニュー5に係るI P通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの	1,790円 (税込価格 1,933.2円)

第3条 前条の場合において、そのI P通信網契約の申込み及び長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであって、その申込者から請求があった場合は、前条の規定にかかわらず、料金表第1表第1類第1の1(適用)の(9)欄のケの(イ)の表に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
A メニュー5に係るI P通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの	1,590円 (税込価格 1,749円)
B A欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月	メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1、200Mb/s又は	1,690円 (税込価格 1,859円)

後の料金月の末日まで	1 Gb/sのプラン 3 のもの	
C B 欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 4 若しくはプラン 5 - 1、200Mb/s又は 1 Gb/sのプラン 3 のもの	1,790円 (税込価格 1,969円)

第 4 条 平成26年 2 月 1 日から平成26年 3 月31日までの間にメニュー 5 - 2 (カテゴリー 1 及びカテゴリー 3 - 2 に係るものを除きます。)に係る I P 通信網契約(料金表別表 3 に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないもの)に限ります。)の申込みと同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (適用)の(9)欄に規定する長期継続利用申出があり、当社がその申込みを承諾した場合(その I P 通信網契約の申込み及び長期継続利用申出が、当社が別に定める方法によるものである場合及びこの附則第 6 条の規定の適用を受けることとなる場合を除きます。)は、同欄ケの(イ)の表の A 欄に規定する額については、同欄に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。

ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年 7 月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
A メニュー 5 に係る I P 通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	メニュー 5 - 2 のプラン・ミニのもの	1,080円 (税込価格 1,166.4円)
	メニュー 5 - 2 のプラン 1 のもの	770円 (税込価格 831.6円)
	メニュー 5 - 2 のプラン 2 のもの	670円 (税込価格 723.6円)

第 5 条 平成26年 2 月 1 日から平成26年 3 月31日までの間にメニュー 5 - 2 (カテゴリー 1 及びカテゴリー 3 - 2 に係るものを除きます。)に係る I P 通信網契約(料金表別表 3 に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないもの)に限ります。)の申込みと同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (適用)の(9)欄に規定する長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであり、当社がその申込みを承諾した場合(この附則第 6 条の規定の適用を受けることとなる場合を除きます。)は、同欄ケの(イ)の表に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。

ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年 7 月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
A メニュー 5 に係る I P 通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー 5 - 2 のプラン・ミニのもの	1,080円 (税込価格 1,188円)
	メニュー 5 - 2 のプラン 1 のもの	770円 (税込価格 847円)
	メニュー 5 - 2 のプラン 2 のもの	670円 (税込価格 737円)

B A欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,180円 (税込価格 1,298円)
	メニュー５－２のプラン 1のもの	820円 (税込価格 902円)
	メニュー５－２のプラン 2のもの	720円 (税込価格 792円)
C B欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,280円 (税込価格 1,408円)
	メニュー５－２のプラン 1のもの	870円 (税込価格 957円)
	メニュー５－２のプラン 2のもの	770円 (税込価格 847円)

第6条 平成26年2月1日から平成26年3月31日までの間にメニュー５－２（カテゴリ－１及びカテゴリ３－２に係るものを除きます。）に係るＩＰ通信網契約（料金表第1表第1類第1の1（適用）の(21)欄に規定する複数回線同時利用申し込みに係る利用料金の適用を受けないもの（次表のA欄に規定する期間内に限ります。）及び料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に(9)欄に規定する長期継続利用申し込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、その契約者回線の終端（メニュー５－２の100Mb/sのカテゴリ３－１のグレード2のものにあつては、その契約者回線の終端に接続される回線接続装置又は自営端末設備とします。）の場所に、契約申込があつた日において学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、大学院、短期大学、専門学校若しくはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校に就学している者が居住している旨の申し出があつた場合（当社がその事実を確認できた場合に限ります。）は、同欄ケの(イ)の表に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。

ただし、そのＩＰ通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年7月1日以降の日に当社がそのＩＰ通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料（基本料）の減額（月額）
A メニュー５に係るＩＰ通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の47か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	1,970円 (税込価格 2,167円)
	メニュー５－２のプラン 1のもの	1,170円 (税込価格 1,287円)
	メニュー５－２のプラン 2のもの	670円 (税込価格 737円)
B A欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー５－２のプラン・ミニのもの	980円 (税込価格 1,078円)
	メニュー５－２のプラン 1のもの	720円 (税込価格 792円)
	メニュー５－２のプラン 2のもの	620円 (税込価格 682円)

用する割引であって当社が別に定めるものが現に適用されている場合は、その適用されている期間の末日の翌日とします。)から起算して1か月間の利用料(基本料に係る部分に限ります。)について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に代えて、0円を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年7月1日以降の日に当社が同表の右欄の状態とした場合は、この限りではありません。

1 契約者回線又は当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限ります。)の移転の請求(当社が別に定めるものを除きます。)	移転先のその契約者回線の終端の場所又は端末設備の設置場所においてメニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3又はメニュー5-2(100Mb/sのカテゴリー1及びカテゴリー3-2のものを除きます。)に係るIP通信網サービスを利用できる状態とした場合
2 当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限ります。)の設置の請求(同時に1欄の請求を行う場合を除きます。)	その端末設備の提供を開始した場合(当社が別に定める場合に限ります。)
3 当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限ります。)の廃止の請求(同時に1欄の請求を行う場合を除きます。)	その端末設備を廃止した場合(当社が別に定める場合に限ります。)

- 2 当社は、前項及び限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの規定を適用する回数については、1のIP通信網契約者につき1とします。

第10条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第11条 西企営第81号(平成21年9月30日)の附則第6条中「平成26年1月31日」を「平成26年3月31日」に、「平成26年4月30日」を「平成26年6月30日」に、「平成26年5月1日」を「平成26年7月1日」に改めます。

2 西企営第27号(平成22年5月31日)の附則第4条第1項中「平成26年1月31日」を「平成26年3月31日」に、「平成26年4月30日」を「平成26年6月30日」に改めます。

3 西企営第122号(平成23年11月30日)の附則第5項及び第6項中「平成26年1月31日」を「平成26年3月31日」に、「平成26年4月30日」を「平成26年6月30日」に、「平成26年5月1日」を「平成26年7月1日」に改めます。

4 西企営第152号(平成24年1月31日)の附則第7条及び第9条中「平成26年1月31日」を「平成26年3月31日」に、「平成26年4月30日」を「平成26年6月30日」に、同附則第7条中「平成26年5月1日」を「平成26年7月1日」に改めます。

5 西企営第22号(平成24年5月31日)の附則第7条中「平成26年1月31日」を「平成26年3月31日」に、「平成26年4月30日」を「平成26年6月30日」に改めます。

6 西企営第44号(平成24年6月14日)の附則第5条、第6条及び第7条中「平成26年1月31日」を「平成26年3月31日」に、「平成26年4月30日」を「平成26年6月30日」に、「平成26年5月1日」を「平成26年7月1日」に改めます。

7 西企営第93号(平成24年9月14日)の附則第9条及び第10条中「平成26年1月31日」を「平成26年3月31日」に、「平成26年4月30日」を「平成26年6月30日」に、「平成26年5月1日」を「平成26年7月1日」に改めます。

- 8 西企営第156号（平成25年1月30日）の附則第2項中「平成26年1月31日」を「平成26年3月31日」に、「平成26年4月30日」を「平成26年6月30日」に、「平成26年5月1日」を「平成26年7月1日」に改めます。
- 9 西企営第194号（平成25年3月29日）の附則第2項中「平成26年1月31日」を「平成26年3月31日」に改めます。
- 10 西企営第29号（平成25年5月31日）の附則第3条、第5条、第6条、第7条、第8条及び第9条中「平成26年1月31日」を「平成26年3月31日」に、「平成26年4月30日」を「平成26年6月30日」に、「平成26年5月1日」を「平成26年7月1日」に改めます。
- 11 西企営第39号（平成25年6月28日）の附則第5条中「平成26年1月31日」を「平成26年3月31日」に、「平成26年4月30日」を「平成26年6月30日」に、「平成26年5月1日」を「平成26年7月1日」に改めます。
- 12 西企営第103号（平成25年9月30日）の附則第2条及び第3条中「平成26年1月31日」を「平成26年3月31日」に、「平成26年4月30日」を「平成26年6月30日」に、「平成26年5月1日」を「平成26年7月1日」に改めます。
- 13 西企営第134号（平成25年12月5日）の附則第3条中「それぞれ西企営第61号（平成25年7月31日）の附則第3条又は第5条に規定する料金額」を「それぞれ西企営第163号（平成26年1月31日）の附則第2条又は第4条に規定する料金額」に改めます。
- 附 則（平成26年3月18日西企営第183号）
（実施期日）
- 1 この改正規定は、平成26年3月20日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 4 西企営第194号（平成25年3月29日）の附則第2項中「平成26年3月31日」を「平成26年3月19日」に改めます。
附 則（平成26年3月27日西企営第192号）
この改正規定は、平成26年3月31日より実施します。
附 則（平成26年1月24日西企営第156号）
（実施期日）
- 第1条 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 第3条 西企営第155号（平成23年1月28日）の附則第5条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
継続利用延長の申出があった日から起算してその日を含む料金月の35か月後の料金月の末日まで	メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3に係るもの	1,290円 (税込価格 1,393.2円)

	メニュー 5 - 2 のプラン・ミニに係るもの	780円 (税込価格 842.4円)
	メニュー 5 - 2 のプラン 1 に係るもの	620円 (税込価格 669.6円)
	メニュー 5 - 2 のプラン 2 に係るもの	520円 (税込価格 561.6円)

第 4 条 西企営第155号(平成23年1月28日)の附則第10条に規定する表を次表に改めます。

品目及び細目	継続利用延長期間の残余期間が24か月以上36か月未満の場合	継続利用延長期間の残余期間が12か月以上24か月未満の場合	継続利用延長期間の残余期間が12か月未満の場合
メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン4 若しくはプラン5 - 1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3に係るもの	30,000円 (税込価格 32,400円)	20,000円 (税込価格 21,600円)	10,000円 (税込価格 10,800円)
メニュー 5 - 2 (メニュー 5 - 2 の100Mb/sのカテゴリ 1 並びにカテゴリ 3 - 2 のものを除きます。)	10,500円 (税込価格 11,340円)	7,000円 (税込価格 7,560円)	3,500円 (税込価格 3,780円)

第 5 条 西企営第26号(平成23年5月31日)の附則第5条第2項に規定する表を次表に改めます。

区 分	支払いを要する額	
	右欄以外の場合	残余の期間が9か月未満である場合
メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン5、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3	27,100円 (税込価格 29,268円)	10,000円 (税込価格 10,800円)

第 6 条 西企営第99号(平成23年9月30日)の附則第3条第1項に規定する表を次表に改めます。

1 契約者回線又は1装置ごとに月額

品目及び細目	区 分	料 金 額	
		提供開始日から、提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで左欄以外の期間	左欄以外の期間

メニュー 5 - 2 の 100Mb/s のカテゴリー 3 - 1 のプラン・ミニのグレード 1、200Mb/s のプラン・ミニ又は 1Gb/s のプラン・ミニ	3 2 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の 25 か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,210円 (税込価格 4,546.8円)
		同欄に規定する複数回線 同時利用プラン 1 の適用を受けている場合	3,910円 (税込価格 4,222.8円)
		同欄に規定する複数回線 同時利用プラン 2 - 1 の適用を受けている場合	3,610円 (税込価格 3,898.8円)
		同欄に規定する複数回線 同時利用プラン 2 - 2 の適用を受けている場合	3,310円 (税込価格 3,574.8円)
	4 その I P 通信網サービスの提供開始日から起算して 2 か月間		0 円
	5 1 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の 13 か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)
		同欄に規定する複数回線 同時利用プラン 1 の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)
		同欄に規定する複数回線 同時利用プラン 2 - 1 の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,628.8円)
		同欄に規定する複数回線 同時利用プラン 2 - 2 の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)
	6 2 欄の適用期間が満了する日の翌日からその I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の 25 か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,110円 (税込価格 4,438.8円)
		同欄に規定する複数回線 同時利用プラン 1 の適用を受けている場合	3,810円 (税込価格 4,114.8円)
		同欄に規定する複数回線 同時利用プラン 2 - 1 の適用を受けている場合	3,510円 (税込価格 3,790.8円)
		同欄に規定する複数回線 同時利用プラン 2 - 2 の適用を受けている場合	3,210円 (税込価格 3,466.8円)

第 7 条 西企営第 152 号(平成 24 年 1 月 31 日)の附則第 2 条第 1 項に規定する表を次表に改めます。

品目及び細目	料金額(月額)
--------	---------

メニュー５ - １の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５ - １又は200Mb/sのもの	1,100円 (税込価格 1,188円)
メニュー５ - ２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置が 型のもの	900円 (税込価格 972円)
メニュー５ - ２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置が 型若しくは 型のもの又はカテゴリー３ - １のグレード１のもの	600円 (税込価格 648円)
メニュー５ - ２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置が 型のもの	400円 (税込価格 432円)

2 同条第２項に規定する表を次表に改めます。

適用期間	区 分	料金額 (月額)
1 そのIP通信網サービスの提供開始日から起算して2か月間	利用料(基本料に係る部分に限ります。)	0円
2 1欄の適用期間が満了する日の翌日から起算して1か月間	利用料(基本料に係る部分に限ります。)	メニュー５ - １の100Mb/sのプラン４若しくはプラン５ - １又は200Mb/sのもの 1,100円 (税込価格 1,188円)
		メニュー５ - ２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置が 型のもの 900円 (税込価格 972円)
		メニュー５ - ２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置が 型若しくは 型のもの又はカテゴリー３ - １のグレード１のもの 600円 (税込価格 648円)
		メニュー５ - ２の100Mb/sのカテゴリー２のものであって、回線終端装置が 型のもの 400円 (税込価格 432円)

第8条 西企営第152号(平成24年1月31日)の附則第3条第1項に規定する表を次表に改めます。

品目及び細目	区 分	料 金 額	
		提供開始日から、提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	左欄以外の期間

メニュー5 - 1 の100Mb/sの プラン4若しくは プラン5 - 1、 200Mb/s若しく は1 Gb/sのプラン 3	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)	4,210円 (税込価格 4,546.8円)
	料金表第1表の1(適用) の ⁽¹⁴⁾ 欄に規定する複数回線 同時利用プラン1の適用を 受けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)	3,910円 (税込価格 4,222.8円)
	同欄に規定する複数回線同 時利用プラン2 - 1の適用 を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,628.8円)	3,610円 (税込価格 3,898.8円)
	同欄に規定する複数回線同 時利用プラン2 - 2の適用 を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)	3,310円 (税込価格 3,574.8円)
メニュー5 - 2 の100Mb/sのカ テゴリ-3 - 1 のプラン・ミニ のグレード1、 200Mb/sのプラン ・ミニ又は1 Gb/sのプラン・ ミニ	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)	4,110円 (税込価格 4,438.8円)
	同欄に規定する複数回線同 時利用プラン1の適用を受 けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)	3,810円 (税込価格 4,114.8円)
	同欄に規定する複数回線同 時利用プラン2 - 1の適用 を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,626.8円)	3,510円 (税込価格 3,790.8円)
	同欄に規定する複数回線同 時利用プラン2 - 2の適用 を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)	3,210円 (税込価格 3,466.8円)

2 同条第2項に規定する表を次表に改めます。

品目及び細目	適用期間		料金額	
メニュー5 - 1 の100Mb/sのプラン 4若しくは プラン5 - 1、 200Mb/s若しく は1 Gb/sのプラン 3	1	そのIP通信網サービスの提供開始日から起算して2か月間	0円	
	2	1欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)
		料金表第1表の1(適用) の□欄に規定する複数回 線同時利用プラン1の適 用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)	
		同欄に規定する複数回線 同時利用プラン2 - 1の 適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,628.8円)	
		同欄に規定する複数回線 同時利用プラン2 - 2の 適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)	

	3	2 欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,210円 (税込価格 4,546.8円)
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,910円 (税込価格 4,222.8円)
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン2 - 1の適用を受けている場合	3,610円 (税込価格 3,898.8円)
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン2 - 2の適用を受けている場合	3,310円 (税込価格 3,574.8円)
メニュー5 - 2 の100Mb/sのカ テゴリ3 - 1 のプラン・ミニ のグレード1、 200Mb/sのプ ラン・ミニ又は1 Gb/sのプラン・ ミニ	4	そのIP通信網サービスの提供開始日から起算して2か月間		0円
	5	1 欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン2 - 1の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,628.8円)
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン2 - 2の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)
	6	2 欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,110円 (税込価格 4,438.8円)
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,810円 (税込価格 4,114.8円)
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン2 - 1の適用を受けている場合	3,510円 (税込価格 3,790.8円)
			同欄に規定する複数回線同時利用プラン2 - 2の適用を受けている場合	3,210円 (税込価格 3,466.8円)

第9条 西企営第22号(平成24年5月31日)の附則第2条第1項に規定する表を次表に改めます。

品目及び細目	料金額(月額)
メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5 -	1,100円

区 分	支払いを要する額		
	右欄以外の場合	残余の期間が 9 か月未 満である場合	
メニュー 5 - 1 の100Mb/sの プラン 4 若しくはプラン 5、200 Mb/s若しくは 1 Gb/sのプラン 3 又はメニュー 5 - 2 の100Mb/s の 카테고리 1 (配線設備多重 装置を用いるものに限りま す。) 카테고리 2 の 型、カ テゴリ 3 - 1 のグレード 1 若 しくは 카테고리 3 - 2、 200Mb/s若しくは 1 Gb/s	20,000円 (税込価格 21,600円)	10,000円 (税込価格 10,800円)	
メニュー 5 - 2 の100Mb/sのカ テゴリ 1 (配線設備多重装置 を用いないものに限ります。)。 カテゴリ 2 の 型又はカテゴリ 3 - 1 のグレード 2 (配線 設備多重装置を用いないもの に限ります。)	6,000円 (税込価格 6,480円)	3,000円 (税込価格 3,240円)	
上記以外のもの	ア イ以外の場 合	20,000円 (税込価格 21,600円)	10,000円 (税込価格 10,800円)
	イ 第 2 項の適 用を受けた場 合	18,000円 (税込価格 19,440円)	10,000円 (税込価格 10,800円)

第12条 西企営第44号(平成24年6月14日)の附則第2条第3項に規定する表を次表に
改めます。

区 分	支払いを要する額	
	右欄以外の場合	残余の期間が 9 か月未 満である場合
メニュー 5 - 1 の100Mb/s のプラン 4 若しくはプラン 5、200Mb/s若しくは 1 Gb/sのプラン 3 又はメニ ュー 5 - 2 の100Mb/sの カテゴリ 1 (配線設備多 重装置を用いるものに限り ます。)	20,000円 (税込価格 21,600円)	10,000円 (税込価格 10,800円)
メニュー 5 - 2 の100Mb/s のカテゴリ 1 (配線設備 多重装置を用いないものに 限ります。)。カテゴリ 2 の 型又はカテゴリ 3 - 1 のグレード 2 (配線設備	6,000円 (税込価格 6,480円)	3,000円 (税込価格 3,240円)

多重装置を用いないものに限ります。)			
上記以外のもの	アイ以外の場合	20,000円 (税込価格 21,600円)	10,000円 (税込価格 10,800円)
	イ 第2項の適用を受けた場合	18,000円 (税込価格 19,440円)	10,000円 (税込価格 10,800円)

第13条 西企第93号（平成24年9月14日）の附則第3条第1項に規定する表を次表に改めます。

品目及び細目	区 分	料 金 額	
		提供開始日から、提供開始日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	左欄以外の期間
メニュー5 - 1 の1Gb/sのプラン3	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)	4,210円 (税込価格 4,546.8円)
	料金表第1表の1 (適用)の(14)欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)	3,910円 (税込価格 4,222.8円)
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン2 - 1の適用を受けている場合	3,360円 (税込価格 3,628.8円)	3,610円 (税込価格 3,898.8円)
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン2 - 2の適用を受けている場合	3,060円 (税込価格 3,304.8円)	3,310円 (税込価格 3,574.8円)

2 同条第2項に規定する表を次表に改めます。

品目及び細目	適 用 期 間	料 金 額	
メニュー5 - 1 の1Gb/sのプラン3	1 そのIP通信網サービスの提供開始日から起算して2か月間	0円	
	2 1 欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の13か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	3,960円 (税込価格 4,276.8円)
		料金表第1表の1 (適用)の(14)欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,660円 (税込価格 3,952.8円)

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料（基本料）の減額(月額)
長期継続利用の申出のあった日（IP通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日）から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	メニュー5-1の100Mb/sのプラン1に係るもの	4,000円 (税込価格 4,320円)
	メニュー5-1の100Mb/sのプラン2に係るもの	900円 (税込価格 972円)
	メニュー5-1の100Mb/sのプラン3に係るもの	430円 (税込価格 464.4円)

2-5-1 利用料

(1) 基本料

利用料

1 契約者回線ごとに月額

区 分			利用料（基本料）の減額(月額)
メニュー5-1に係るもの	100Mb/sのもの	プラン1のもの	41,100円 (税込価格 44,388円)
		プラン2のもの	10,100円 (税込価格 10,908円)
		プラン3のもの	5,400円 (税込価格 5,832円)
備考 メニュー5に係る契約者回線に係る契約者回線に接続されることとなる自営端末設備（当社が別に定めるものに限ります。）の数は、1契約者回線ごとに、メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン1に係るものにあっては最大50まで、メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン1に係るものにあっては最大10まで、メニュー5-1の100Mb/sのものにおけるプラン3に係るものにあっては最大5までとしていただきます。			

(2) タイプ2のものに係る加算料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
メニュー5-1の100Mb/sのプラン1、プラン2又はプラン3に係るもの	3,000円 (税込価格 3,240円)

2-5-2 加算額

(2) 屋内配線設備の部分

1 契約者回線ごとに月額

料金種別	料金額
屋内配線設備の部分	800円 (税込価格 864円)

3 2 欄の適用期間が満了する日の翌日からそのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の25か月後の料金月の末日まで	下記以外の場合	4,210円 (税込価格 4,546.8円)
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン1の適用を受けている場合	3,910円 (税込価格 4,222.8円)
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-1の適用を受けている場合	3,610円 (税込価格 3,898.8円)
	同欄に規定する複数回線同時利用プラン2-2の適用を受けている場合	3,310円 (税込価格 3,574.8円)

第16条 西企営第174号(平成25年2月28日)の附則第2条第1項に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
継続利用経過期間の起算日からその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3に係るもの	430円 (税込価格 464.4円)
	メニュー5-2のプラン・ミニに係るもの	390円 (税込価格 421.2円)
	メニュー5-2のプラン1に係るもの	310円 (税込価格 334.8円)
	メニュー5-2のプラン2に係るもの	260円 (税込価格 280.8円)
備考 その品目又は細目の変更前のIP通信網サービスに係る継続利用経過期間が24ヶ月を超えている場合は、当社はそのIP通信網契約者から旧長期継続利用の申出があったものとして取り扱います。		

2 同条第6項に規定する表を次表に改めます。

区 別	支払いを要する額	
	右欄以外の場合	残余の期間が1年未満である場合
メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3に係るもの	10,000円 (税込価格 10,800円)	5,000円 (税込価格 5,400円)
メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3-1、200Mb/s若しくは1Gb/sに係るもの	7,000円 (税込価格 7,560円)	3,500円 (税込価格 3,780円)

第17条 西企営第17号(平成25年4月30日)の附則第2条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料) の減額(月額)
A メニュー5に係るIP通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 1 の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5 - 1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの	1,590円 (税込価格 1,717.2円)
	メニュー5 - 2 のプラン・ミニのもの	1,080円 (税込価格 1,166.6円)
	メニュー5 - 2 のプラン1のもの	770円 (税込価格 831.6円)
	メニュー5 - 2 のプラン2のもの	670円 (税込価格 723.6円)
B A欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 1 の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5 - 1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの	1,690円 (税込価格 1,825.2円)
	メニュー5 - 2 のプラン・ミニのもの	1,180円 (税込価格 1,274.4円)
	メニュー5 - 2 のプラン1のもの	820円 (税込価格 885.6円)
	メニュー5 - 2 のプラン2のもの	720円 (税込価格 777.6円)
C B欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー5 - 1 の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5 - 1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの	1,790円 (税込価格 1,933.2円)
	メニュー5 - 2 のプラン・ミニのもの	1,280円 (税込価格 1,382.4円)
	メニュー5 - 2 のプラン1のもの	870円 (税込価格 939.6円)
	メニュー5 - 2 のプラン2のもの	770円 (税込価格 831.6円)

第18条 西企営第29号(平成25年5月31日)の附則第3条に規定する表を次表に改めます。

区分	支払いを要する額	
	右欄以外の場合	残余の期間が9か月未満である場合
メニュー5 - 1 の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/s	20,000円 (税込価格 21,600円)	10,000円 (税込価格 10,800円)

のプラン3又はメニュー5-2の100Mb/sの catégorie 1 (配線設備多重装置を用いるものに限ります。)			
メニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3	ア イ以外の場合	20,000円 (税込価格 21,600円)	10,000円 (税込価格 10,800円)
	イ 第2項の適用を受けた場合	10,000円 (税込価格 10,800円)	10,000円 (税込価格 10,800円)
メニュー5-2の100Mb/sの catégorie 1 (配線設備多重装置を用いないものに限ります。)\ catégorie 2の 型又は catégorie 3-1の grade 2 (配線設備多重装置を用いないものに限ります。)		6,000円 (税込価格 6,480円)	3,000円 (税込価格 3,240円)
上記以外のもの	ア イ以外の場合	20,000円 (税込価格 21,600円)	10,000円 (税込価格 10,800円)
	イ 第2項の適用を受けた場合	18,000円 (税込価格 19,440円)	10,000円 (税込価格 10,800円)

第19条 西企管第61号(平成25年7月31日)の附則第3条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
A メニュー5に係るIP通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの	1,790円 (税込価格 1,933.2円)

第20条 西企管第61号(平成25年7月31日)の附則第4条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
A メニュー5に係るIP通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの	1,590円 (税込価格 1,717.2円)

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
A メニュー5に係るIP通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の47か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,970円 (税込価格 2,167円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	1,170円 (税込価格 1,287円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	670円 (税込価格 737円)
B A欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	980円 (税込価格 1,078円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	720円 (税込価格 792円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	620円 (税込価格 682円)
C B欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,080円 (税込価格 1,188円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	770円 (税込価格 847円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	670円 (税込価格 737円)
D C欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,180円 (税込価格 1,298円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	820円 (税込価格 902円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	720円 (税込価格 792円)
E D欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,280円 (税込価格 1,408円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	870円 (税込価格 957円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	770円 (税込価格 847円)

第7条 平成26年4月1日から平成27年4月30日までの間にメニュー5 - 1の100Mb/sのプラン5 - 2又はメニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリー3 - 2に係るIP通信網契約(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日(以下この附則において「提供開始日」といいます。)から起算して1か月間のそのIP通信網契約に係る利用料について、料金表第1表第1類第1の2 - 5 - 1(1)及び(3)に規定する額に代えて、0円を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成27年8月1日以降

の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ
ん。

第8条 平成25年4月1日から平成26年5月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/s
のプラン5-2に係るIP通信網契約の申込みと同時に料金表第1表第1類第1の1
(適用)の(9)欄に規定する長期継続利用申出があった場合は、そのIP通信網サービス
の提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで
について、同欄アの(ア)の表に規定する額については、同表に規定する額に代えて、
900円(税込価格 972円)を減額して適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年9月1日以降
の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ
ん。

第9条 前条の規定による利用料の適用を受けているメニュー5-1の100Mb/sのプラ
ン5-2に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網サービスの提供を開始した日
から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの間に、メニュー5
-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3
又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-2若しくはカテゴリ-3-1、200Mb/s若
しくは1Gb/sのもの(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用
を受けないもの)に限ります。)への品目若しくは細目の変更の請求と同時に料金表第1
表第1類第1の1(適用)の(9)欄に規定する長期継続利用申出があった場合は、その
変更があった日から同欄ケの(イ)の表のA欄に規定する額については、同欄に規定す
る額に代えて、それぞれこの附則第2条又は第4条に規定する料金額を減額して適用
します。

第10条 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引
であって当社が別に定めるもの(以下この条において「期間限定割引」といいます。)
の適用を受けた者が、メニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った日から起算し
て1年未満の間に、この附則第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条及び
第8条に係るIP通信網契約の申込みを行った場合(その申込みに係る契約者回線の
終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)
は、同附則第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条及び第8条の規定を適用し
ません。

2 期間限定割引の適用を受けた者が、メニュー5に係るIP通信網契約の解除を行っ
た後に、この附則第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条及び第8条に係
るIP通信網契約の申込みを行った場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所
がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合であって、その解除を行
った日から起算して1年以上経過した場合に限ります。)は、期間限定割引の適用を受
けることができる回数の上限は、その解除があったIP通信網契約を含めて2回まで
とします。

第11条 平成26年4月1日から平成26年5月31日までの間にメニュー5に係るIP通信
網契約者から当社が別に定める方法により次表の左欄の請求があり、当社がその請求
を承諾した場合であって、当社が同表の右欄の状態とした場合は、当社がその状態と
した日(その日において、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適
用する割引であって当社が別に定めるものが現に適用されている場合は、その適用さ
れている期間の末日の翌日とします。)から起算して1か月間の利用料(基本料に係る
部分に限ります。)について、料金表第1表第1類第1の2-5-1(1)に規定する額に
代えて、0円を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成26年9月1日以降
の日に当社が同表の右欄の状態とした場合は、この限りではありません。

1 契約者回線又は当社が提供す | 移転先のその契約者回線の終端の場所又は端

る端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の移転の請求（当社が別に定めるものを除きます。）	末設備の設置場所においてメニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 4 若しくはプラン 5 - 1、200Mb/s 若しくは 1 Gb/s のプラン 3 又はメニュー 5 - 2（100Mb/s のカテゴリ 1 及びカテゴリ 3 - 2 のものを除きます。）に係る IP 通信網サービスを利用できる状態とした場合
2 当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の設置の請求（同時に 1 欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備の提供を開始した場合（当社が別に定める場合に限ります。）
3 当社が提供する端末設備（配線設備多重装置に限ります。）の廃止の請求（同時に 1 欄の請求を行う場合を除きます。）	その端末設備を廃止した場合（当社が別に定める場合に限ります。）

2 当社は、前項及び限定された期間内に申し込まれた IP 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの規定を適用する回数については、1 の IP 通信網契約者につき 1 とします。

第12条 平成26年4月1日から平成26年5月31日までの間にメニュー 5 - 1 の100Mb/s のプラン 4 若しくはプラン 5、200Mb/s 若しくは 1 Gb/s のプラン 3 又はメニュー 5 - 2 に係る IP 通信網契約の申込みと同時に、その IP 通信網サービスの提供開始日から、その IP 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの期間の継続利用の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成26年8月31日までに当社がその IP 通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成26年9月1日以降の日に当社がその IP 通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 (1)ア(ア)に規定する額に代えて3,500円（税込価格 3,780円）を適用し、交換機等工事費については適用しません。

2 前項の場合において、契約者回線の設置場所における当社による工事を行う必要がない場合は、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、前項に規定する額に代えて、次表に定める額を適用します。

区 分	基本工事費の額
メニュー 5 - 1 の100Mb/s のプラン 5、200Mb/s 又は 1 Gb/s のプラン 3	0 円
上記以外のもの	2,500円 （税込価格 2,700円）

3 IP 通信網契約者は、第 1 項に規定する継続利用の申出のあった期間の満了前にその IP 通信網契約の解除（IP 通信網サービスの転用に伴うものを除きます。）があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

区 分	支払いを要する額	
	右欄以外の場合	残余の期間が 9 か月未満である場合

メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 4 又はメニュー 5 - 2 の100Mb/sのカテゴリー 1 (配線設備多重装置を用いるものに限り ます。)		20,000円 (税込価格 21,600円)	10,000円 (税込価格 10,800円)
メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 5、200Mb/s 又は1 Gb/sのプラン 3	ア イ以外の 場合	20,000円 (税込価格 21,600円)	10,000円 (税込価格 10,800円)
	イ 第 2 項の 適用を受け た場合	10,000円 (税込価格 10,800円)	10,000円 (税込価格 10,800円)
メニュー 5 - 2 の100Mb/sのカテゴリー 1 (配線設備多重装置を用いないものに限り ます。) カテゴリー 2 の 型又はカテゴリー 3 - 1 のグレード 2 (配線設備多重装置を用いないものに 限り ます。)		6,000円 (税込価格 6,480円)	3,000円 (税込価格 3,240円)
上記以外のもの	ア イ以外の 場合	20,000円 (税込価格 21,600円)	10,000円 (税込価格 10,800円)
	イ 第 2 項の 適用を受け た場合	18,000円 (税込価格 19,440円)	10,000円 (税込価格 10,800円)

第13条 平成26年 4月 1日から平成26年 5月31日までの間にメニュー 5 - 1 の46Mb/s又は100Mb/sのプラン 3若しくはプラン 4に係る I P通信網契約者からメニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 5 - 2のものへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成26年 8月31日までに当社がその I P通信網サービスの提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により平成26年 9月 1日以降の日に当社がその I P通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。)は、その品目の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)については、料金表第 2表第 2の 2 - 5(1)ア(ア)に規定する額に代えて2,000円(税込価格 2,160円)を適用し、交換機等工事費については適用しません。

第14条 平成26年 4月 1日から平成26年 5月31日までの間にメニュー 5 - 1 の46Mb/s、100Mb/sのプラン 3、プラン 4若しくはプラン 5、200Mb/s若しくは1 Gb/sのプラン 3又はメニュー 5 - 2 の100Mb/sのカテゴリー 2に係る I P通信網契約者からメニュー 5 - 2 の100Mb/sのカテゴリー 3 - 2のものへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成26年 8月31日までに当社がその I P通信網サービスの提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により平成26年 9月 1日以降の日に当社がその I P通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。)は、その品目の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)については、料金表第 2表第 2の 2 - 5(1)ア(ア)に規定する額に代えて2,000円(税込価格 2,160円)を適用し、交換機等工事費については適用しません。

第15条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)

第16条 西企管第81号(平成21年 9月30日)の附則第 6条中「平成26年 3月31日」を「平成26年 5月31日」に、「平成26年 6月30日」を「平成26年 8月31日」に、「平成26年 7

- 月 1 日」を「平成26年 9 月 1 日」に改めます。
- 2 西企営第27号(平成22年 5 月31日)の附則第 4 条第 1 項中「平成26年 3 月31日」を「平成26年 5 月31日」に、「平成26年 6 月30日」を「平成26年 8 月31日」に改めます。
- 3 西企営第122号(平成23年11月30日)の附則第 5 項及び第 6 項中「平成26年 3 月31日」を「平成26年 5 月31日」に、「平成26年 6 月30日」を「平成26年 8 月31日」に、「平成26年 7 月 1 日」を「平成26年 9 月 1 日」に改めます。
- 4 西企営第152号(平成24年 1 月31日)の附則第 7 条及び第 9 条中「平成26年 3 月31日」を「平成26年 5 月31日」に、「平成26年 6 月30日」を「平成26年 8 月31日」に、同附則第 7 条中「平成26年 7 月 1 日」を「平成26年 9 月 1 日」に改めます。
- 5 西企営第22号(平成24年 5 月31日)の附則第 7 条中「平成26年 3 月31日」を「平成26年 5 月31日」に、「平成26年 6 月30日」を「平成26年 8 月31日」に改めます。
- 6 西企営第44号(平成24年 6 月14日)の附則第 5 条、第 6 条及び第 7 条中「平成26年 3 月31日」を「平成26年 5 月31日」に、「平成26年 6 月30日」を「平成26年 8 月31日」に、「平成26年 7 月 1 日」を「平成26年 9 月 1 日」に改めます。
- 7 西企営第93号(平成24年 9 月14日)の附則第 9 条及び第10条中「平成26年 3 月31日」を「平成26年 5 月31日」に、「平成26年 6 月30日」を「平成26年 8 月31日」に、「平成26年 7 月 1 日」を「平成26年 9 月 1 日」に改めます。
- 8 西企営第156号(平成25年 1 月30日)の附則第 2 項中「平成26年 3 月31日」を「平成26年 5 月31日」に、「平成26年 6 月30日」を「平成26年 8 月31日」に、「平成26年 7 月 1 日」を「平成26年 9 月 1 日」に改めます。
- 9 西企営第23号(平成25年 5 月17日)の附則第 2 項を「2 削除」に改めます。
- 10 西企営第29号(平成25年 5 月31日)の附則第 5 条、第 6 条及び第 7 条中「平成26年 3 月31日」を「平成26年 5 月31日」に、「平成26年 6 月30日」を「平成26年 8 月31日」に、「平成26年 7 月 1 日」を「平成26年 9 月 1 日」に改めます。
- 11 西企営第39号(平成25年 6 月28日)の附則第 5 条中「平成26年 3 月31日」を「平成26年 5 月31日」に、「平成26年 6 月30日」を「平成26年 8 月31日」に、「平成26年 7 月 1 日」を「平成26年 9 月 1 日」に改めます。
- 12 西企営第103号(平成25年 9 月30日)の附則第 2 条及び第 3 条中「平成26年 3 月31日」を「平成26年 5 月31日」に、「平成26年 6 月30日」を「平成26年 8 月31日」に、「平成26年 7 月 1 日」を「平成26年 9 月 1 日」に改めます。
- 13 西企営第163号(平成26年 1 月31日)の附則第 2 条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
A メニュー 5 に係る IP 通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 4 若しくはプラン 5 - 1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン 3 のもの	1,790円 (税込価格 1,933.2円)

- 14 西企営第163号(平成26年 1 月31日)の附則第 3 条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
A メニュー 5 に係る IP 通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 4 若しくはプラン 5 - 1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン 3 のもの	1,590円 (税込価格 1,717.2円)

B A欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5 - 1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの	1,690円 (税込価格 1,825.2円)
C B欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5 - 1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの	1,790円 (税込価格 1,933.2円)

15 西企営第163号(平成26年1月31日)の附則第4条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
A メニュー5に係るIP通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,080円 (税込価格 1,166.4円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	770円 (税込価格 831.6円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	670円 (税込価格 723.6円)

16 西企営第163号(平成26年1月31日)の附則第5条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
A メニュー5に係るIP通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,080円 (税込価格 1,166.4円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	770円 (税込価格 831.6円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	670円 (税込価格 723.6円)
B A欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,180円 (税込価格 1,274.4円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	820円 (税込価格 885.6円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	720円 (税込価格 777.6円)
C B欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,280円 (税込価格 1,382.4円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	870円 (税込価格 939.6円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	770円 (税込価格 831.6円)

17 西企営第163号(平成26年1月31日)の附則第6条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料) の減額(月額)
A メニュー5に係るIP通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の47か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,970円 (税込価格 2,127.6円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	1,170円 (税込価格 1,263.6円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	670円 (税込価格 723.6円)
B A欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	980円 (税込価格 1,058.4円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	720円 (税込価格 777.6円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	620円 (税込価格 669.6円)
C B欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,080円 (税込価格 1,166.4円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	770円 (税込価格 831.6円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	670円 (税込価格 723.6円)
D C欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,180円 (税込価格 1,274.4円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	820円 (税込価格 885.6円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	720円 (税込価格 777.6円)
E D欄の適用期間が満了する日の翌以降	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,280円 (税込価格 1,382.4円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	870円 (税込価格 939.6円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	770円 (税込価格 831.6円)

附 則 (平成26年4月11日西企営第8号)

この改正規定は、平成26年4月14日より実施します。

附 則 (平成26年4月15日西企営第9号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年4月16日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払われなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削除

附 則（平成26年 5 月30日西企管第25号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成26年 6 月 1 日から実施します。

（経過措置）

第2条 平成26年 6 月 1 日から平成27年 4 月30日までの間にメニュー 5 - 1 の100Mb/s のプラン 5 - 1、200Mb/s又は 1 Gb/sのプラン 3 に係る IP 通信網契約（料金表別表 3 に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1（適用）の(9)欄に規定する長期継続利用申出があり、当社がその申込みを承諾した場合は、同欄ケの(イ)の表の A 欄に規定する額については、同欄に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。

ただし、その IP 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成27年 8 月 1 日以降の日に当社がその IP 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料（基本料）の減額（月額）
A メニュー 5 に係る IP 通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 5 - 1、200Mb/s又は 1 Gb/sのプラン 3 のもの	1,790円 (税込価格 1,933.2円)

第3条 前条の場合において、その IP 通信網契約の申込み及び長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであって、その申込者から請求があった場合は、前条の規定にかかわらず、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1（適用）の(9)欄のケの(イ)の表に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料（基本料）の減額（月額）
A メニュー 5 に係る IP 通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 5 - 1、200Mb/s又は 1 Gb/sのプラン 3 のもの	1,590円 (税込価格 1,749円)
B A 欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 5 - 1、200Mb/s又は 1 Gb/sのプラン 3 のもの	1,690円 (税込価格 1,859円)
C B 欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 5 - 1、200Mb/s又は 1 Gb/sのプラン 3 のもの	1,790円 (税込価格 1,969円)

第4条 平成26年 6 月 1 日から平成27年 4 月30日までの間にメニュー 5 - 2（カテゴリー 1 及びカテゴリー 3 - 2 に係るものを除きます。）に係る IP 通信網契約（料金表別表 3 に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。）の申込みと同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1（適用）の(9)欄に規定する長期継続利用申出があり、当社がその申込みを承諾した場合（その IP 通信網契約の申込み及び長

期継続利用申出が、当社が別に定める方法によるものである場合を除きます。)は、同欄ケの(イ)の表のA欄に規定する額については、同欄に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。

ただし、そのI P通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成27年8月1日以降の日に当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
A メニュー5に係るI P通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,080円 (税込価格 1,166.4円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	770円 (税込価格 831.6円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	670円 (税込価格 723.6円)

第5条 平成26年6月1日から平成27年4月30日までの間にメニュー5 - 2(カテゴリー1及びカテゴリー3 - 2に係るものを除きます。)に係るI P通信網契約(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないもの)に限り、その申込みと同時に料金表第1表第1類第1の1(適用)の(9)欄に規定する長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであり、当社がその申込みを承諾した場合は、同欄ケの(イ)の表に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。

ただし、そのI P通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成27年8月1日以降の日に当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
A メニュー5に係るI P通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,080円 (税込価格 1,188円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	770円 (税込価格 847円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	670円 (税込価格 737円)
B A欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,180円 (税込価格 1,298円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	820円 (税込価格 902円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	720円 (税込価格 792円)
C B欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,280円 (税込価格 1,408円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	870円 (税込価格 957円)

メニュー５－２のプラン ２のもの	770円 (税込価格 847円)
---------------------	---------------------

第 6 条 平成26年 6 月 1 日から平成27年 4 月30日までの間にメニュー 5 - 1 の100Mb/s のプラン 5 - 2 に係る I P 通信網契約の申込みと同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (適用)の(9)欄に規定する長期継続利用申出があった場合は、その I P 通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までについて、同欄アの(ア)の表に規定する額については、同表に規定する額に代えて、900円(税込価格 972円)を減額して適用します。

ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成27年 8 月 1 日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

第 7 条 前条の規定による利用料の適用を受けているメニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 5 - 2 に係る I P 通信網契約者から、その I P 通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの間に、メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 5 - 1、200Mb/s若しくは 1 Gb/sのプラン 3 又はメニュー 5 - 2 の100Mb/sのカテゴリ 2 若しくはカテゴリ 3 - 1、200Mb/s若しくは 1 Gb/sのもの(料金表別表 3 に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限り)の品目若しくは細目の変更の請求と同時に料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (適用)の(9)欄に規定する長期継続利用申出があった場合は、その変更があった日から同欄ケの(イ)の表の A 欄に規定する額については、同欄に規定する額に代えて、それぞれこの附則第 2 条又は第 4 条に規定する料金額を減額して適用します。

第 8 条 当社は、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるもの(以下この条において「期間限定割引」といいます。)の適用を受けた者が、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除を行った日から起算して 1 年未満の間に、この附則第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 6 条に係る I P 通信網契約の申込みを行った場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、同附則第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 6 条の規定を適用しません。

2 期間限定割引の適用を受けた者が、メニュー 5 に係る I P 通信網契約の解除を行った後に、この附則第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 6 条に係る I P 通信網契約の申込みを行った場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合であって、その解除を行った日から起算して 1 年以上経過した場合に限り)は、期間限定割引の適用を受けることができる回数の上限は、その解除があった I P 通信網契約を含めて 2 回までとします。

第 9 条 平成26年 6 月 1 日から平成28年 5 月31日までの間にメニュー 5 に係る I P 通信網契約者から当社が別に定める方法により次表の左欄の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、当社が同表の右欄の状態とした場合は、当社がその状態とした日(その日において、限定された期間内に申し込まれた I P 通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものが現に適用されている場合は、その適用されている期間の末日の翌日とします。)から起算して 1 か月間の利用料(基本料に係る部分に限り)について、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 - 5 - 1(1)に規定する額に代えて、0 円を適用します。

ただし、その I P 通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成28年 9 月 1 日以降の日に当社が同表の右欄の状態とした場合は、この限りではありません。

1 契約者回線又は当社が提供する 端末設備(配線設備多重装置に限 ります。)の移転の請求(当社が別	移転先のその契約者回線の終端の場所又は 端末設備の設置場所においてメニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 5 - 1、200Mb/s若し
---	--

に定めるものを除きます。)	くは1Gb/sのプラン3又はメニュー5-2(100Mb/sのカテゴリー1及びカテゴリー3-2のものを除きます。)に係るIP通信網サービスを利用できる状態とした場合
2 当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限ります。)の設置の請求(同時に1欄の請求を行う場合を除きます。)	その端末設備の提供を開始した場合(当社が別に定める場合に限ります。)
3 当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限ります。)の廃止の請求(同時に1欄の請求を行う場合を除きます。)	その端末設備を廃止した場合(当社が別に定める場合に限ります。)

2 当社は、前項及び限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの規定を適用する回数については、1のIP通信網契約者につき1とします。

第10条 平成26年6月1日から平成27年4月30日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2若しくは1Gb/sのプラン3又はメニュー5-2(100Mb/sのカテゴリー3-1(契約者回線の態様による区別がグレード1のものに限ります。))及び200Mb/sに係るものを除きます。)に係るIP通信網契約の申込みと同時に、そのIP通信網サービスの提供開始日から、そのIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの期間の継続利用の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成27年7月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により平成27年8月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。)は、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)については、料金表第2表第2の2-5(1)ア(ア)に規定する額に代えて4,000円(税込価格 4,320円)を適用し、交換機等工事費については適用しません。

2 前項の場合において、契約者回線の設置場所における当社による工事を行う必要がない場合は、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)については、前項に規定する額に代えて、次表に定める額を適用します。

区 分	基本工事費の額
メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2又は1Gb/sのプラン3	0円
上記以外のもの	3,000円 (税込価格 3,240円)

3 IP通信網契約者は、第1項に規定する継続利用の申出のあった期間の満了前にそのIP通信網契約の解除(IP通信網サービスの転用に伴うものを除きます。)があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

区 分	支払いを要する額	
	右欄以外の場合	残余の期間が9か月未満である場合
メニュー5-2の100Mb/sのカ	20,000円	10,000円

テゴリー 1 (配線設備多重装置を用いるものに限ります。)		(税込価格 21,600円)	(税込価格 10,800円)
メニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 5 - 2 又は 1 Gb/s のプラン 3	ア イ以外の場合	20,000円 (税込価格 21,600円)	10,000円 (税込価格 10,800円)
	イ 第 2 項の適用を受けた場合	10,000円 (税込価格 10,800円)	10,000円 (税込価格 10,800円)
メニュー 5 - 2 の 100Mb/s のカテゴリー 1 (配線設備多重装置を用いないものに限ります。) カテゴリー 2 の 型又はカテゴリー 3 - 1 のグレード 2 (配線設備多重装置を用いないものに限ります。)		5,500円 (税込価格 5,940円)	3,000円 (税込価格 3,240円)
上記以外のもの	ア イ以外の場合	20,000円 (税込価格 21,600円)	10,000円 (税込価格 10,800円)
	イ 第 2 項の適用を受けた場合	18,000円 (税込価格 19,440円)	10,000円 (税込価格 10,800円)

第11条 平成26年6月1日から平成27年4月30日までの間にメニュー 5 - 1 の100Mb/s のプラン 5 - 1 若しくは200Mb/s又はメニュー 5 - 2(100Mb/sのカテゴリー 3 - 1(契約者回線の態様による区別がグレード 1 のものに限ります。))及び200Mb/sに係るものに限ります。))に係る I P 通信網契約の申込みと同時に、その I P 通信網サービスの提供開始日から、その I P 通信網サービスの提供開始日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの期間の継続利用の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成27年7月31日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により平成27年8月1日以降の日に当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。))は、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。))については、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5(1)ア(ア)に規定する額に代えて4,000円(税込価格 4,320円)を適用します。

2 前項の場合において、契約者回線の設置場所における当社による工事を行う必要がない場合は、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。))については、前項に規定する額に代えて、次表に定める額を適用し、メニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 5 - 1 又は200Mb/sのものは交換機等工事費については適用しませぬ。

区 分	基本工事費の額
メニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 5 - 1 又は 200Mb/s	0 円
上記以外のもの	3,000円 (税込価格 3,240円)

3 I P 通信網契約者は、第 1 項に規定する継続利用の申出のあった期間の満了前にその I P 通信網契約の解除(I P 通信網サービスの転用に伴うものを除きます。))があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りでありませぬ。

区 分		支払いを要する額	
		右欄以外の場合	残余の期間が9か月未満である場合
メニュー5-1 の100Mb/sのプラン5-1又は 200Mb/s	アイ以外の 場合	10,000円 (税込価格 10,800円)	10,000円 (税込価格 10,800円)
	イ 第2項の 適用を受け た場合	10,000円 (税込価格 10,800円)	10,000円 (税込価格 10,800円)
上記以外のもの	アイ以外の 場合	19,000円 (税込価格 20,520円)	10,000円 (税込価格 10,800円)
	イ 第2項の 適用を受け た場合	17,000円 (税込価格 18,360円)	10,000円 (税込価格 10,800円)

第12条 平成26年6月1日から平成27年4月30日までの間にメニュー5-1の46Mb/s又は100Mb/sのプラン3に係るIP通信網契約者からメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2のものへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成27年7月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成27年8月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その品目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第2表第2の2-5(1)ア(ア)に規定する額に代えて2,000円（税込価格 2,160円）を適用し、交換機等工事費については適用しません。

2 平成26年6月1日から平成27年4月30日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン4に係るIP通信網契約者からメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2のものへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成27年7月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成27年8月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。）は、その品目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第2表第2の2-5(1)ア(ア)に規定する額に代えて次表に定める額を適用し、交換機等工事費については適用しません。

区 分	基本工事費の額
契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合であって、IP通信網契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合	4,000円 (税込価格 4,320円)
上記以外の場合	2,000円 (税込価格 2,160円)

第13条 平成26年6月1日から平成27年4月30日までの間にメニュー5-1の46Mb/s、100Mb/sのプラン3、プラン4若しくはプラン5-1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3に係るIP通信網契約者からメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3-2のものへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成27年7月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合（当社の責めに帰すべき理由により平成27年8月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開

始した場合を含みます。)は、その品目の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)については、料金表第2表第2の2-5(1)ア(ア)に規定する額に代えて2,000円(税込価格2,160円)を適用し、交換機等工事費については適用しません。

- 2 平成26年6月1日から平成27年4月30日までの間にメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ2に係るIP通信網契約者からメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3-2のものへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成27年7月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により平成27年8月1日以降の日に関東支社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。)は、その品目の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)については、料金表第2表第2の2-5(1)ア(ア)に規定する額に代えて次表に定める額を適用し、交換機等工事費については適用しません。

区 分	基本工事費の額
契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合であって、IP通信網契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合	4,000円 (税込価格 4,320円)
上記以外の場合	2,000円 (税込価格 2,160円)

- 第14条 平成26年6月1日から平成27年4月30日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン4に係るIP通信網契約者からメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成27年7月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により平成27年8月1日以降の日に関東支社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。)は、その品目の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)については、料金表第2表第2の2-5(1)ア(ア)に規定する額に代えて次表に定める額を適用し、交換機等工事費については適用しません。

区 分	基本工事費の額
契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合であって、IP通信網契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合	2,000円 (税込価格 2,160円)
上記以外の場合	0円

- 2 平成26年6月1日から平成27年4月30日までの間にメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ2に係るIP通信網契約者からメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3-1、200Mb/s又は1Gb/sへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成27年7月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により平成27年8月1日以降の日に関東支社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。)は、その品目の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)については、料金表第2表第2の2-5(1)ア(ア)に規定する額に代えて次表に定める額を適用し、交換機等工事費については適用しません。

区 分	基本工事費の額
契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必	2,000円

要がないと当社が判断した場合であって、I P通信網契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合	(税込価格 2,160円)
上記以外の場合	0円

第15条 平成26年6月1日か平成27年4月30日までの間にメニュー5に係るI P通信網契約者から次表の左欄の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成27年7月31日までに当社が同表の右欄の状態とした場合(当社の責めに帰すべき理由により平成27年8月1日以降の日に当社がその状態とした場合を含みます。)は、その請求に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費については適用しません。

1 契約者回線又は当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限ります。)の移転の請求(当社が別に定めるものを除きます。)	移転先のその契約者回線の終端の場所又は端末設備の設置場所においてメニュー5 - 1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/s又はメニュー5 - 2に係るI P通信網サービスを利用できる状態とした場合
2 当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限ります。)の設置の請求(同時に1欄の請求を行う場合を除きます。)	その端末設備の提供を開始した場合(当社が別に定める場合に限ります。)
3 当社が提供する端末設備(配線設備多重装置に限ります。)の廃止の請求(同時に1欄の請求を行う場合を除きます。)	その端末設備を廃止した場合(当社が別に定める場合に限ります。)

第16条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)

- 第17条 西企営第27号(平成22年5月31日)の附則第4条第1項中「平成26年5月31日」を「平成26年9月30日」に、「平成26年8月31日」を「平成26年12月31日」に改めます。
- 2 西企営第122号(平成23年11月30日)の附則第5項及び第6項中「平成26年5月31日」を「平成26年9月30日」に、「平成26年8月31日」を「平成26年12月31日」に、「平成26年9月1日」を「平成27年1月1日」に改めます。
- 3 西企営第152号(平成24年1月31日)の附則第7条及び第9条中「平成26年5月31日」を「平成26年9月30日」に、「平成26年8月31日」を「平成26年12月31日」に、同附則第7条中「平成26年9月1日」を「平成27年1月1日」に改めます。
- 4 西企営第22号(平成24年5月31日)の附則第7条中「平成26年5月31日」を「平成26年9月30日」に、「平成26年8月31日」を「平成26年12月31日」に改めます。
- 5 西企営第44号(平成24年6月14日)の附則第6条及び第7条中「平成26年5月31日」を「平成26年9月30日」に、「平成26年8月31日」を「平成26年12月31日」に、「平成26年9月1日」を「平成27年1月1日」に改めます。
- 6 西企営第93号(平成24年9月14日)の附則第9条及び第10条中「平成26年5月31日」を「平成26年9月30日」に、「平成26年8月31日」を「平成26年12月31日」に、「平成26年9月1日」を「平成27年1月1日」に改めます。
- 7 西企営第156号(平成25年1月30日)の附則第2項中「平成26年5月31日」を「平成26年9月30日」に、「平成26年8月31日」を「平成26年12月31日」に、「平成26年9月1日」を「平成27年1月1日」に改めます。

- 8 西企営第29号(平成25年5月31日)の附則第5条及び第6条中「平成26年5月31日」を「平成26年9月30日」に、「平成26年8月31日」を「平成26年12月31日」に、「平成26年9月1日」を「平成27年1月1日」に改めます。
- 9 西企営第39号(平成25年6月28日)の附則第5条中「平成26年5月31日」を「平成26年9月30日」に、「平成26年12月31日」を「平成26年12月31日」に、「平成26年9月1日」を「平成27年1月1日」に改めます。
- 10 西企営第103号(平成25年9月30日)の附則第2条及び第3条中「平成26年5月31日」を「平成26年9月30日」に、「平成26年12月31日」を「平成26年12月31日」に、「平成26年9月1日」を「平成27年1月1日」に改めます。
- 11 西企営第195号(平成26年3月31日)の附則第7条中「平成26年5月31日」を「平成26年9月30日」に、「平成26年9月1日」を「平成27年1月1日」に改めます。

附 則(平成26年6月30日西企営第48号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

(サービスの終了)

第2条 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-1のもの(50Mb/sの配線設備多重装置(下り(契約者回線から自営端末設備への伝送方向とします。))に係る伝送速度については最大概ね50Mb/sまで、上り(自営端末設備から契約者回線への伝送方向とします。))に係る伝送速度については最大概ね6Mb/sまでの伝送速度のものに限ります。)を利用しているものに限ります。)を終了することとします。

(経過措置)

第3条 この改正規定実施前に支払い又は支払われなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第4条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している又は申込みがなされているメニュー4に係る継続利用経過期間に係る利用料金の適用及び長期継続利用申出に係る利用料金の適用に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

第5条 この改正規定実施以降の日において、メニュー1又はメニュー5に係るIP通信網契約者によるIP通信網契約(メニュー5に係るIP通信網契約については、平成26年6月30日以前に、料金表第1表第1類第1の1(適用)の(8)欄に規定する継続利用経過期間に係る利用料金の適用を受けている又は契約申込みがなされているものに限ります。)の解除の通知と同時にメニュー4に係るIP通信網契約の申込みがあった場合は、当社は、その提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、次表の左欄に規定する期間が経過した場合は、その料金月におけるそのIP通信網サービスに係る利用料金(2-4-1(1)に規定する基本料の部分に限るものとします。)について、同表の右欄に規定する額を減額して適用します。

ただし、第6条に規定する利用料金の適用若しくは料金表別表3に規定する利用料金の割引の適用を受けている場合は、当社はこの条に規定する減額を適用しません。

品目若しくは細目	経過期間	利用料(基本料)の減額(月額)
メニュー4に係るもの	12か月を超え24か月まで	利用料の額に0.05を乗じて得た額
	24か月を超える期間	利用料の額に0.1を乗じて得た額

- 2 前項の場合に、当社は、IP通信網契約の解除があったIP通信網サービスに係る起算日(メニュー1のものにあってはその提供を開始した日、メニュー5のものにあっては料金表第1表第1類第1の1(適用)の(8)欄に規定する継続利用経過期間に係るものとします。)を、新たに提供するメニュー4に係るIP通信網サービスに係る起算日とします。

第6条 この改正規定実施以降の日において、メニュー5に係るIP通信網契約者によるIP通信網契約（平成26年6月30日以前に、料金表第1表第1類第1の1（適用）の⑨欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受けている又は申込みがなされているものに限り。）の解除の通知と同時にメニュー4（料金表別表3に規定する利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）に係るIP通信網契約の申込み及び次表の左欄に規定する期間の継続利用（以下この附則において「旧長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、当社は、その期間におけるそのIP通信網サービスに係る利用料金（2-4-1(1)に規定する基本料の部分に限るものとします。）について、同表の右欄に規定する額を減額して適用します。

品目若しくは細目	継続して利用する期間	利用料（基本料）の減額(月額)
メニュー4に係るもの	IP通信網契約の解除があったIP通信網サービスに係る長期継続利用の申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	利用料の額に0.1を乗じて得た額

- 2 継続して利用する期間には、IP通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。
- 3 当社は、旧長期継続利用に係るIP通信網契約の解除があった場合には、旧長期継続利用を廃止します。
- 4 IP通信網契約者は、継続して利用する期間の満了前に旧長期継続利用の廃止があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

区 別	支払いを要する額	
	右欄以外の場合	残余の期間が1年未満である場合
メニュー4の利用回線型サービス	7,000円 (税込価格 7,700円)	3,500円 (税込価格 3,850円)
メニュー4の契約者回線型サービス	10,000円 (税込価格 11,000円)	5,000円 (税込価格 5,500円)

第7条 当社は、メニュー4に係るIP通信網契約者によるIP通信網契約（平成26年6月30日以前に、料金表第1表第1類第1の1（適用）の⑨欄に規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用を受けている又は申込みがなされているものに限り。）の解除の通知と同時にメニュー5に係るIP通信網契約の申込み及び料金表第1表第1類第1の1（適用）の⑨欄に規定する長期継続利用の申出があった場合は、IP通信網契約の解除があったメニュー4に係るIP通信網サービスの長期継続利用期間の起算日を、新たに提供するメニュー5に係るIP通信網サービスの長期継続利用期間の起算日とします。

附 則（平成26年8月28日西企管第70号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年9月1日から実施します。

(サービスの終了)

2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー6を終了することとします。

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能が提供されている契約者回線等は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能が提供されている契約者回線等とみなして取り扱います。

無線アクセス機能におけるタイプ1又はタイプ2のもの	無線アクセス機能
---------------------------	----------

附 則(平成26年9月30日西企営第77号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。

ただし、当社が別に定めるものについては平成26年11月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 当社は、この改正規定実施前に提供していた電気通信サービスの料金又は工事に
関する費用の支払いについても、改正後の規定を適用します。

第3条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定にある、西企営第153号(平成22年2月16日)の附則第2項、西企営第195号(平成24年3月30日)の附則第4項及び西企営第9号(平成26年4月15日)の附則第3項の規定にかかわらず、改正後の規定を適用します。

第4条 西企営第27号(平成22年5月31日)の附則第4条第1項中「平成26年9月30日」を「平成26年11月30日」に、「平成26年12月31日」を「平成27年2月28日」に改めます。

2 西企営第122号(平成23年11月30日)の附則第5項及び第6項中「平成26年9月30日」を「平成26年11月30日」に、「平成26年12月31日」を「平成27年2月28日」に、「平成27年1月1日」を「平成27年3月1日」に改めます。

3 西企営第152号(平成24年1月31日)の附則第7条及び第9条中「平成26年9月30日」を「平成26年11月30日」に、「平成26年12月31日」を「平成27年2月28日」に、同附則第7条中「平成27年1月1日」を「平成27年3月1日」に改めます。

4 西企営第22号(平成24年5月31日)の附則第7条中「平成26年9月30日」を「平成26年11月30日」に、「平成26年12月31日」を「平成27年2月28日」に改めます。

5 西企営第44号(平成24年6月14日)の附則第6条及び第7条中「平成26年9月30日」を「平成26年11月30日」に、「平成26年12月31日」を「平成27年2月28日」に、「平成27年1月1日」を「平成27年3月1日」に改めます。

6 西企営第93号(平成24年9月14日)の附則第9条及び第10条中「平成26年9月30日」を「平成26年11月30日」に、「平成26年12月31日」を「平成27年2月28日」に、「平成27年1月1日」を「平成27年3月1日」に改めます。

7 西企営第156号(平成25年1月30日)の附則第2項中「平成26年9月30日」を「平成26年11月30日」に、「平成26年12月31日」を「平成27年2月28日」に、「平成27年1月1日」を「平成27年3月1日」に改めます。

8 西企営第29号(平成25年5月31日)の附則第5条及び第6条中「平成26年9月30日」を「平成26年11月30日」に、「平成26年12月31日」を「平成27年2月28日」に、「平成27年1月1日」を「平成27年3月1日」に改めます。

9 西企営第39号(平成25年6月28日)の附則第5条中「平成26年9月30日」を「平成26年11月30日」に、「平成26年12月31日」を「平成27年2月28日」に、「平成27年1月1日」を「平成27年3月1日」に改めます。

- 10 西企営第103号(平成25年9月30日)の附則第2条及び第3条中「平成26年9月30日」を「平成26年11月30日」に、「平成26年12月31日」を「平成27年2月28日」に、「平成27年1月1日」を「平成27年3月1日」に改めます。
- 11 西企営第195号(平成26年3月31日)の附則第7条中「平成26年9月30日」を「平成26年11月30日」に、「平成27年1月1日」を「平成27年3月1日」に改めます。
- 12 西企営第25号(平成26年5月30日)の附則第2条、第4条、第5条、第6条及び第9条中「平成26年9月30日」を「平成26年11月30日」に、「平成27年1月1日」を「平成27年3月1日」に、附則第10条第1項、第11条第1項、第12条、第13条、第14条、及び第15条中「平成26年9月30日」を「平成26年11月30日」に、「平成26年12月31日」を「平成27年2月28日」に、「平成27年1月1日」を「平成27年3月1日」に改めます。

附 則(平成26年11月28日西企営第108号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 平成26年12月1日から平成27年4月30日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン1若しくはプラン2又は1Gb/sのプラン1に係るIP通信網契約者からメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン2若しくはプラン3又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのものへの品目又は細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成27年7月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合(当社の責めに帰すべき理由により平成27年8月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合を含みます。)は、その品目又は細目の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)及び交換機等工事費については適用しません。

第3条 当社は、この改正規定実施前に提供していた電気通信サービスの料金又は工事に関する費用の支払いについても、改正後の規定を適用します。

(その他)

- 第4条 西企営第27号(平成22年5月31日)の附則第4条第1項中「平成26年11月30日」を「平成27年1月31日」に、「平成27年2月28日」を「平成27年4月30日」に改めます。
- 2 西企営第122号(平成23年11月30日)の附則第5項及び第6項中「平成26年11月30日」を「平成27年1月31日」に、「平成27年2月28日」を「平成27年4月30日」に、「平成27年3月1日」を「平成27年5月1日」に改めます。
- 3 西企営第152号(平成24年1月31日)の附則第7条及び第9条中「平成26年11月30日」を「平成27年1月31日」に、「平成27年2月28日」を「平成27年4月30日」に、同附則第7条中「平成27年3月1日」を「平成27年5月1日」に改めます。
- 4 西企営第22号(平成24年5月31日)の附則第7条中「平成26年11月30日」を「平成27年1月31日」に、「平成27年2月28日」を「平成27年4月30日」に改めます。
- 5 西企営第44号(平成24年6月14日)の附則第6条及び第7条中「平成26年11月30日」を「平成27年1月31日」に、「平成27年2月28日」を「平成27年4月30日」に、「平成27年3月1日」を「平成27年5月1日」に改めます。
- 6 西企営第93号(平成24年9月14日)の附則第9条及び第10条中「平成26年11月30日」を「平成27年1月31日」に、「平成27年2月28日」を「平成27年4月30日」に、「平成27年3月1日」を「平成27年5月1日」に改めます。
- 7 西企営第156号(平成25年1月30日)の附則第2項中「平成26年11月30日」を「平成27年1月31日」に、「平成27年2月28日」を「平成27年4月30日」に、「平成27年3月1日」を「平成27年5月1日」に改めます。
- 8 西企営第29号(平成25年5月31日)の附則第5条及び第6条中「平成26年11月30日」を「平成27年1月31日」に、「平成27年2月28日」を「平成27年4月30日」に、「平成27年3月1日」を「平成27年5月1日」に改めます。
- 9 西企営第39号(平成25年6月28日)の附則第5条中「平成26年11月30日」を「平成

27年1月31日」に、「平成27年2月28日」を「平成27年4月30日」に、「平成27年3月1日」を「平成27年5月1日」に改めます。

10 西企営第103号(平成25年9月30日)の附則第2条及び第3条中「平成26年11月30日」を「平成27年1月31日」に、「平成27年2月28日」を「平成27年4月30日」に、「平成27年3月1日」を「平成27年5月1日」に改めます。

11 西企営第195号(平成26年3月31日)の附則第7条中「平成26年11月30日」を「平成27年1月31日」に、「平成27年3月1日」を「平成27年5月1日」に改めます。

12 西企営第25号(平成26年5月30日)の附則第2条、第4条、第5条、第6条及び第9条中「平成26年11月30日」を「平成27年1月31日」に、「平成27年3月1日」を「平成27年5月1日」に、附則第10条第1項、第11条第1項、第12条、第13条、第14条及び第15条中「平成26年11月30日」を「平成27年1月31日」に、「平成27年2月28日」を「平成27年4月30日」に、「平成27年3月1日」を「平成27年5月1日」に改めます。

附 則(平成27年1月28日西企営第127号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年2月1日から実施します。

(その他)

2 西企営第44号(平成24年6月14日)の附則第2条第3項、西企営第29号(平成25年5月31日)の附則第3条第3項、西企営第195号(平成26年3月31日)の附則第12条第3項並びに西企営第25号(平成26年5月30日)の附則第10条第3項及び第11条第3項中「IP通信網契約者は、第1項に規定する継続利用の申出のあった期間の満了前にそのIP通信網契約の解除があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。」を「IP通信網契約者は、第1項に規定する継続利用の申出のあった期間の満了前にそのIP通信網契約の解除(IP通信網サービスの転用に伴うものを除きます。)があった場合は、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。」に改めます。

附 則(平成27年1月28日西企営第128号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成27年2月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 平成27年2月1日から平成27年4月30日までの間にメニュー5-2(カテゴリー1及びカテゴリー3-2に係るものを除きます。)に係るIP通信網契約(料金表第1表第1類第1の1(適用)の(21)欄に規定する複数回線同時利用申出に係る利用料金の適用を受けないもの(次表のA欄に規定する期間内に限ります。))及び料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。)の申込みと同時に(9)欄に規定する長期継続利用申出があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、その契約者回線の終端(メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3-1のグレード2のものにあつては、その契約者回線の終端に接続される回線接続装置又は自営端末設備とします。)の場所に、契約申込があつた日において学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学、大学院、短期大学、専門学校若しくはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校に就学している者が居住している旨の申し出があつた場合(当社がその事実を確認できた場合であつて、西企営第25号(平成26年5月30日)の附則第4条又は第5条の規定の適用を受けない場合に限ります。)は、同欄ケの(イ)の表に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成27年8月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額 (月額)
------------	--------	---------------------

A メニュー5に係るIP通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の47か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,950円 (税込価格 2,145円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	1,150円 (税込価格 1,265円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	650円 (税込価格 715円)
B A欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	980円 (税込価格 1,078円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	720円 (税込価格 792円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	620円 (税込価格 682円)
C B欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,080円 (税込価格 1,188円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	770円 (税込価格 847円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	670円 (税込価格 737円)
D C欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,180円 (税込価格 1,298円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	820円 (税込価格 902円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	720円 (税込価格 792円)
E D欄の適用期間が満了する日の翌以降	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,280円 (税込価格 1,408円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	870円 (税込価格 957円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	770円 (税込価格 847円)

第3条 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるもの（以下この条において「期間限定割引」といいます。）の適用を受けた者が、メニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った日から起算して1年未満の間に、この附則第2条に係るIP通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、同附則第2条の規定を適用しません。

2 期間限定割引の適用を受けた者が、メニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った後に、この附則第2条に係るIP通信網契約の申込みを行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合であって、その解除を行った日から起算して1年以上経過した場合に限りです。）は、期間限定割引の適用を受けることができる回数の上限は、その解除があったIP

通信網契約を含めて2回までとします。

第4条 当社は、この改正規定実施前に提供していた電気通信サービスの料金その他の債務については、改正後の規定を適用します。

(その他)

- 第5条 西企営第27号(平成22年5月31日)の附則第4条第1項中「平成27年1月31日」を「平成27年4月30日」に、「平成27年4月30日」を「平成27年7月31日」に改めます。
- 2 西企営第122号(平成23年11月30日)の附則第5項及び第6項中「平成27年1月31日」を「平成27年4月30日」に、「平成27年4月30日」を「平成27年7月31日」に、「平成27年5月1日」を「平成27年8月1日」に改めます。
- 3 西企営第152号(平成24年1月31日)の附則第7条及び第9条中「平成27年1月31日」を「平成27年4月30日」に、「平成27年4月30日」を「平成27年7月31日」に、同附則第7条中「平成27年5月1日」を「平成27年8月1日」に改めます。
- 4 西企営第22号(平成24年5月31日)の附則第7条中「平成27年1月31日」を「平成27年4月30日」に、「平成27年4月30日」を「平成27年7月31日」に改めます。
- 5 西企営第44号(平成24年6月14日)の附則第6条及び第7条中「平成27年1月31日」を「平成27年4月30日」に、「平成27年4月30日」を「平成27年7月31日」に、「平成27年5月1日」を「平成27年8月1日」に改めます。
- 6 西企営第93号(平成24年9月14日)の附則第9条及び第10条中「平成27年1月31日」を「平成27年4月30日」に、「平成27年4月30日」を「平成27年7月31日」に、「平成27年5月1日」を「平成27年8月1日」に改めます。
- 7 西企営第156号(平成25年1月30日)の附則第2項中「平成27年1月31日」を「平成27年4月30日」に、「平成27年4月30日」を「平成27年7月31日」に、「平成27年5月1日」を「平成27年8月1日」に改めます。
- 8 西企営第29号(平成25年5月31日)の附則第5条及び第6条中「平成27年1月31日」を「平成27年4月30日」に、「平成27年4月30日」を「平成27年7月31日」に、「平成27年5月1日」を「平成27年8月1日」に改めます。
- 9 西企営第39号(平成25年6月28日)の附則第5条中「平成27年1月31日」を「平成27年4月30日」に、「平成27年4月30日」を「平成27年7月31日」に、「平成27年5月1日」を「平成27年8月1日」に改めます。
- 10 西企営第103号(平成25年9月30日)の附則第3条中「平成27年1月31日」を「平成27年4月30日」に、「平成27年4月30日」を「平成27年7月31日」に、「平成27年5月1日」を「平成27年8月1日」に改めます。
- 11 西企営第195号(平成26年3月31日)の附則第7条中「平成27年1月31日」を「平成27年4月30日」に、「平成27年5月1日」を「平成27年8月1日」に改めます。
- 12 西企営第25号(平成26年5月30日)の附則第2条、第4条、第5条、第6条及び第9条中「平成27年1月31日」を「平成27年4月30日」に、「平成27年5月1日」を「平成27年8月1日」に、附則第10条第1項、第11条第1項、第12条、第13条、第14条及び第15条中「平成27年1月31日」を「平成27年4月30日」に、「平成27年4月30日」を「平成27年7月31日」に、「平成27年5月1日」を「平成27年8月1日」に改めます。
- 13 西企営第108号(平成26年11月28日)の附則第2条中「平成27年1月31日」を「平成27年4月30日」に、「平成27年4月30日」を「平成27年7月31日」に、「平成27年5月1日」を「平成27年8月1日」に改めます。

附 則(平成27年4月28日西企営第13号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成27年5月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 平成27年5月1日から平成30年4月30日までの間にメニュー5 - 1の100Mb/sのプラン5 - 1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3に係るIP通信網契約(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限ります。)の申込

みと同時に料金表第1表第1類第1の1(適用)の(9)欄に規定する長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであり、当社がその申込みを承諾した場合は、同欄ケの(イ)の表に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成30年8月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額 (月額)
A メニュー5に係るIP通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの	1,590円 (税込価格 1,749円)
B A欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの	1,690円 (税込価格 1,859円)
C B欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの	1,790円 (税込価格 1,969円)

第3条 平成27年5月1日から平成30年4月30日までの間にメニュー5-2(カテゴリ3-2に係るものを除きます。)に係るIP通信網契約(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないものに限り)の申込みと同時に料金表第1表第1類第1の1(適用)の(9)欄に規定する長期継続利用申出が当社が別に定める方法によるものであり、当社がその申込みを承諾した場合は、同欄ケの(イ)の表に規定する額に代えて、以下の表に規定する額を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成30年8月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありませ

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額 (月額)
A メニュー5に係るIP通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー5-2のプラン・ミニのもの	1,080円 (税込価格 1,188円)
	メニュー5-2のプラン1のもの	770円 (税込価格 847円)
	メニュー5-2のプラン2のもの	670円 (税込価格 737円)
B A欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5-2のプラン・ミニのもの	1,180円 (税込価格 1,298円)
	メニュー5-2のプラン1のもの	820円 (税込価格 902円)
	メニュー5-2のプラン	720円

	2のもの	(税込価格 792円)
C B欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,280円 (税込価格 1,408円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	870円 (税込価格 957円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	770円 (税込価格 847円)

第4条 平成27年5月1日から平成30年4月30日までの間にメニュー5 - 1の100Mb/sのプラン5 - 2に係るIP通信網契約の申込みと同時に料金表第1表第1類第1の1(適用)の⑨欄に規定する長期継続利用申出があり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までについて、同欄アの(ア)の表に規定する額については、同表に規定する額に代えて、900円(税込価格 990円)を減額して適用し、長期継続利用期間の末月の翌料金月から起算して6か月後の料金月の末日までについて、同欄イの規定にかかわらず、900円(税込価格 990円)を減額して適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成30年8月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。

第5条 平成27年5月1日から平成30年4月30日までの間にメニュー5 - 1の100Mb/sのプラン5 - 2又はメニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリー3 - 2に係るIP通信網契約(料金表別表3に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けないもの)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日(以下この附則において「提供開始日」といいます。)から起算して3か月間のそのIP通信網契約に係る利用料について、料金表第1表第1類第1の2 - 5 - 1(1)及び(3)に規定する額に代えて、0円を適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により平成30年8月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りではありません。

第6条 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるもの(以下この条において「期間限定割引」といいます。)の適用を受けた者が、メニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った日から起算して1年未満の間に、この附則第2条、第3条、第4条及び第5条に係るIP通信網契約の申込みを行った場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、同附則第2条、第3条、第4条及び第5条の規定を適用しません。

2 期間限定割引の適用を受けた者が、メニュー5に係るIP通信網契約の解除を行った後に、この附則第2条、第3条、第4条及び第5条に係るIP通信網契約の申込みを行った場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合であって、その解除を行った日から起算して1年以上経過した場合に限ります。)は、期間限定割引の適用を受けることができる回数の上限は、その解除があったIP通信網契約を含めて2回までとします。

第7条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表における左欄に規定する品目及び細目に係るIP通信網契約者から、同表の右欄に規定する品目又は細目等への変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、西企営第153号(平成22年2月16日)の附則第2項、西企営第195号(平成24年3月30日)の附則第4項及び西企営第9号(平成26年4月15日)の附則第3項の規定にかかわらず、その品目又は細目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、

回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)については適用しません。

メニュー5-1の46Mb/s若しくは100Mb/sのプラン3	メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-1、200Mb/s若しくは1Gb/s
メニュー5-1の100Mb/sのプラン4	メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-1、200Mb/s又は1Gb/s
メニュー5-1の100Mb/sのプラン1若しくはプラン2又は1Gb/sのプラン1	メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-1、200Mb/s若しくは1Gb/s
メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-2(回線終端装置が型のものに限ります。)	メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-1(契約者回線の態様による区別がグレード1のものに限ります。)

第8条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー5-1の100Mb/sのプラン4に係るIP通信網契約者からメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3への品目又は細目の変更の請求又は改正前の規定により提供しているメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-2(回線終端装置が型のものに限ります。)に係るIP通信網契約者からメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-1(契約者回線の態様による区別がグレード1のものに限ります。)、200Mb/s又は1Gb/sへの品目又は細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、西企営第9号(平成26年4月15日)の附則第3項の規定にかかわらず、その品目又は細目の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)については、料金表第2表第2の2-5ア(ア)に規定する額に代えて次表に定める額を適用し、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)については適用しません。

区 分	基本工事費の額
契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合であって、IP通信網契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合	2,000円 (税込価格 2,160円)
上記以外の場合	0円

第9条 当社は、この改正規定実施前に提供していた電気通信サービスの料金その他の債務については、改正後の規定を適用します。
(その他)

第10条 西企営第152号(平成24年1月31日)の附則第9条中「平成27年4月30日」を「平成27年7月31日」に、「平成27年7月31日」を「平成27年10月31日」に改めます。

2 西企営第22号(平成24年5月31日)の附則第7条中「平成27年4月30日」を「平成27年7月31日」に、「平成27年7月31日」を「平成27年10月31日」に改めます。

3 西企営第97号(平成24年9月28日)の附則の第2条に規定する「2-5-2加算額

- (2)屋内配線設備の部分」を「2 - 5 - 2 加算額 (2)削除」に改めます。
- 4 西企営第9号(平成26年4月15日)の附則第3項の規定にかかわらず、メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4又は1Gb/sのプラン1に係る料金表第1表第1類第1の2 - 5 - 2 加算額(2)屋内配線設備の部分については、削除します。
 - 5 西企営第25号(平成26年5月30日)の附則第9条中「平成27年4月30日」を「平成27年7月31日」に、「平成27年8月1日」を「平成27年11月1日」に改めます。

附 則(平成27年6月15日西企営第34号)

(実施期日)

 - 1 この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

(経過措置)

 - 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務(延滞利息を除きます。)については、第45条(延滞利息)に係る改正規定を除きなお従前のおりとし、この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの延滞利息については、なお従前のおりとし、
 - 3 この改正規定実施の際現に、この約款の附則に定めるところによりなお従前のおり提供することとしている電気通信サービスの延滞利息に係る取り扱いについては、改正前の規定にかかわらず、改正後の第45条(延滞利息)の規定を適用します。

附 則(平成27年7月15日西企営第55号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成27年8月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 当社は、この改正規定実施前に提供していた電気通信サービスの料金その他の債務については、改正後の規定を適用します。

(その他)

第3条 西企営第152号(平成24年1月31日)の附則第9条中「平成27年7月31日」を「平成27年9月30日」に、「平成27年10月31日」を「平成27年12月31日」に改めます。

 - 2 西企営第22号(平成24年5月31日)の附則第7条中「平成27年7月31日」を「平成27年9月30日」に、「平成27年10月31日」を「平成27年12月31日」に改めます。
 - 3 西企営第25号(平成26年5月30日)の附則第9条中「平成27年7月31日」を「平成27年9月30日」に、「平成27年11月1日」を「平成28年1月1日」に改めます。
 - 4 西企営第13号(平成27年4月28日)の附則第2条、第3条、第4条及び第5条中「平成27年7月31日」を「平成27年9月30日」に、「平成27年11月1日」を「平成28年1月1日」に改めます。

附 則(平成27年9月24日西企営第87号)

(実施期日)

 - 第1条 この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとし、

(その他)

第3条 西企営第152号(平成24年1月31日)の附則第9条中「平成27年9月30日」を「平成27年12月31日」に、「平成27年12月31日」を「平成28年3月31日」に改めます。

 - 2 西企営第22号(平成24年5月31日)の附則第7条中「平成27年9月30日」を「平成27年12月31日」に、「平成27年12月31日」を「平成28年3月31日」に改めます。
 - 3 西企営第25号(平成26年5月30日)の附則第9条中「平成27年9月30日」を「平成27年12月31日」に、「平成28年1月1日」を「平成28年4月1日」に改めます。
 - 4 西企営第13号(平成27年4月28日)の附則第2条、第3条、第4条及び第5条中「平成27年9月30日」を「平成27年12月31日」に、「平成28年1月1日」を「平成28年4月1日」に改めます。

附 則（平成27年11月25日西企営第112号）

この改正規定は、平成27年12月1日から実施します。

附 則（平成27年12月14日西企営第118号）

この改正規定は、平成27年12月15日から実施します。

附 則（平成27年12月17日西企営第119号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成28年1月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第3条 平成28年1月1日から平成29年1月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成29年4月30日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供に係る基本工事費及び交換機等工事費については0円を適用します。

2 平成28年1月1日から平成29年1月31日までの間にIP通信網契約者から請求があり、平成29年4月30日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供を開始した日から、その日を含む料金月の5か月後の料金月の末日までのその付加機能利用料（加算額については、その無線アクセス機能の提供の開始を同時に付与された特定電気通信サービス用認証IDに係る部分に限ります。）については0円を適用します。

3 当社は、限定された期間内に申し込まれた無線アクセス機能に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、無線アクセス機能の申込みを平成28年1月1日から平成29年1月31日までの間に行った場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。）は、当社が別に定める場合を除き、第1項及び第2項の規定を適用しません。

（その他）

第4条 西企営第152号（平成24年1月31日）の附則第9条中「平成27年12月31日」を「平成28年2月29日」に、「平成28年3月31日」を「平成28年5月31日」に改めます。

2 西企営第25号（平成26年5月30日）の附則第9条中「平成27年12月31日」を「平成28年2月29日」に、「平成28年4月1日」を「平成28年6月1日」に改めます。

3 西企営第13号（平成27年4月28日）の附則第2条、第3条、第4条及び第5条中「平成27年12月31日」を「平成28年2月29日」に、「平成28年4月1日」を「平成28年6月1日」に改めます。

附 則（平成28年2月24日西企営第150号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成28年3月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第3条 西企営第152号（平成24年1月31日）の附則第9条中「平成28年2月29日」を「平成28年5月31日」に、「平成28年5月31日」を「平成28年8月31日」に改めます。

2 西企営第25号（平成26年5月30日）の附則第9条中「平成28年2月29日」を「平成28年5月31日」に、「平成28年6月1日」を「平成28年9月1日」に改めます。

3 西企営第13号（平成27年4月28日）の附則第2条、第3条、第4条及び第5条中「平成28年2月29日」を「平成28年5月31日」に、「平成28年6月1日」を「平成28年9月1日」に改めます。

4 西企営第119号（平成27年12月17日）の附則第3条中「平成28年2月29日」を「平成28年5月31日」に、「平成28年5月31日」を「平成28年8月31日」に改めます。

附 則（平成28年 2月24日西企営第151号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年 3月 1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年 3月30日西企営第171号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年 4月 1日から実施します。
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年 5月16日西企営第25号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年 5月21日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年 5月26日西企営第31号）

（実施期日）

- 第 1 条 この改正規定は、平成28年 6月 1日から実施します。
（経過措置）
- 第 2 条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 第 3 条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定にある、西企営第153号（平成22年 2月16日）の附則第 2 項、西企営第195号（平成24年 3月30日）の附則第 4 項及び西企営第 9 号（平成26年 4月15日）の附則第 3 項の規定にかかわらず、改正後の規定を適用します。
- 第 4 条 前条の規定にかかわらず、改正前の規定により提供している次表における左欄に規定する品目及び細目に係る IP 通信網契約者から、同表の右欄に規定する品目又は細目等への変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、料金表第 2 表第 2 の 1(6)ウについては適用しません。

メニュー 5 - 1 の 46Mb/s 若しくは 100Mb/s のプラン 3	メニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 5 - 1、200Mb/s 若しくは 1 Gb/s のプラン 3 又はメニュー 5 - 2 の 100Mb/s のカテゴリ - 3 - 1、200Mb/s 若しくは 1 Gb/s
メニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 4	メニュー 5 - 2 の 100Mb/s のカテゴリ - 3 - 1、200Mb/s 又は 1 Gb/s
メニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 1 若しくはプラン 2 又は 1 Gb/s のプラン 1	メニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 5 - 1、200Mb/s、1 Gb/s のプラン 2 若しくはプラン 3 又はメニュー 5 - 2 の 100Mb/s のカテゴリ - 3 - 1、200Mb/s 若しくは 1 Gb/s
メニュー 5 - 2 の 100Mb/s のカテゴリ - 2（回線終端装置が 型のものに限ります。）	メニュー 5 - 2 の 100Mb/s のカテゴリ - 3 - 1（契約者回線の態様による区別がグレード 1 のものに限ります。）

メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 4	メニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 5 - 1、200Mb/s若しくは 1 Gb/sのプラン 3
メニュー 5 - 2 の100Mb/sのカテゴリー 2 (回線終端装置が 型のものに限ります。)	メニュー 5 - 2 の100Mb/sのカテゴリー 3 - 1 (契約者回線の態様による区別がグレード 1 のものに限ります。)、200Mb/s 又は 1 Gb/s

附 則 (平成28年 5 月26日西企営第32号)

(実施期日)

第 1 条 この改正規定は、平成28年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

第 2 条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第 3 条 西企営第152号(平成24年 1 月31日)の附則第 9 条中「平成28年 5 月31日」を「平成28年 9 月30日」に、「平成28年 8 月31日」を「平成28年12月31日」に改めます。

2 西企営第13号(平成27年 4 月28日)の附則第 2 条、第 3 条、第 4 条及び第 5 条中「平成28年 5 月31日」を「平成28年 9 月30日」に、「平成28年 9 月 1 日」を「平成29年 1 月 1 日」に改めます。

3 西企営第119号(平成27年12月17日)の附則第 3 条中「平成28年 5 月31日」を「平成28年 9 月30日」に、「平成28年 8 月31日」を「平成28年12月31日」に改めます。

附 則 (平成28年 6 月28日西企営第56号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削除

附 則 (平成28年 9 月26日西企営第109号)

(実施期日)

第 1 条 この改正規定は、平成28年10月 1 日から実施します。

(経過措置)

第 2 条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第 3 条 平成28年10月 1 日から平成29年 5 月31日までの間に IP 通信網契約者から請求があり、平成29年 8 月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供に係る基本工事費及び交換機等工事費については 0 円を適用します。

2 平成28年10月 1 日から平成29年 5 月31日までの間に IP 通信網契約者から請求があり、平成29年 8 月31日までに当社が無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その提供開始日から起算して 1 ヶ月間のその付加機能利用料(加算額については、その無線アクセス機能の提供の開始を同時に付与された特定電気通信サービス用認証 ID に係る部分に限ります。)については 0 円を適用します。

3 当社は、限定された期間内に申し込まれた無線アクセス機能に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、無線アクセス機能の申込みを平成28年10月 1 日から平成29年 5 月31日までの間に行った場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線等の終端の場所と同一となる場合とします。)は、当社が別に定める場合を除き、第 1 項及び第 2 項の規定を適用しません。

(その他)

第 4 条 西企営第152号(平成24年 1 月31日)の附則第 9 条中「平成28年 9 月30日」を「平

成29年1月31日」に、「平成28年12月31日」を「平成29年4月30日」に改めます。

- 2 西企営第13号(平成27年4月28日)の附則第2条、第3条、第4条及び第5条中「平成28年9月30日」を「平成29年1月31日」に、「平成29年1月1日」を「平成29年5月1日」に改めます。

附 則(平成28年11月24日西企営第132号)

(実施期日)

- 第1条 この改正規定は、平成28年12月1日から実施します。

(経過措置)

- 第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成29年1月24日西企営第155号)

(実施期日)

- 第1条 この改正規定は、平成29年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 第3条 西企営第152号(平成24年1月31日)の附則第9条中「平成29年1月31日」を「平成29年5月31日」に、「平成29年4月30日」を「平成29年8月31日」に改めます。

- 2 西企営第13号(平成27年4月28日)の附則第2条、第3条、第4条及び第5条中「平成29年1月31日」を「平成29年5月31日」に、「平成29年5月1日」を「平成29年9月1日」に、同附則第3条中「カテゴリー1及びカテゴリー3-2」を「カテゴリー3-2」に改めます。

- 3 西企営第109号(平成28年9月26日)の附則第3条中「平成29年1月31日」を「平成29年5月31日」に、「平成29年4月30日」を「平成29年8月31日」に改めます。

附 則(平成29年1月24日西企営第156号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年2月1日から実施します。

(サービスの終了)

- 2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー5-2のうち細目がカテゴリー1のものを終了することとします。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 4 西企営第39号(平成25年6月28日)の附則第2条「メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー1又はカテゴリー2」を「メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー2」に改めます。

附 則(平成29年1月30日西企営第162号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年2月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 削除

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成29年3月28日西企営第190号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成29年5月25日西企営第23号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している無線アクセス機能に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則(平成29年5月25日西企営第24号)

(実施期日)

- 第1条 この改正規定は、平成29年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 第3条 西企営第152号(平成24年1月31日)の附則第9条中「平成29年5月31日」を「平成29年9月30日」に、「平成29年8月31日」を「平成29年12月31日」に改めます。

- 2 西企営第13号(平成27年4月28日)の附則第2条、第3条、第4条及び第5条中「平成29年5月31日」を「平成29年9月30日」に、「平成29年9月1日」を「平成30年1月1日」に改めます。

附 則(平成29年6月27日西企営第38号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならないメニュー5-2の品目が100Mb/sのカテゴリ2の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 削除

(その他)

- 4 西企営第39号(平成25年6月28日)の附則第2条を「第2条 削除」に改めます。

附 則(平成29年6月27日西企営第39号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年7月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表における左欄に規定する品目及び細目に係るIP通信網契約者から、同表の右欄に規定する品目又は細目等への変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その品目又は細目等の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。))及び料金表第2表第2の1(6)ウについては適用しません。

メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ2(回線終端装置が型、型又は型のものに限りません。)	メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3
--	--

附 則（平成29年7月10日西企営第58号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年7月12日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、次表における左欄に規定する細目に係るIP通信網契約者から、その第2種契約の解除の通知と同時に同表の右欄に規定する品目又は細目等の申込みがあり、当社がその請求を承諾した場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、契約料、基本工事費（基本額の部分に限ります。）交換機等工事費、回線終端装置工事費及び料金表第2表第2の1(6)ウについては適用しません。

音声利用IP通信網サービスの第2種サービスのプラン2のタイプ1に係る第2種契約	メニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3
---	--

附 則（平成29年9月25日西企営第91号）

（実施期日）

- 第1条 この改正規定は、平成29年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 第3条 西企営第152号（平成24年1月31日）の附則第9条中「平成29年9月30日」を「平成30年1月31日」に、「平成29年12月31日」を「平成30年4月30日」に改めます。
 - 2 西企営第13号（平成27年4月28日）の附則第2条、第3条、第4条及び第5条中「平成29年9月30日」を「平成30年1月31日」に、「平成30年1月1日」を「平成30年5月1日」に改めます。

附 則（平成29年11月27日西企営124号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年12月1日から実施します。
（サービスの終了）
- 2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー2-1、メニュー5-1のうち品目が46Mb/s及び100Mb/sのプラン1、プラン2及びプラン3並びに閉域グループ内通信機能を終了することとします。
（経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 4 西企営第153号（平成22年2月16日）の附則第2項を「2 削除」に改めます。
- 5 西企営第195号（平成24年3月30日）の附則第4条「メニュー2-1のもの、メニュー5-1のうち品目が100Mb/sのプラン1、プラン2若しくはプラン3又はメニュー7-1のものに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。ただし、メニュー2-1-3の1Gb/sのものについては、伝送速度に関する細目の変更の請求を承諾する場合があります。ただし、メニュー5-1の100Mb/sのプラン1、プラン2又はプラン3のものに係るIP通信網契約者は、閉域グループ内通信機能及びIPv6通信機能の提供の請求を行うことはできません。」を「メニュー7-1のものに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」に改めます。
- 6 西企営第171号（平成28年3月30日）の附則第2条を「第2条 削除」に改めます。

附 則（平成29年12月12日西企営第139号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年12月12日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 削除

附 則（平成30年1月24日西企営第156号）

（実施期日）

- 第1条 この改正規定は、平成30年2月1日から実施します。
- （経過措置）
- 第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- （その他）

第3条 西企営第13号（平成27年4月28日）の附則第2条、第3条、第4条及び第5条中「平成30年1月31日」を「平成30年4月30日」に、「平成30年5月1日」を「平成30年8月1日」に改めます。

附 則（平成30年3月27日西企営第198号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年4月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表における左欄に規定する品目又は細目に係るIP通信網契約者から、同表の右欄に規定する品目又は細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、西企営第9号（平成26年4月15日）の附則第3条及び平成29年6月27日）の附則第3条の規定にかかわらず、その品目又は細目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）及び料金表第2表第2の1(6)ウについては適用しません。

メニュー5-1の100Mb/sのプラン4又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー2（回線終端装置が 型、型又は 型のものに限ります。）	メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3-2
メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー2（回線終端装置が 型のものに限ります。）	メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3-2

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー5-1の100Mb/sのプラン4に係るIP通信網契約者からメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2又は改正前の規定により提供しているメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー2（回線終端装置が 型のものに限ります。）に係るIP通信網契約者からメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3-2への品目又は細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、西企営第9号（平成26年4月15日）の附則第3条及び平成29年6月27日）の附則第3条の規定にかかわらず、その品目又は細目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）については、料金表第2表第2の2-5ア（ア）に規定する額に代えて次表に定める額を適用し、交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）及び料金表第2表第2の1(6)ウについては適用しません。

区 分	基本工事費の額
契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合であって、IP通信網契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合	2,000円 (税込価格 2,160円)

- 4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成30年4月24日西企管第11号)

(実施期日)

- 第1条 この改正規定は、平成30年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 第3条 西企管第152号(平成24年1月31日)の附則第9条中「平成30年4月30日」を「平成30年9月30日」に、「平成30年7月31日」を「平成30年12月31日」に改めます。

附 則 (平成30年4月24日西企管第12号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 削除

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成30年4月24日西企管第13号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年5月14日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている映像信号復号化装置に関する料金その他の提供条件については、なお従前の通りとします。

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (平成30年5月28日西企管第32号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成30年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 当社は、平成30年6月1日から平成30年9月30日までの間にメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網契約の解除の通知と同時にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3、200Mb/s又は1Gb/sのものに係るIP通信網契約の申込み(そのIP通信網契約者(そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者として)とその申出のあったメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約者が同一の者である場合に限り)があった場合、平成30年12月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る契約料、基本工事費(基本額の部分に限り)交換機等工事費、回線端末装置工事費、機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限り)屋内配線工事費及び料金表第2表第2の1(6)ウについては適用しません。

- 4 当社は、前項の適用を受けたメニュー 1 又はメニュー 4 に係る I P 通信網契約者から、再びメニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 5、200Mb/s又は 1 Gb/sのプラン 3 のもの又はメニュー 5 - 2 の100Mb/sのカテゴリー 3、200Mb/s又は 1 Gb/sに係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、前項の規定を適用しません。

附 則（平成30年 5 月28日西企管第33号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年 6 月 1 日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 削除

附 則（平成30年 6 月28日西企管第49号）

この改正規定は、平成30年 7 月 2 日から実施します。

附 則（平成30年 8 月29日西企管第94号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年 9 月 3 日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 当社は、メニュー 5 - 3 に係る I P 通信網契約者から、その I P 通信網契約の解除の通知と同時にメニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 5 - 1、200Mb/s又は 1 Gb/sのプラン 3 のもの又はメニュー 5 - 2 の100Mb/sのカテゴリー 3 - 1、200Mb/s又は 1 Gb/s のものに係る I P 通信網契約の申込み（その I P 通信網契約者とその申出のあったメニュー 5 - 3 に係る I P 通信網契約者が同一の者である場合に限ります。）があった場合、その契約者回線の設置に係る契約料、基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）、屋内配線工事費及び料金表第 2 表第 2 の 1 (6)ウについては適用しません。
 - 4 当社は、前項の適用を受けたメニュー 5 - 3 に係る I P 通信網契約者から、再びメニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 5 - 1、200Mb/s又は 1 Gb/sのプラン 3 のもの又はメニュー 5 - 2 の100Mb/sのカテゴリー 3 - 1、200Mb/s又は 1 Gb/sのものに係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、前項の規定を適用しません。

附 則（平成30年 9 月26日西企管第111号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年10月 1 日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 3 当社は、平成30年10月 1 日から平成31年 1 月31日までの間に総合デジタル通信サービス契約約款における第 1 種契約者又は第 2 種契約者から、その第 1 種契約又は第 2 種契約の利用休止又は解除の通知（当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限ります。）と同時にメニュー 5 - 1 の100Mb/sのプラン 5、200Mb/s若しくは 1 Gb/sのプラン 2 若しくはプラン 3 のもの又はメニュー 5 - 2 の100Mb/sのカテゴリー 3、200Mb/s若しくは 1 Gb/sのものに係る I P 通信網契約（その I P 通信網契約者（その I P 通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はその I P 通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第 1 種契約者又は第 2 種契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であ

って、平成31年4月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る契約料、基本工事費(基本額の部分に限ります。)交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)及び料金表第2表第2の1(6)ウについて、料金表第1表第2類の2及び料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。

4 当社は、1の総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約ごとに、1のメニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン2若しくはプラン3のもの又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3、200Mb/s若しくは1Gb/sのものに係るIP通信網契約に対して、この附則第3項を適用します。

5 当社は、この附則第3項の適用を受けているIP通信網契約について、現に利用している総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、この附則第3項の適用前の料金表第1表第2類の2及び料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

6 当社は、平成30年10月1日から平成31年1月31日までの間にメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網契約の解除の通知(当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限ります。)と同時にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン2若しくはプラン3のもの又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3、200Mb/s若しくは1Gb/sのものに係るIP通信網契約(そのIP通信網契約者(そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者とします。)とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限ります。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成31年4月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る契約料、基本工事費(基本額の部分に限ります。)交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)及び料金表第2表第2の1(6)ウについて、料金表第1表第2類の2及び料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。

7 当社は、1のメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約ごとに、1のメニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン2若しくはプラン3のもの又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3、200Mb/s若しくは1Gb/sのものに係るIP通信網契約に対して、この附則第6項を適用します。

8 当社は、この附則第6項の適用を受けているIP通信網契約について、現に利用しているメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約の解除の通知を取消した場合は、この附則第6項の適用前の料金表第1表第2類の2及び料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

(その他)

9 西企営第152号(平成24年1月31日)の附則第9条中「平成30年9月30日」を「平成31年1月31日」に、「平成30年12月31日」を「平成31年4月30日」に改めます。

附則(平成30年9月26日西企営第112号)

(実施期日)

この改正規定は、平成30年10月1日より実施します。

附則(平成30年11月26日西企営第137号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス

の料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削除

附 則（平成30年12月10日西企営第142号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成30年12月20日から実施します。

（経過措置）

2 当社は、次表における左欄に規定する細目に係る音声利用 I P 通信網契約者から、その第 2 種契約の解除の通知と同時に同表の右欄に規定する品目又は細目に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、契約料、基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び料金表第 2 表第 2 の 1 (6)ウについては適用しません。

音声利用 I P 通信網サービスの第 2 種サービスのプラン 2 のタイプ 3 に係る第 2 種契約	メニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 5、200Mb/s 若しくは 1 Gb/s のプラン 3
--	--

附 則（平成31年 1 月29日西企営第159号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成31年 2 月 1 日から実施します。

（サービスの終了）

2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 4 及び 1 Gb/s のプラン 1、メニュー 5 - 2 の 100Mb/s のカテゴリ 2、メニュー 7 - 1 並びに回線終端装置設定情報一元登録サービスを終了することとします。

（経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している又は申込みがなされている長期継続利用申出に係る利用料金の適用（ケ～ソ欄に規定していたものに限ります。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

（その他）

- 5 西企営第195号（平成24年 3 月30日）の附則第 4 項を「 4 削除」に改めます。
- 6 西企営第133号（平成24年11月30日）の附則第 2 条を「第 2 条 削除」に改めます。
- 7 西企営第 9 号（平成26年 4 月15日）の附則第 3 項を「 3 削除」に改めます。
- 8 西企営第162号（平成29年 1 月30日）の附則第 2 項を「 2 削除」に改めます。
- 9 西企営第38号（平成29年 6 月27日）の附則第 3 項を「 3 削除」に改めます。
- 10 西企営第12号（平成30年 4 月24日）の附則第 2 項を「 2 削除」に改めます。

附 則（平成31年 1 月31日西企営第163号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成31年 2 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 当社は、平成31年 2 月 1 日から令和 2 年 3 月31日までの間に総合デジタル通信サービス契約約款における第 1 種契約者又は第 2 種契約者から、その第 1 種契約又は第 2 種契約の利用休止又は解除の通知（当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限りします。）と同時にメニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 5、200Mb/s 若しくは 1 Gb/s のプラン 2 若しくはプラン 3 のもの又はメニュー 5 - 2 の 100Mb/s のカテゴリ 3、200Mb/s 若しくは 1 Gb/s のものに係る I P 通信網契約（その I P 通信網契約者（その I P 通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合は

そのIP通信網契約者が指定する者としします。)とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限ります。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和2年6月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。

- 4 当社は、1の総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約ごとに、1のメニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン2若しくはプラン3のもの又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3、200Mb/s若しくは1Gb/sのものに係るIP通信網契約に対して、この附則第3項を適用します。
- 5 当社は、この附則第3項の適用を受けているIP通信網契約について、現に利用している総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、この附則第3項の適用前の料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
- 6 当社は、平成31年2月1日から令和2年3月31日までの間にメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網契約の解除の通知(当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限ります。)と同時にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン2若しくはプラン3のもの又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3、200Mb/s若しくは1Gb/sのものに係るIP通信網契約(そのIP通信網契約者(そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者としします。)とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限ります。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和2年6月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。
- 7 当社は、1のメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約ごとに、1のメニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン2若しくはプラン3のもの又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3、200Mb/s若しくは1Gb/sのものに係るIP通信網契約に対して、この附則第6項を適用します。
- 8 当社は、この附則第6項の適用を受けているIP通信網契約について、現に利用しているメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約の解除の通知を取消した場合は、この附則第6項の適用前の料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
(その他)
- 9 西企営第152号(平成24年1月31日)の附則第9条中「平成31年1月31日」を「平成31年5月31日」に、「平成31年4月30日」を「平成31年8月31日」に改めます。
附 則(平成31年3月28日西企営第197号)
(実施期日)
- 1 この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。
(サービスの終了)
- 2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているセキュリティファイル供給先追加機能(IPv6通信機能を提供されている契約者回線等に係るものに限ります。)を終了することとします。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 4 西企営第33号(平成30年5月28日)の附則第3項を「3 削除」に改めます。

附 則(令和元年5月7日西企営第18号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年5月8日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 西企営第24号(平成23年5月20日)の附則第2項の規定にかかわらず、ルータ機能付回線接続装置の 型又は無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置の 型の取扱いについては、次のとおりとします。

- (1) IP通信網契約者から無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置の 型に係る端末設備の廃止の通知と同時に、ルータ機能付回線接続装置の 型の提供の請求があった場合、ルータ機能付回線接続装置の 型を提供します。
- (2) 別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるIP通信網サービスに係る契約者から品目の変更の請求(メニュー5 1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3への変更に限ります。なお、その場合、当社が別に定める規約の解除があったものとみなします。)と同時に、ルータ機能付回線接続装置の 型又は無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置の 型の提供の請求があり、当社がその申込みを承諾した場合、ルータ機能付回線接続装置の 型又は無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置の 型を提供します。
- (3) 音声利用IP通信網サービス契約約款における第2種サービス(プラン2のタイプ2のメニュー1に係るもののうち、当社が別に定める提供区域で利用しているものに限ります。)に係る契約者から第2種契約の解除の通知と同時に、メニュー5 1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のものに係るIP通信網サービスの申込み及びルータ機能付回線接続装置の 型又は無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置の 型の提供の請求があり、当社がその申込みを承諾した場合、ルータ機能付回線接続装置の 型又は無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置の 型を提供します。

附 則(令和元年5月29日西企営第40号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年6月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 西企営第163号(平成31年1月31日)の附則第3項及び第6項中「平成31年5月31日」を「令和元年9月30日」に、「平成31年8月31日」を「令和元年12月31日」に改めます。

附 則(令和元年6月27日西企営第75号)

この改正規定は、令和元年6月28日から実施します。

附 則(令和元年6月26日西企営第64号)

この改正規定は、令和元年7月1日から実施します。

附 則 (令和元年 6 月 27 日西企営第 73 号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 ルータ機能付回線接続装置の 型及び無線 LAN 対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置の?型については、西企営第 24 号 (平成 23 年 5 月 20 日) の附則第 2 項の規定にかかわらず、改正後の第 22 条の 3 (IP 通信網サービスの事業者変更) の規定を適用します。

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年 9 月 1 日から実施します。

(サービスの終了)

- 2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー 5 - 3 を終了することとします。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 4 西企営第 139 号 (平成 29 年 12 月 12 日) の附則第 3 項を「3 削除」に改めます。

附 則 (令和元年 7 月 22 日西企営第 86 号)

(実施期日)

- 第 1 条 この改正規定は、令和元年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 第 2 条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 第 3 条 西企営第 174 号 (平成 25 年 2 月 28 日) の附則第 2 条第 1 項に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
継続利用経過期間の起算日からその日を含む料金月の 23 か月後の料金月の末日まで	メニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 5 - 1、200Mb/s 又は 1 Gb/s のプラン 3 に係るもの	430 円 (税込価格 473 円)
	メニュー 5 - 2 のプラン・ミニに係るもの	390 円 (税込価格 429 円)
	メニュー 5 - 2 のプラン 1 に係るもの	310 円 (税込価格 341 円)
	メニュー 5 - 2 のプラン 2 に係るもの	260 円 (税込価格 286 円)
備考 その品目又は細目の変更前の IP 通信網サービスに係る継続利用経過期間が 24 ヶ月を超えている場合は、当社はその IP 通信網契約者から旧長期継続利用の申出があったものとして取り扱います。		

- 2 同条第 6 項に規定する表を次表に改めます。

区 別	支払いを要する額	
	右欄以外の場合	残余の期間が1年未満である場合
メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン5 - 1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3に係るもの	10,000円 (税込価格 11,000円)	5,000円 (税込価格 5,500円)
メニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリー3 - 1、200Mb/s若しくは1Gb/sに係るもの	7,000円 (税込価格 7,700円)	3,500円 (税込価格 3,850円)

第4条 西企営第17号（平成25年4月30日）の附則第2条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
A メニュー5に係るIP通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5 - 1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの	1,590円 (税込価格 1,749円)
	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,080円 (税込価格 1,188円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	770円 (税込価格 847円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	670円 (税込価格 737円)
B A欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5 - 1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの	1,690円 (税込価格 1,859円)
	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,180円 (税込価格 1,298円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	820円 (税込価格 902円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	720円 (税込価格 792円)
C B欄の適用期間が満了する日の翌以降	メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5 - 1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの	1,790円 (税込価格 1,969円)
	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,280円 (税込価格 1,408円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	870円 (税込価格 957円)

	メニュー 5 - 2 のプラン 2 のもの	770円 (税込価格 847円)
--	--------------------------	---------------------

第 5 条 西企営第61号(平成25年7月31日)の附則第4条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
A メニュー5に係るIP通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5 - 1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの	1,590円 (税込価格 1,749円)
B A欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5 - 1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの	1,690円 (税込価格 1,859円)
C B欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5 - 1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの	1,790円 (税込価格 1,969円)

第 6 条 西企営第163号(平成26年1月31日)の附則第3条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
A メニュー5に係るIP通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5 - 1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの	1,590円 (税込価格 1,749円)
B A欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5 - 1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの	1,690円 (税込価格 1,859円)
C B欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5 - 1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの	1,790円 (税込価格 1,969円)

第 7 条 西企営第163号(平成26年1月31日)の附則第5条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)

A メニュー5に係るIP通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,080円 (税込価格 1,188円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	770円 (税込価格 847円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	670円 (税込価格 737円)
B A欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,180円 (税込価格 1,298円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	820円 (税込価格 902円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	720円 (税込価格 792円)
C B欄の適用期間が満了する日の翌以降	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,280円 (税込価格 1,408円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	870円 (税込価格 957円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	770円 (税込価格 847円)

第8条 西企営第163号(平成26年1月31日)の附則第6条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
A メニュー5に係るIP通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の47か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,970円 (税込価格 2,167円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	1,170円 (税込価格 1,287円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	670円 (税込価格 737円)
B A欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	980円 (税込価格 1,078円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	720円 (税込価格 792円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	620円 (税込価格 682円)
C B欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,080円 (税込価格 1,188円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	770円 (税込価格 847円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	670円

	2のもの	(税込価格 737円)
D C欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5-2のプラン・ミニのもの	1,180円 (税込価格 1,298円)
	メニュー5-2のプラン1のもの	820円 (税込価格 902円)
	メニュー5-2のプラン2のもの	720円 (税込価格 792円)
E D欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー5-2のプラン・ミニのもの	1,280円 (税込価格 1,408円)
	メニュー5-2のプラン1のもの	870円 (税込価格 957円)
	メニュー5-2のプラン2のもの	770円 (税込価格 847円)

第9条 西企営第195号(平成26年3月31日)の附則第3条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
A メニュー5に係るIP通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの	1,590円 (税込価格 1,749円)
B A欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの	1,690円 (税込価格 1,859円)
C B欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー5-1の100Mb/sのプラン4若しくはプラン5-1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの	1,790円 (税込価格 1,969円)

第10条 西企営第195号(平成26年3月31日)の附則第5条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
A メニュー5に係るIP通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー5-2のプラン・ミニのもの	1,080円 (税込価格 1,188円)
	メニュー5-2のプラン1のもの	770円 (税込価格 847円)
	メニュー5-2のプラン2のもの	670円 (税込価格 737円)

B A欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,180円 (税込価格 1,298円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	820円 (税込価格 902円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	720円 (税込価格 792円)
C B欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,280円 (税込価格 1,408円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	870円 (税込価格 957円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	770円 (税込価格 847円)

第11条 西企営第195号(平成26年3月31日)の附則第6条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
A メニュー5に係るIP通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の47か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,970円 (税込価格 2,167円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	1,170円 (税込価格 1,287円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	670円 (税込価格 737円)
B A欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	980円 (税込価格 1,078円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	720円 (税込価格 792円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	620円 (税込価格 682円)
C B欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,080円 (税込価格 1,188円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	770円 (税込価格 847円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	670円 (税込価格 737円)
D C欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,180円 (税込価格 1,298円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	820円 (税込価格 902円)
	メニュー5 - 2のプラン	720円

	2のもの	(税込価格 792円)
E D欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,280円 (税込価格 1,408円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	870円 (税込価格 957円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	770円 (税込価格 847円)

第12条 西企営第25号（平成26年5月30日）の附則第3条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料（基本料）の減額（月額）
A メニュー5に係るIP通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン5 - 1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの	1,590円 (税込価格 1,749円)
B A欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン5 - 1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの	1,690円 (税込価格 1,859円)
C B欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー5 - 1の100Mb/sのプラン5 - 1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの	1,790円 (税込価格 1,969円)

第13条 西企営第25号（平成26年5月30日）の附則第5条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料（基本料）の減額（月額）
A メニュー5に係るIP通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,080円 (税込価格 1,188円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	770円 (税込価格 847円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	670円 (税込価格 737円)
B A欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,180円 (税込価格 1,298円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	820円 (税込価格 902円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	720円 (税込価格 792円)

C B欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー5-2のプラン・ミニのもの	1,280円 (税込価格 1,408円)
	メニュー5-2のプラン1のもの	870円 (税込価格 957円)
	メニュー5-2のプラン2のもの	770円 (税込価格 847円)

第14条 西企営第25号(平成26年6月30日)の附則第6条第4項に規定する表を次表に改めます。

区 別	支払いを要する額	
	右欄以外の場合	残余の期間が1年未満である場合
メニュー4の利用回線型サービス	7,000円 (税込価格 7,700円)	3,500円 (税込価格 3,850円)
メニュー4の契約者回線型サービス	10,000円 (税込価格 11,000円)	5,000円 (税込価格 5,500円)

第15条 西企営第128号(平成27年1月28日)の附則第2条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
A メニュー5に係るIP通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の47か月後の料金月の末日まで	メニュー5-2のプラン・ミニのもの	1,950円 (税込価格 2,145円)
	メニュー5-2のプラン1のもの	1,150円 (税込価格 1,265円)
	メニュー5-2のプラン2のもの	650円 (税込価格 715円)
B A欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5-2のプラン・ミニのもの	980円 (税込価格 1,078円)
	メニュー5-2のプラン1のもの	720円 (税込価格 792円)
	メニュー5-2のプラン2のもの	620円 (税込価格 682円)
C B欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5-2のプラン・ミニのもの	1,080円 (税込価格 1,188円)
	メニュー5-2のプラン1のもの	770円 (税込価格 847円)
	メニュー5-2のプラン2のもの	670円 (税込価格 737円)

D C欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5-2のプラン・ミニのもの	1,180円 (税込価格 1,298円)
	メニュー5-2のプラン1のもの	820円 (税込価格 902円)
	メニュー5-2のプラン2のもの	720円 (税込価格 792円)
E D欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー5-2のプラン・ミニのもの	1,280円 (税込価格 1,408円)
	メニュー5-2のプラン1のもの	870円 (税込価格 957円)
	メニュー5-2のプラン2のもの	770円 (税込価格 847円)

第16条 西企営第13号（平成27年4月28日）の附則第2条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料（基本料）の減額（月額）
A メニュー5に係るIP通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの	1,590円 (税込価格 1,749円)
B A欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの	1,690円 (税込価格 1,859円)
C B欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のもの	1,790円 (税込価格 1,969円)

第17条 西企営第13号（平成27年4月28日）の附則第3条に規定する表を次表に改めます。

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
A メニュー5に係るIP通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の71か月後の料金月の末日まで	メニュー5-2のプラン・ミニのもの	1,080円 (税込価格 1,188円)
	メニュー5-2のプラン1のもの	770円 (税込価格 847円)
	メニュー5-2のプラン2のもの	670円 (税込価格 737円)

B A欄の適用期間が満了する日の翌日から起算してその日を含む料金月の11か月後の料金月の末日まで	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,180円 (税込価格 1,298円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	820円 (税込価格 902円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	720円 (税込価格 792円)
C B欄の適用期間が満了する日の翌日以降	メニュー5 - 2のプラン・ミニのもの	1,280円 (税込価格 1,408円)
	メニュー5 - 2のプラン1のもの	870円 (税込価格 957円)
	メニュー5 - 2のプラン2のもの	770円 (税込価格 847円)

第18条 西企営第13号（平成27年4月28日）の附則第4条中「900円(税込価格 972円)」を「900円(税込価格 990円)」に改めます。

附 則（令和元年9月26日西企営第124号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 3 西企営第163号（平成31年1月31日）の附則第3項及び第6項中「令和元年9月30日」を「令和2年3月31日」に、「令和元年12月31日」を「令和2年6月30日」に改めます。

附 則（令和2年3月23日西企営第210号）

この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

附 則（令和2年3月23日西企営第218号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第3条 当社は、令和2年4月1日から令和5年1月31日までの間にメニュー5 - 1の10Gb/sのもの（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）に係るIP通信網契約者から、申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの継続利用（以下第2項から第4項において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間（以下第2項から第4項において「長期継続利用期間」といいます。）におけるそのIP通信網サービスに係る利用料金（2 - 5 - 1(1)に規定する基本料の部分に限ります。）について、月額1,100円(税込価格 1,210円)を減額して適用します。

ただし、長期継続利用に係る契約者回線の移転があった場合の長期継続利用期間については、移転があった日を起算日として、移転前の契約者回線に係る長期継続利用期間の満了日までとします。

- 2 長期継続利用期間には、IP通信網サービスの利用の一時中断があった期間を含むものとします。
- 3 当社は、その長期継続利用期間が満了する日までの間にIP通信網契約者から長期

継続利用の廃止の申出が無かった場合は、その満了する日の翌日からの長期継続利用の申出があったものとします。

- 4 I P通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、4,000円(税込価格 4,400円)を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、長期継続利用期間の満了する日を含む料金月又はその翌料金月において長期継続利用の廃止があった場合、移転若しくは初期契約解除に伴う長期継続利用の廃止があった場合、当社が別に定める電気通信サービスの利用の開始の申込み若しくは解除に伴い長期継続利用の廃止があった場合及び当社が別に定める場合はこの限りではありません。

第4条 当社は、令和2年4月1日から令和3年5月10日までの間にメニュー5 - 1の10Gb/sに係るI P通信網契約者から、そのI P通信網契約の解除の通知と同時にメニュー5 - 1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン2若しくはプラン3のもの又はメニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリー3、200Mb/s若しくは1Gb/sのものに係るI P通信網契約(そのI P通信網契約者と解除の通知があったメニュー5 - 1の10Gb/sに係るI P通信網契約者が同一の者である場合に限り)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合又はメニュー5 - 1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン2若しくはプラン3のもの又はメニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリー3、200Mb/s若しくは1Gb/sに係るI P通信網契約者から、そのI P通信網契約の解除の通知と同時にメニュー5 - 1の10Gb/sに係るI P通信網契約(そのI P通信網契約者と解除の通知があったメニュー5 - 1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン2若しくはプラン3のもの又はメニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリー3、200Mb/s若しくは1Gb/sに係るI P通信網契約者が同一の者である場合に限り)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和3年8月10日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、契約料については適用しません。

- 2 前項において、メニュー5 - 1の10Gb/sに係る契約者回線の終端の場所とメニュー5 - 1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン2若しくはプラン3のもの又はメニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリー3、200Mb/s若しくは1Gb/sのものに係る契約者回線の終端の場所が異なる場合は、その契約者回線の設置に係る回線終端装置工事費(屋内配線設備の部分に係るものに限り)については適用しません。

- 3 当社は、令和2年4月1日から令和3年5月10日までの間にメニュー5 - 1の10Gb/sに係るI P通信網契約者から、そのI P通信網契約の解除の通知と同時にその解除の通知があったI P通信網契約に係る契約者回線の終端の場所と異なる契約者回線の終端の場所におけるメニュー5 - 1の10Gb/sに係るI P通信網契約(そのI P通信網契約者と解除の通知があったメニュー5 - 1の10Gb/sに係るI P通信網契約者が同一の者である場合に限り)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和3年8月10日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る契約料及び回線終端装置工事費(屋内配線設備の部分に係るものに限り)については適用しません。

- 4 当社は、令和2年4月1日から令和3年5月10日までの間にメニュー5 - 1の10Gb/sに係るI P通信網契約者から、当社が別に定める電気通信サービスの利用の開始若しくは解除があった場合であって、令和3年8月10日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る契約料、基本工事費(基本額の部分に限り)及び交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限り)及び料金表第2表第2の1(6)ウについて、料金表第2表第2の2 - 5に規定する額に代えて0円を適用します。

- 5 当社は、1のメニュー5 - 1の10Gb/sに係るI P通信網サービス契約ごとに、1のメニュー5 - 1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3若しくは10Gb/sのもの又はメニュー5 - 2の100Mb/sのカテゴリー3、200Mb/s若しく

は1Gb/sのものに係るIP通信網契約に対して、この附則第1項、第2項及び第3項を適用します。

- 6 当社は、この附則第1項、第2項及び第3項の適用を受けているIP通信網契約について、現に利用しているIP通信網サービス契約の解除の通知を取消した場合は、この附則第1項、第2項及び第3項の適用前の料金表第1表第2類の2及び料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

第5条 当社は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間に総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者から、その第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知（当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限り、）と同時にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3若しくは10Gb/sのもの又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3、200Mb/s若しくは1Gb/sのものに係るIP通信網契約（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限り、）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和5年6月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限り、）交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限り、）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。

- 2 当社は、1の総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約ごとに、1のメニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3若しくは10Gb/sのもの又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3、200Mb/s若しくは1Gb/sのものに係るIP通信網契約に対して、この附則第1項を適用します。

- 3 当社は、この附則第3項の適用を受けているIP通信網契約について、現に利用している総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、この附則第1項の適用前の料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

- 4 当社は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間にメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網契約の解除の通知（当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限り、）と同時にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3若しくは10Gb/sのもの又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3、200Mb/s若しくは1Gb/sのものに係るIP通信網契約（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限り、）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和5年6月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限り、）交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限り、）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。

- 5 当社は、1のメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約ごとに、1のメニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3若しくは10Gb/sのもの又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3、200Mb/s若しくは1Gb/sのものに係るIP通信網契約に対して、この附則第4項を適用します。

6 当社は、この附則第6項の適用を受けているIP通信網契約について、現に利用しているメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約の解除の通知を取消した場合は、この附則第4項の適用前の料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

第6条 西企営第159号(平成31年1月29日)の附則第4項の規定にかかわらず、当社は、長期継続利用申出に係る利用料金の適用(ケ~ソ欄に規定していたものに限ります。)のソ欄に規定していた当社が別に定める場合について、変更します。

附 則(令和2年4月8日西企営第3号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、令和2年4月9日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第3条 西企営第159号(平成31年1月29日)の附則第4項の規定にかかわらず、当社は、長期継続利用申出に係る利用料金の適用(ケ~ソ欄に規定していたものに限ります。)のソ欄に規定していた当社が別に定める場合について、変更します。

附 則(令和2年4月14日西企営第11号)

この改正規定は、令和2年4月14日から実施します。

附 則(令和2年7月31日西企営第62号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和2年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表における左欄に規定する端末設備を提供されているIP通信網契約者又は音声利用IP通信網サービス契約約款に定める第2種契約者から、同表の右欄に規定する端末設備の提供の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、西企営第24号(平成23年5月20日)の附則第2項及び音声利用IP通信網サービス契約約款に係る端末設備貸出サービスに係る利用規約の西企営第18号(令和元年5月7日)の附則第3項の規定にかかわらず、その端末設備の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費(回線終端装置の部分に係るものに限ります。)、及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)については適用しません。

<p>ルータ機能付回線接続装置の 型又は無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置の 型</p>	<p>ルータ機能付回線接続装置の 型若しくは 型若しくは無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置の 型若しくは 型又は音声利用IP通信網サービス契約約款に係る端末設備貸出サービスに係る利用規約に定めるルータ機能付IP電話対応装置の 型若しくは 型若しくは無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置の基本装置の 型若しくは 型</p>
<p>音声利用IP通信網サービス契約約款に係る端末設備貸出サービスに係る利用規約に定めるルータ機能付IP電話対応装置の 型(プラン1に係るものに限ります。) 又は無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置の基本装置の - 1型(プラン1に係るものに限ります。) 若しくは - 2型</p>	

附 則(令和2年9月29日西企営第99号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、令和2年10月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第3条 当社は、令和2年10月1日から令和4年3月31日までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2に係るIP通信網契約の申込みと同時に料金表第1表第1類第1の1(適用)の(9)欄に規定する長期継続利用申出があり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までについて、同欄アの(ア)の表に規定する額については、同表に規定する額に代えて、900円(税込価格 990円)を減額して適用します。

ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により令和4年7月1日以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。

なお、長期継続利用に係る契約者回線の移転があった場合の長期継続利用期間については、移転があった日を起算日として、移転前の契約者回線に係る長期継続利用期間の満了日までとします。

2 当社は、前項の適用を受けたIP通信網契約者が、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2に係るIP通信網契約の解除を行った日から起算して1年未満の間に、前項に係るIP通信網契約の申込みを行った場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。)は、前項の規定を適用しません。

3 当社は、第1項の適用を受けたIP通信網契約者が、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2に係るIP通信網契約の解除を行った後に、第1項に係るIP通信網契約の申込みを行った場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合であって、その解除を行った日から起算して1年以上経過した場合に限ります。)は、第1項の適用を受けることができる回数の上限は、その解除があったIP通信網契約を含めて2回までとします。

附 則(令和2年9月29日西企営第101号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和2年10月1日から実施します。

(サービスの終了)

2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している携帯無線LAN対応ルータ装置の型のを終了することとします。

(経過措置)

3 削除

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

5 西企営第183号(平成26年3月18日)の附則第2項を「2 削除」に改めます。

附 則(令和2年10月2日西企営第108号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和2年10月5日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の付加機能を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

設定代行機能	設定代行機能のプラン1
--------	-------------

附 則（令和 2 年12月22日西企営第151号）

（実施期日）

第 1 条 この改正規定は、令和 3 年 1 月 1 日から実施します。

（経過措置）

第 2 条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

第 3 条 西企営第218号（令和 2 年 3 月23日）の附則第 4 条中「令和 2 年12月31日」を「令和 3 年 5 月10日」に、「令和 3 年 3 月31日」を「令和 3 年 8 月10日」に改めます。

附 則（令和 3 年 1 月28日西企営第169号）

（実施期日）

第 1 条 この改正規定は、令和 3 年 1 月29日から実施します。

（経過措置）

第 2 条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第 3 条 西企営第159号（平成31年 1 月29日）の附則第 4 項の規定にかかわらず、当社は、長期継続利用申出に係る利用料金の適用（ケ～ソ欄に規定していたものに限ります。）のソ欄に規定していた当社が別に定める場合について、変更します。

附 則（令和 3 年 3 月25日西企営第210号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 3 年 3 月26日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 3 年 3 月29日西企営第216号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 西企営第218号（令和 2 年 3 月23日）の附則第 3 条第 1 項中「令和 3 年 3 月31日」を「令和 3 年 9 月30日」に改めます。

4 西企営第218号（令和 2 年 3 月23日）の第 5 条第 1 項及び第 4 項中「令和 3 年 3 月31日」を「令和 4 年 3 月31日」に、「令和 3 年 6 月30日」を「令和 4 年 6 月30日」に改めます。

5 西企営第99号（令和 2 年 9 月29日）の附則第 3 条第 1 項中「令和 3 年 3 月31日」を「令和 3 年 9 月30日」に、「令和 3 年 7 月 1 日」を「令和 4 年 1 月 1 日」に改めます。

附 則（令和 3 年 5 月10日西企営第21号）

（実施期日）

第 1 条 この改正規定は、令和 3 年 5 月11日から実施します。

（経過措置）

第 2 条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第 3 条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー 5 - 4 に係る I P v 6 通信相手先拡張機能に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

ただし、メニュー 5 - 1 の 1 Gb/s のプラン 3 のもの及び 10Gb/s のもの並びにメニュー 5 - 2 の 1 Gb/s のものに係るものについては、この機能を利用する契約者回線に係

る I P 通信網契約を解除する場合に限り、廃止することができるものとします。

- 2 当社は、改正前の規定により提供しているメニュー 5 - 1 の 1 Gb/s のプラン 3 のもの及び 10Gb/s のもの並びにメニュー 5 - 2 の 1 Gb/s のものに係る I P 通信網契約 (I P v 6 通信相手先拡張機能を利用しているもの (メニュー 5 - 4 に係るものを除きます。)) に限ります。) については、改正後の料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (適用) の(2)欄のオの(ウ)、(エ)の B 及び(オ)の表の備考の規定を適用し、I P v 6 通信相手先拡張機能を廃止します。
- 3 当社は、改正前の規定により提供しているメニュー 5 に係る I P 通信網契約 (I P v 6 通信相手先拡張機能を利用しているもの (メニュー 5 - 4 に係るものに限ります。)) に限ります。) については、メニュー 5 - 1 の 1 Gb/s のプラン 3 のもの及び 10Gb/s のもの並びにメニュー 5 - 2 の 1 Gb/s のものへの品目又は細目の変更の請求があった場合であっても、改正後の料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (適用) の(2)欄のオの(ウ)、(エ)の B 及び(オ)の表の備考の規定は適用しません。
- 4 当社は、改正前の規定により提供しているメニュー 5 - 1 の 1 Gb/s のプラン 3 のもの及び 10Gb/s のもの並びにメニュー 5 - 2 の 1 Gb/s のものに係る I P 通信網契約 (I P v 6 通信相手先拡張機能を利用していないものに限ります。)) については、移転の請求又は I P v 6 通信相手先拡張機能に相当する機能の利用の申出があった場合は、改正後の料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (適用) の(2)欄のオの(ウ)、(エ)の B 及び(オ)の表の備考の規定を適用します。
- 5 当社は、改正前の規定により提供しているメニュー 5 (メニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 5 - 2、1 Gb/s のプラン 3 及び 10Gb/s のもの並びにメニュー 5 - 2 の 100Mb/s のカテゴリー 3 - 2 及び 1 Gb/s のものを除きます。) に係る I P 通信網契約 (I P v 6 通信相手先拡張機能を利用していないものに限ります。)) については、移転の請求があった場合であって、I P 通信網契約者から特段の申出がないときには、I P 通信網契約者から I P v 6 通信相手先拡張機能の提供の請求があったものとみなして取り扱います。

附 則 (令和 3 年 6 月 29 日西企営第 75 号)

(実施期日)

第 1 条 この改正規定は、令和 3 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

第 2 条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第 3 条 西企営第 159 号 (平成 31 年 1 月 29 日) の附則第 4 項の規定にかかわらず、当社は、長期継続利用申出に係る利用料金の適用 (ケ ~ ソ 欄に規定していたものに限ります。) のソの規定のただし書きについて、「ただし、長期継続利用期間の満了する日を含む料金月の初日から、その満了する日を含む料金月の翌々料金月の末日までの間において長期継続利用の廃止があった場合、I P 通信網サービスの転用若しくは初期契約解除に伴う長期継続利用の廃止があった場合又は当社が別に定める場合はこの限りでありません。」に改めます。

附 則 (令和 3 年 9 月 29 日西企営第 138 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 3 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 西企営第 218 号 (令和 2 年 3 月 23 日) の附則第 3 条第 1 項中「令和 3 年 9 月 30 日」を「令和 4 年 1 月 31 日」に改めます。

4 西企営第 99 号 (令和 2 年 9 月 29 日) の附則第 3 条第 1 項中「令和 3 年 9 月 30 日」を

「令和4年1月31日」に、「令和4年1月1日」を「令和4年5月1日」に改めます。

附 則（令和4年3月29日西企営第240号）

この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年6月10日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- （その他）
- 3 西企営第218号（令和2年3月23日）の附則第3条第1項中「令和4年1月31日」を「令和4年7月31日」に改めます。
 - 4 西企営第218号（令和2年3月23日）の附則第5条第1項及び第4項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「令和4年6月30日」を「令和5年6月30日」に改めます。
 - 5 西企営第99号（令和2年9月29日）の附則第3条第1項中「令和4年1月31日」を「令和4年3月31日」に、「令和4年5月1日」を「令和4年7月1日」に改めます。

附 則（令和4年6月20日西企営第33号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年2月1日から実施します。
- （経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- （その他）
- 3 西企営第218号（令和2年3月23日）の附則第3条第1項中「令和4年1月31日」を「令和4年7月31日」に改めます。
 - 4 西企営第218号（令和2年3月23日）の附則第5条第1項及び第4項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「令和4年6月30日」を「令和5年6月30日」に改めます。
 - 5 西企営第99号（令和2年9月29日）の附則第3条第1項中「令和4年1月31日」を「令和4年3月31日」に、「令和4年5月1日」を「令和4年7月1日」に改めます。

附 則（令和4年6月30日西企営第51号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 2 令和4年6月末日までに当社がその提供を開始した契約について、IP通信網契約者が料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について令和4年7月31日までに支払っていただいた場合は、その延滞利息について、第45条（延滞利息）に規定する額に代えて、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を適用します。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

（その他）

第3条 西企営第218号（令和2年3月23日）の附則第3条第1項について、次のただし書きを加えます。

「ただし、長期継続利用に係る契約者回線の移転があった場合の長期継続利用期間については、移転があった日を起算日として、移転前の契約者回線に係る長期継続利用期間の満了日までとします。」

2 西企営第218号(令和2年3月23日)の附則第3条第4項について、「IP通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、4,000円(税込価格4,400円)を当社が定める期日までに支払っていただきます。ただし、長期継続利用期間の満了する日を含む料金月又はその翌料金月において長期継続利用の廃止があった場合、移転若しくは初期契約解除に伴う長期継続利用の廃止があった場合、当社が別に定める電気通信サービスの利用の開始の申込み若しくは解除に伴い長期継続利用の廃止があった場合及び当社が別に定める場合はこの限りではありません。」に改めます。

第4条 西企営第99号(令和2年9月29日)の附則第3条第1項について、次のなお書きを加えます。

「なお、長期継続利用に係る契約者回線の移転があった場合の長期継続利用期間については、移転があった日を起算日として、移転前の契約者回線に係る長期継続利用期間の満了日までとします。」

第5条 西企営第159号(平成31年1月29日)の附則第4項の規定にかかわらず、当社は、長期継続利用申出に係る利用料金の適用(ケ～ソ欄に規定していたものに限ります。)のケの規定について、次のただし書きを加えます。

「ただし、長期継続利用に係る契約者回線の移転があった場合の長期継続利用期間については、移転があった日を起算日として、移転前の契約者回線に係る長期継続利用期間の満了日までとし、その満了後は期間が満了した翌日から起算して36か月ごとの期間とします。なお、その場合、(イ)の左欄に規定するIP通信網サービスの提供を開始した日については、移転前のIP通信網サービスの提供を開始した日とします。」

2 西企営第159号(平成31年1月29日)の附則第4項の規定にかかわらず、当社は、長期継続利用申出に係る利用料金の適用(ケ～ソ欄に規定していたものに限ります。)のソの規定のただし書きについて、「ただし、長期継続利用期間の満了する日を含む料金月の初日から、その満了する日を含む料金月の翌々料金月の末日までの間において長期継続利用の廃止があった場合、移転、転用若しくは初期契約解除に伴う長期継続利用の廃止があった場合又は当社が別に定める場合はこの限りではありません。」に改めます。

附 則(令和4年7月29日西企営第61号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 西企営第218号(令和2年3月23日)の附則第3条第1項中「令和4年7月31日」を「令和5年1月31日」に改めます。

附 則(令和4年8月5日西企営第65号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年8月9日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社とメニュー7-6の契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、当社とフレッツ・SDx利用規約に規定するプラン1に係る契約を締結したものとみなします。

また、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社とメニュー7-6に関する別段の合意がある場合においても、この改正規定実施の日において、フレッツ・SDx利用規約の別段の合意と読み替えて提供します。

附 則（令和4年8月29日西企管第73号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、令和4年9月1日から実施します。

（経過措置）

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第3条 当社は、令和4年9月1日から令和5年1月31日までの間にメニュー5-2の10Gb/sのもの（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。）に係るIP通信網契約者から、申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの継続利用（以下第2項から第4項において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間（以下第2項から第4項において「長期継続利用期間」といいます。）におけるそのIP通信網サービスに係る利用料金（2-5-1(1)に規定する基本料の部分に限ります。）について、月額1,100円（税込価格1,210円）を減額して適用します。

ただし、長期継続利用に係る契約者回線の移転があった場合の長期継続利用期間については、移転があった日を起算日として、移転前の契約者回線に係る長期継続利用期間の満了日までとします。

2 長期継続利用期間には、IP通信網サービスの利用の一時中断があった期間を含むものとします。

3 当社は、その長期継続利用期間が満了する日までの間にIP通信網契約者から長期継続利用の廃止の申出が無かった場合は、その満了する日の翌日からの長期継続利用の申出があったものとします。

4 IP通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、4,000円（税込価格4,400円）を当社が定める期日までに支払っていただきます。

ただし、長期継続利用期間の満了する日を含む料金月又はその翌料金月において長期継続利用の廃止があった場合、移転若しくは初期契約解除に伴う長期継続利用の廃止があった場合、当社が別に定める電気通信サービスの利用の開始の申込み若しくは解除に伴い長期継続利用の廃止があった場合及び当社が別に定める場合はこの限りではありません。

第4条 当社は、令和4年9月1日から令和7年3月31日までの間に総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者から、その第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知（当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限ります。）と同時にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3若しくは10Gb/sのもの又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3、200Mb/s若しくは1Gb/s若しくは10Gb/sのものに係るIP通信網契約（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者とします。）とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和7年6月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。

2 当社は、1の総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約ごとに、1のメニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3若しくは10Gb/sのもの又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3、200Mb/s若しくは1Gb/s若しくは10Gb/sのものに係るIP通信網契約に対して、この附則第1項を適用します。

- 3 当社は、この附則第1項の適用を受けているIP通信網契約について、現に利用している総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知を取消した場合は、この附則第1項の適用前の料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
 - 4 当社は、令和4年9月1日から令和6年9月30日までの間にメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約者から、そのIP通信網契約の解除の通知（当社が別に定める期日までにその利用休止又は解除を行う場合に限り、）と同時にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3若しくは10Gb/sのもの又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3、200Mb/s若しくは1Gb/s若しくは10Gb/sのものに係るIP通信網契約（そのIP通信網契約者（そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者）と）とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限り、）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和6年12月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限り、）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限り、）について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。
 - 5 当社は、1のメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約ごとに、1のメニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3若しくは10Gb/sのもの又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3、200Mb/s若しくは1Gb/s若しくは10Gb/sのものに係るIP通信網契約に対して、この附則第4項を適用します。
 - 6 当社は、この附則第4項の適用を受けているIP通信網契約について、現に利用しているメニュー1又はメニュー4に係るIP通信網契約の解除の通知を取消した場合は、この附則第4項の適用前の料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
 - 7 この附則第4条第1項及び第4項に定める場合において、IP通信網契約者から料金表第2表第2(6)に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額はIP通信網契約者に負担していただきます。
- 第5条 西企営第159号（平成31年1月29日）の附則第4項の規定にかかわらず、当社は、長期継続利用申出に係る利用料金の適用（ケ～ソ欄に規定していたものに限り、）のソ欄に規定していた当社が別に定める場合について、変更します。

附 則（令和4年9月29日西企営第87号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和4年10月1日から実施します。
（サービスの終了）
- 2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している携帯型無線LANルータ装置の型のを終了することとします。
（経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他責務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 4 西企営第101号（令和2年9月29日）の附則第3項を「3 削除」に改めます。

附 則（令和5年1月27日西企営第130号）

（実施期日）

- 第1条 この改正規定は、令和5年2月1日から実施します。
（経過措置）
- 第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービ

スの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第3条 当社は、令和5年2月1日から令和6年5月31日までの間にメニュー5-1の10Gb/s又はメニュー5-2の10Gb/sに係るIP通信網契約者(光コラボレーションモデルに関する契約に係るIP通信網契約者を除きます。)から、申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの継続利用(以下第2項から第4項において「長期継続利用」といいます。)の申出があった場合には、その期間(以下第2項から第4項において「長期継続利用期間」といいます。)におけるそのIP通信網サービスに係る利用料金(2-5-1に規定する基本料の部分に限り、)について、月額1,100円(税込価格1,210円)を減額して適用します。

ただし、長期継続利用に係る契約者回線の移転があった場合の長期継続利用期間については、移転があった日を起算日として、移転前の契約者回線に係る長期継続利用期間の満了日までとします。

- 2 長期継続利用期間には、IP通信網サービスの利用の一時中断があった期間を含むものとします。
- 3 当社は、その長期継続利用期間が満了する日までの間にIP通信網契約者から長期継続利用の廃止の申出が無かった場合は、その満了する日の翌日からの長期継続利用の申出があったものとします。
- 4 IP通信網契約者は、長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合には、4,000円(税込価格4,400円)を当社が定める期日までに支払っていただきます。
ただし、長期継続利用期間の満了する日を含む料金月の初日から、その満了する日を含む料金月の翌々料金月の末日までの間において長期継続利用の廃止があった場合、移転若しくは初期契約解除に伴う長期継続利用の廃止があった場合、当社が別に定める電気通信サービスの利用の開始の申込み若しくは解除に伴い長期継続利用の廃止があった場合及び当社が別に定める場合はこの限りではありません。

第4条 西企営第159号(平成31年1月29日)の附則第4項の規定にかかわらず、当社は、長期継続利用申出に係る利用料金の適用(ケ～ソ欄に規定していたものに限り、)のソ欄に規定していた当社が別に定める場合について、変更します。

第5条 当社は、令和5年2月1日から令和7年3月31日までの間にメニュー5-1のプラン5-2又はメニュー5-2のカテゴリ3-2に係るIP通信網契約者から、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3若しくは10Gb/sのもの又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3-1、200Mb/s、1Gb/s若しくは10Gb/sのものに係るIP通信網契約への品目又は細目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和7年6月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、その品目又は細目の変更に係る基本工事費(基本額の部分に限り、)交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限り、)については適用しません。
ただし、そのIP通信網契約への品目又は細目の変更と同時に移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、この限りではありません。

- 2 当社は、1のメニュー5-1のプラン5-2の契約又はメニュー5-2のカテゴリ3-2の契約ごとに、1のメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3若しくは10Gb/sのもの又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3-1、200Mb/s若しくは1Gb/s若しくは10Gb/sのものに係るIP通信網契約に対して、この附則第5条第1項を適用します。
- 3 この附則第5条第1項に定める場合において、IP通信網契約者から料金表第2表第2(6)に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額はIP通信網契約者に負担していただきます。

附 則（令和 5 年 1 月 27 日西企営第 132 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 5 年 2 月 1 日から実施します。
（サービスの終了）
- 2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定によりメニュー 5 に係る I P 通信網サービスの提供区域内で提供しているメニュー 4 を終了することとします。
ただし、そのメニュー 4 に係る利用回線又は契約者回線の終端の場所が令和 4 年 2 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日までの間にメニュー 5 に係る I P 通信網サービスの提供区域となったものについては、令和 7 年 1 月 31 日にサービスを終了することとします。
（経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他責務については、なお従前のとおりとします。
- 4 削除
（その他）
- 5 西企営第 56 号（平成 28 年 6 月 28 日）の附則第 3 項を「3 削除」に改めます。

附 則（令和 5 年 3 月 13 日西企営第 153 号）

（実施期日）

- 第 1 条 この改正規定は、令和 5 年 3 月 13 日から実施します。
（経過措置）
- 第 2 条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

メニュー 5 1 のタイプ 1 のものに係る I P 通信網契約	メニュー 5 1 のタイプ 1 - 1 のものに係る I P 通信網契約
メニュー 5 2 のタイプ 1 のものに係る I P 通信網契約	メニュー 5 2 のタイプ 1 - 1 のものに係る I P 通信網契約
メニュー 5 4 のタイプ 1 のものに係る I P 通信網契約	メニュー 5 4 のタイプ 1 - 1 のものに係る I P 通信網契約

附 則（令和 5 年 3 月 30 日西企営 172 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 5 年 3 月 31 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 5 年 3 月 28 日西企営第 165 号）

（実施期日）

- 第 1 条 この改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 第 2 条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 第 3 条 西企営第 73 号（令和 4 年 8 月 29 日）の附則第 4 条第 1 項及び第 4 項中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年 6 月 30 日」を「令和 6 年 6 月 30 日」に改めます。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日西企営第 178 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2及びメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-2のものに関する料金その他の提供条件は、次に規定するもののほか、なお従前のとおりとします。
ただし、(3)に規定する長期継続利用の申出及び(4)に規定する複数回線同時利用の申出を行うことはできません。

利用料

(1) 基本料

1 契約者回線ごとに月額

区 分			料 金 額
メニュー5-1に係るもの	100Mb/sのもの	プラン5-2のもの	3,200円 (税込価格 3,520円)
メニュー5-2に係るもの	100Mb/sのもの	カテゴリ-3-2のもの	2,600円 (税込価格 2,860円)

(2) 情報量に応じた加算料

当社は、令和6年4月1日以降、情報量の測定を行わず、情報量に応じた加算料を適用しません。

(3) 料金表第1表第1類1(適用)(9)アに規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用

(ア) 附則第3項(1)に規定する基本料の部分の減額

継続して利用する期間	品目及び細目	利用料(基本料)の減額(月額)
長期継続利用の申出のあった日(IP通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、そのIP通信網サービスの提供を開始した日)から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日まで	メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2及びメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-2に係るもの	400円 (税込価格 440円)

(イ) メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-2に係る附則第3項(2)に規定する額に代えて適用する額

メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-2に係る附則第3項(2)に規定する額に代えて適用する額は、令和6年4月1日以降適用しません。

(ウ) 料金表第1表第1類1(適用)(9)アに規定する長期継続利用期間の満了前に長期継続利用の廃止があった場合(料金表第1表第1類1(適用)(9)オからキの規定に該当する場合を除きます。)の支払額

区 別	支払いを要する額
	残余の期間が1年未満である場合
メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-2に係るもの	2,000円(税込価格 2,200円)

備考 令和6年2月1日以降の日に長期継続利用の廃止があった場合は、本欄に規定する支払いを要しません。

(4) 料金表第1表第1類1(適用)(2)アに規定する複数回線同時利用申出に係る利用料金

メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3-2のものに係る複数回線同時利用申出の場合の附則第3項(2)に規定する額に代えて適用する額

メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3-2のものに係る複数回線同時利用申出の場合の附則第3項(2)に規定する額に代えて適用する額は、令和6年4月1日以降適用しません。

工事費

メニュー5に関するものに係る工事費の取扱いに準じます。

附則(令和5年5月29日企営第155500000037号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年5月31日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(令和5年5月29日企営第155500000036号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、令和5年6月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第3条 西企営第130号(令和5年1月27日)の附則第3条第1項中「令和5年5月31日」を「令和5年9月30日」に改めます。

附則(令和5年7月27日企営第155500000086号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、メニュー4に係るIP通信網契約の申込み、契約者回線等の移転又は品目の変更により、リンク未確立状態(DSL方式に起因する事象であって、契約者回線等の終端に接続される変復調装置(以下「DSLモデム」といいます。))とそのDSLモデムと対向して収容IP通信網サービス取扱所に設置される変復調装置との間における通信が全く利用できない状態をいいます。以下同じとします。)となった場合(そのことを当社が確認できる場合に限り、)であって、そのIP通信網サービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更の日の翌日から起算して20日以内に、IP通信網契約者からその旨の申出があり、そのIP通信網契約の解除が行われたときは、リンク未確立状態の期間に係る利用料金、契約料及び工事費は適用しません。

(サービスの終了)

4 当社は、この改正規定実施の際限に、改正前の規定により提供しているメニュー4について、そのメニュー4に係る利用回線又は契約者回線の終端の場所が令和4年2月1日から令和5年1月31日までの間にメニュー5に係るIP通信網サービスの提供区域となったものを除き、令和8年1月31日にサービスを終了することとします。

(その他)

- 5 西企営第132号(令和5年1月27日)の附則第4項を「4 削除」に改めます。

附則(令和5年7月30日企営第155500000089号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和5年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 西企営第18号(令和元年5月7日)の附則第3項を次のとおり改めます。

西企営第24号(平成23年5月20日)の附則第2項の規定にかかわらず、ルータ機能付回線接続装置の型又は無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置の型の取扱いについては、次のとおりとします。

(1) IP通信網契約者から無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置の型に係る端末設備の廃止の通知と同時に、ルータ機能付回線接続装置の型の提供の請求があった場合、ルータ機能付回線接続装置の型を提供します。

(2) 別段の合意として当社が別に定める規約に基づき提供されるIP通信網サービスに係る契約者から品目の変更の請求(メニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3への変更に限り。なお、その場合、当社が別に定める規約の解除があったものとみなします。)と同時に、ルータ機能付回線接続装置の型又は無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置の型の提供の請求があり、当社がその申込みを承諾した場合、ルータ機能付回線接続装置の型又は無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置の型を提供します。

(3) 音声利用IP通信網サービス契約約款における第2種サービス(プラン2のタイプ2のメニュー1に係るもののうち、当社が別に定める提供区域で利用しているものに限り。))に係る契約者から第2種契約の解除の通知と同時に、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のものに係るIP通信網サービスの申込み及びルータ機能付回線接続装置の型又は無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置の型の提供の請求があり、当社がその申込みを承諾した場合、ルータ機能付回線接続装置の型又は無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置の型を提供します。

- 4 音声利用IP通信網サービス契約約款における第2種サービス(プラン2のタイプ2のメニュー1に係るもののうち、当社が別に定める提供区域で利用しているものに限り。))に係る契約者から第2種契約の解除の通知と同時に、メニュー5-1の100Mb/sのプラン5、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のものに係るIP通信網サービスの申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合(その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限り。)、その申込みに係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。ただし、契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合であって、IP通信網契約者からその場所における当社による工事の請求があった場合は、この限りではありません。

- 5 前項に定める場合において、IP通信網契約者から料金表第2表第2(6)に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額はIP通信網契約者に負担していただきます。

附則(令和5年9月25日企営第155500000135号)

(実施期日)

- 第1条 この改正規定は、令和5年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービ

スの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第3条 西企営第130号(令和5年1月27日)の附則第3条第1項中「令和5年9月30日」を「令和6年1月31日」に改めます。

附 則(令和5年9月28日企営第155500000145号)

この改正規定は、令和5年10月1日から実施します。

附 則(令和5年11月28日企営第155500000186号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 西企営第178号(令和5年3月31日)の附則第3項を次のとおり改めます。

この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2及びメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-2のものに関する料金その他の提供条件は、次に規定するもののほか、なお従前のとおりとします。

ただし、(3)に規定する長期継続利用の申出及び(4)に規定する複数回線同時利用の申出を行うことはできません。

附 則(令和5年11月30日企営第155500000189号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年12月1日から実施します。

ただし、改正後の請求書等の発行に関する料金の額については、令和5年12月20日以後を支払期日とする請求から適用します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 西企営第178号(令和5年3月31日)の附則第3項に次の規定を加えます。

工事費

メニュー5に関するものに係る工事費の取扱いに準じます。

附 則(令和5年12月26日企営第155500000213号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和6年1月2日から実施します。

(優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引の終了)

2 前項の規定にかかわらず、当社は電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定する優先接続の取扱いの終了に伴い、改正前の規定により適用している優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引を終了することとします。

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引が適用されているメニュー1及びメニュー4に係る利用料金については、附則第2項に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引の終了後、当分の間、次に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引に相当する割引を適用します。

(1) 適用

この割引の適用を受けるIP通信網契約について、次の場合は、この割引の適用を廃止します。この場合において、契約の解除等があった日を含む料金月の末日までこの割引を適用します。

ア IP通信網契約の解除があったとき。

イ メニュー 4 の契約者回線型サービスのものについて、電話サービス契約約款に規定する加入電話契約と同一の契約者及び同一の請求書により料金の請求を行うものでなくなったとき。

ウ 料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1 (適用) (13) に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるとき。

(2) 割引額

1 契約者回線又は 1 利用回線ごとに月額

割引対象メニュー	割引額
メニュー 1	料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2 (料金額) 2 - 1 1 に規定する利用料金の額に 0.1 を乗じて得た額
メニュー 4	同表第 1 類第 1 の 2 (料金額) 2 - 4 - 1 に規定する利用料の額に 0.1 を乗じて得た額

(注 1) 割引の対象となる利用料金について、料金表通則に規定する料金の計算方法等及び端数処理の適用を受けるときは、その適用を受けた後の額とします。

(注 2) 当社は、割引額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、料金表通則 5 (端数処理) の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

附 則 (令和 5 年 12 月 27 日企営第 155500000216 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 6 年 1 月 11 日から実施します。

(経過措置)

2 令和 6 年 1 月 11 日から令和 6 年 9 月 30 日までの間に IP 通信網契約者 (第 1 条 (約款の適用) に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている IP 通信網サービス (別に定める利用規約により提供されているものに限りません。) に係る者を除きます。) から請求があり、令和 6 年 12 月 31 日までに当社がセキュリティ供給先追加機能の提供を開始した場合は、その提供開始日から、その提供開始日を含む料金月の 2 か月後の料金月の末日までのその付加機能利用料については適用しません。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和 6 年 1 月 24 日企営第 155500000236 号)

(実施期日)

第 1 条 この改正規定は、令和 6 年 2 月 1 日から実施します。

(経過措置)

第 2 条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第 3 条 西企営第 130 号 (令和 5 年 1 月 27 日) の附則第 3 条第 1 項中「令和 6 年 1 月 31 日」を「令和 6 年 5 月 31 日」に改めます。

第 4 条 西企営第 178 号 (令和 5 年 3 月 31 日) の附則第 3 項(3)の(ウ)の表中に「備考 令和 6 年 2 月 1 日以降の日に長期継続利用の廃止があった場合は、本欄に規定する支払いを要しません。」を追加します。

附 則 (令和 6 年 3 月 22 日企営第 155500000291 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの

料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 西企営第73号(令和4年8月29日)の附則第4条第1項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和6年6月30日」を「令和7年6月30日」に改めます。
- 4 西企営第73号(令和4年8月29日)の附則第4条第4項中「令和6年3月31日」を「令和6年9月30日」に、「令和6年6月30日」を「令和6年12月31日」に改めます。

附 則(令和6年3月25日企営第15550000296号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。
(メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2及びメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-2に係る情報量に応じた加算料の廃止)
- 2 西企営第178号(令和5年3月31日)の附則第3項の利用料⁽²⁾情報量に応じた加算料の表を削除し、「当社は、令和6年4月1日以降、情報量の測定を行わず、情報量に応じた加算料を適用しません。」に改めます。
- 3 西企営第178号(令和5年3月31日)の附則第3項の利用料⁽³⁾料金表第1表第1類1(適用)^(X)アに規定する長期継続利用申出に係る利用料金の適用の(イ)の表を削除し、「メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-2に係る附則第3項⁽²⁾に規定する額に代えて適用する額は、令和6年4月1日以降適用しません。」に改めます。
- 4 西企営第178号(令和5年3月31日)の附則第3項の利用料⁽⁴⁾料金表第1表第1類1(適用)⁽²⁾アに規定する複数回線同時利用申出に係る利用料金のメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-2のものに係る複数回線同時利用申出の場合の附則第3項⁽²⁾に規定する額に代えて適用する額の表を削除し、「料金表第1表第1類1(適用)⁽²⁾アに規定する複数回線同時利用申出に係る利用料金メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-2のものに係る複数回線同時利用申出の場合の附則第3項⁽²⁾に規定する額に代えて適用する額は、令和6年4月1日以降適用しません。」に改めます。

(サービスの終了)

- 5 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2及びメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-2のものについては、令和7年3月31日に提供を終了することとします。

(契約に関する経過措置)

- 6 この附則第5項に規定するメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2及びメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-2のものの提供終了の際現に、次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、令和7年4月1日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。

メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-2のものに係るIP通信網サービス	メニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1のものに係るIP通信網サービス
メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-2のものに係るIP通信網サービス	メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3-1のグレード1のものに係るIP通信網サービス

- 7 この附則第6項の規定により移行したIP通信網サービスは、それらのサービスを対象に協定事業者等が提供する電気通信サービスを、当分の間、利用できない場合があります。

(利用料金に関する経過措置)

- 8 この附則第6項の規定により移行したIP通信網サービスにおける利用料金は、料金表第1表第1類の2(料金額)2-5の2-5-1(1)(基本料)の規定にかかわらず

ず、次表に定める期間については、同表に定める料金額を適用します。

1 契約者回線ごとに月額

移行後の I P 通信網サービス		基本料の適用期間及び料金額（月額）	
		この改正規定実施の日から令和 7 年 6 月 30 日までの間	令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの間
メニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 5 - 1 のものに係る I P 通信網サービス		3,600円 (税込価格 3,960円)	4,400円 (税込価格 4,840円)
メニュー 5 - 2 の 100Mb/s のカテゴリ 3 - 1 のグレード 1 のものに係る I P 通信網サービス	プラン・ミニに係るもの	2,900円 (税込価格 3,190円)	3,600円 (税込価格 3,960円)
	プラン 1 に係るもの	2,700円 (税込価格 2,970円)	3,200円 (税込価格 3,520円)
	プラン 2 に係るもの	2,600円 (税込価格 2,860円)	2,900円 (税込価格 3,190円)

（経過措置期間における工事費の割引）

- 9 当社は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの間にこの附則第 6 項の規定により移行した I P 通信網サービスに係る I P 通信網契約者から、メニュー 5 - 1 の 200Mb/s、1 Gb/s のプラン 2 若しくはプラン 3、10Gb/s のもの又はメニュー 5 - 2 の 200Mb/s、1 Gb/s 若しくは 10Gb/s のものに係る I P 通信網契約への品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和 8 年 3 月 31 日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その品目の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）について、料金表第 2 表第 2 の 2 - 5 に規定する額に代えて 0 円を適用します。

ただし、その I P 通信網契約への品目の変更と同時に移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、この限りではありません。

- 10 この附則第 9 項に定める場合において、I P 通信網契約者から料金表第 2 表第 2 (6) に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額は I P 通信網契約者に負担していただきます。

（サービスの自動移行）

- 11 この附則第 6 項の規定により次の表の左欄のサービスに移行した I P 通信網契約は、令和 7 年 10 月 1 日以降の当社が別に定める日において、同表の右欄のサービスを提供されている I P 通信網契約に移行したものとします。

メニュー 5 - 1 の 100Mb/s のプラン 5 - 1 のものに係る I P 通信網サービス	メニュー 5 - 1 の 1 Gb/s のプラン 3 のものに係る I P 通信網サービス
メニュー 5 - 2 の 100Mb/s のカテゴリ 3 - 1 のグレード 1 のものに係る I P 通信網サービス	メニュー 5 - 2 の 1 Gb/s のものに係る I P 通信網サービス

（経過措置）

- 12 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの

料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 6 年 3 月 28 日企営第 155500000298 号）

この改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（令和 6 年 3 月 28 日企営第 155500000301 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の日において、当社が別に定める電気通信サービスの提供区域外を接続契約者回線の終端（回線収容部に収容されるものを除きます。）の場所とする回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスに係る IP 通信網契約の申込については、令和 7 年 3 月 31 日までの間、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日企営第 155500000305 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（サービスの終了）
- 3 当社は、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー 1 については、令和 8 年 1 月 31 日にサービスを終了することとします。
（その他）
- 4 西企営第 137 号（平成 30 年 11 月 26 日）の附則第 3 項を「3 削除」に改めます。

基本的な技術的事項

1 メニュー 2

(1) メニュー 2 - 1 - 1 及びメニュー 2 - 1 - 2 に係るもの

細目及び種類		内 容
メニュー 2 - 1 - 1		その契約者回線を同一内容の高速デジタル伝送サービスの専用回線とみなした場合の基本的な技術的事項と同じ
メニュー 2 - 1 - 2	契約者回線型サービス	その契約者回線を同一内容の第 1 種 ATM 専用サービスの専用回線とみなした場合の基本的な技術的事項と同じ
	契約者回線群型サービス	その契約者回線を同一内容の ATM データ通信網サービスの契約者回線とみなした場合の基本的な技術的事項と同じ

(2) メニュー 2 - 1 - 3 に係るもの

品 目	インタフェース種別		物理的条件	電氣的 / 光学的条件	
				送出電圧 / 光出力	その他
10Mb/s	10BASE-T		8 端子コネクタ (ISO 標準 IS 8877 準拠)	6.2V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ ISO/IEC8802-3 準拠
100Mb/s	次のいずれか	100BASE-FX	F04 形 単心光ファイバコネクタ (IEC 標準 60874 -14 準拠)	-14dBm (平均値) 以下	IEEE802.3u 準拠
		100BASE-TX	8 端子コネクタ (ISO 標準 IS 8877 準拠)	2.1V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3u 準拠
1 Gb/s	1000BASE-LX		F04 形 単心光ファイバコネクタ (IEC 標準 60874 -14 準拠)	- 3 dBm (平均値) 以下	IEEE802.3z 準拠

(3) メニュー 2 - 2 に係るもの

品 目	インタフェース種別	物理的条件	電氣的 / 光学的条件	
			送出電圧 / 光出力	その他
10Mb/s	10BASE-T	8 端子コネクタ (ISO標準ISO 8877準拠)	6.2V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3-2005準拠
100Mb/s	100BASE-FX	SCコネクタ (IEC標準60874-14準拠)	-14dBm(平均値) 以下	IEEE802.3-2005準拠
	100BASE-TX	8 端子コネクタ (ISO標準IS8877準拠)	2.1V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3u準拠
1 Gb/s	1000BASE-LX	SCコネクタ (IEC標準60874-14準拠)	-3dBm (平均値) 以下	IEEE802.3-2005準拠
10Gb/s	1000BASE-LX	SCコネクタ (IEC標準60874-14準拠)	-3dBm (平均値) 以下	IEEE802.3-2005準拠

2 メニュー 3

メニュー 3 - 2 に係るもの

品 目	インタフェース種別	物理的条件	電氣的 / 光学的条件	
			送出電圧 / 光出力	その他
10Mb/s	10BASE-T	8 端子コネクタ (ISO標準IS 8877準拠)	6.2V (P - P 値) 以下	・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ ISO/IEC8802-3準拠
100Mb/s	100BASE-FX	F04形単心光ファイバコネクタ (IEC標準 60874-14準拠)	-14dBm(平均値) 以下	IEEE802.3u準拠

3 メニュー4

(1) 当社が回線接続装置を設置する場合

ア 当社が変復調装置（DSLモデム）を提供する場合

品 目	インタフェース種別	物理的条件	電気的条件	
			送出電圧	その他
1.5Mb/s及び8 Mb/sのもの	10BASE-T	8端子コネクタ (ISO標準IS 8877 準拠)	6.2V (P-P値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ISO/IEC8802-3 準拠
12Mb/s、24Mb/s、40Mb/s及び47Mb/sのもの	100BASE-TX	8端子コネクタ (ISO標準IS 8877 準拠)	2.1V (P-P値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3u 準拠
	10BASE-T	8端子コネクタ (ISO標準IS 8877 準拠)	6.2V (P-P値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ISO/IEC8802-3 準拠

イ 当社が帯域分離多重装置（スプリッタ）のみを提供する場合

接 続 口	物 理 的 条 件
変復調装置（DSLモデム） 接続口	6端子コネクタ（昭和60年郵政省令告示第399号）
アナログ端末接続口	

(2) 当社が回線接続装置を提供しない場合

当社が回線接続装置を提供しない場合の物理的条件は、2線式インタフェースとします。

4 メニュー5

(1) メニュー5 - 1及び5 - 2に係るもの

区 別	品 目	インタフェース種別	物理的条件	電気的条件	
				送出電圧	その他
メニュー5 - 1及びメニュー5 - 2	100Mb/sのもの	100BASE-TX	8端子コネクタ (IEC60603-7準拠)	6.2V (P-P値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・IEEE802.3-2018準拠

		10BASE-T	8 端子コネクタ (IEC60603-7 準拠)	6.2V (P-P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3-2018 準拠
200Mb/s のもの		1000BASE-X SFF-8431 Rev4.1 APPENDIX F	SFP + (SFF8432 準拠)	1.2V (P-P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ SFF8432 準拠
		1000BASE-T	8 端子コネクタ (IEC60603-7 準拠)	6.2V (P-P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3-2018 準拠
		100BASE-TX	8 端子コネクタ (IEC60603-7 準拠)	6.2V (P-P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3-2018 準拠
		10BASE-T	8 端子コネクタ (IEC60603-7 準拠)	6.2V (P-P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3-2018 準拠
1 Gb/s のもの		1000BASE-X SFF-8431 Rev4.1 APPENDIX F	SFP + (SFF8432 準拠)	1.2V (P-P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ SFF8432 準拠
		1000BASE-T	8 端子コネクタ (IEC60603-7 準拠)	6.2V (P-P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3-2018 準拠
		100BASE-TX	8 端子コネクタ (IEC60603-7 準拠)	6.2V (P-P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3-2018 準拠

		10BASE-T	8 端子コネクタ (IEC60603-7 準拠)	6.2V (P-P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3-2018 準拠
10Gb/s のもの		10GBASE-T	8 端子コネクタ (IEC60603-7 準拠)	6.2V (P-P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3-2018 準拠
		5GBASE-T	8 端子コネクタ (IEC60603-7 準拠)	6.2V (P-P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3-2018 準拠
		2.5GBASE-T	8 端子コネクタ (IEC60603-7 準拠)	6.2V (P-P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3-2018 準拠
		1000BASE-T	8 端子コネクタ (IEC60603-7 準拠)	6.2V (P-P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3-2018 準拠
		100BASE-TX	8 端子コネクタ (IEC60603-7 準拠)	6.2V (P-P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3-2018 準拠

(2) 削除

5 メニュー7

(1) メニュー7 - 1に係るもの

品 目	インタフェース種別	物理的条件	電氣的 / 光学的条件	
			送出電圧等 / 光出力	その他
100Mb/s及び200Mb/sのもの	100BASE-FX	F04形単芯光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)	-14dBm (平均値) 以下	IEEE802.3u 準拠
1 Gb/s及び2 Gb/sのもの	1000BASE-SX	F04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)	光出力 0 dBm (平均値) 以下	IEEE802.3z 準拠
	1000BASE-LX	F04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)	- 3 dBm (平均値) 以下	IEEE802.3z 準拠
10Gb/s、20Gb/s及び30Gb/sのもの	10GBASE-LR	F04系単芯光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)	+0.5dBm(平均値)以下	IEEE802.3ae 準拠

(2) メニュー7 - 2に係るもの

品 目	インタフェース種別	物理的条件	電氣的 / 光学的条件	
			送出電圧等 / 光出力	その他
100Mb/s及び200Mb/s (クラス2のものに限ります。)のもの	100BASE-TX	8端子コネクタ (ISO標準IS 8877準拠)	2.1V (P-P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送出電圧は、100の負荷抵抗に対する値とする。 ・ ISO/IEC8802-3準拠
	1000BASE-SX	SCコネクタ (IEC標準 60874-14準拠)	0dBm(平均値) 以下	IEEE802.3-2005準拠
	1000BASE-LX	SCコネクタ (IEC標準 60874-14準拠)	-3dBm (平均値) 以下	IEEE802.3-2005準拠
200 Mb/s (クラス1のものに限ります。)、300 Mb/s、400 Mb/s、600 Mb/s、1 Gb/s及び2 Gb/sのもの	1000BASE-SX	SCコネクタ (IEC標準 60874-14準拠)	0dBm(平均値) 以下	IEEE802.3-2005準拠

	1000BASE-LX	SCコネクタ (IEC標準 60874-14準拠)	-3dBm (平均値)以下	IEEE802.3-2005準拠
--	-------------	------------------------------	---------------	------------------

6 メニュー 8

品目及び細目		インタフェース種別	物理的条件	電氣的 / 光学的条件	
				送出電圧 / 光出力	その他
10Mb/s		10BASE-T	8 端子コネクタ (ISO標準 ISO 8877準拠)	6.2V (P - P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3-2005 準拠
100M b/s	タイプ 1 のもの	100BASE-FX	SCコネクタ (IEC標準60874-14準拠)	-14dBm (平均値)以下	IEEE802.3-2005 準拠
		100BASE-TX	8 端子コネクタ (ISO標準 ISO 8877準拠)	2.1V (P - P 値) 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・送出電圧は、100 の負荷抵抗に対する値とする。 ・ IEEE802.3-2005 準拠
	タイプ 2 のもの	1000BASE-LX	SCコネクタ (IEC標準60874-14準拠)	- 3 dBm (平均値)以下	IEEE802.3-2005 準拠